

苫小牧市地域防災計画

マニュアル編

令和8年3月

苫小牧市防災会議

目次

第1章 災害時の体制と事務分掌	マ-1
第1節 災害時の体制	マ-1
第1 組織図	マ-1
第2 組織一覧.....	マ-2
第3 事務分掌.....	マ-4
第4 広報調査部各班の広報及び調査の区域	マ-16
第2節 各部の業務.....	マ-17
第2章 各業務の実施項目	マ-23
第1節 地震・津波災害時の活動体制の確立	マ-23
第1 地震・津波情報の収集・伝達.....	マ-23
第2 職員の動員.....	マ-24
第3 情報連絡体制の確立・活動・廃止	マ-26
第4 非常警戒本部の設置・運営・廃止	マ-27
第5 災害対策本部の設置・運営・廃止	マ-29
第2節 火山災害時の活動体制の確立	マ-31
第1 火山情報の収集・伝達	マ-31
第2 職員の動員.....	マ-32
第3 情報連絡体制の確立・活動・廃止	マ-33
第4 非常警戒本部の設置・運営・廃止	マ-34
第5 災害対策本部の設置・運営・廃止	マ-36
第3節 風水害時等の活動体制の確立.....	マ-38
第1 気象情報等の収集・伝達	マ-38
第2 職員の動員.....	マ-40
第3 情報連絡体制の確立・活動・廃止	マ-41
第4 非常警戒本部の設置・運営・廃止	マ-42
第5 災害対策本部の設置・運営・廃止	マ-44
第4節 被害情報の収集・伝達・報告.....	マ-46
第1 被害情報の収集	マ-46
第2 被害情報の伝達・報告	マ-50
第5節 災害広報.....	マ-51

第1 避難所・市民・事業所への広報	マ-51
第2 報道機関への対応	マ-54
第3 安否情報の提供	マ-55
第6節 応援派遣要請と受入れ	マ-56
第1 自衛隊派遣要請	マ-56
第2 自治体への要請	マ-58
第3 応援協定先、民間企業等への要請	マ-60
第4 受援体制の確立	マ-62
第7節 消防活動	マ-64
第1 消火活動	マ-64
第2 火災のパトロール	マ-66
第8節 救助・救出	マ-67
第1 救助・救出活動の実施	マ-67
第2 医療救護所への傷病者の搬送	マ-69
第9節 応急医療	マ-70
第1 医療救護活動	マ-70
第2 搬送体制の確保	マ-72
第3 医薬品・資機材の調達	マ-73
第4 避難所の巡回活動	マ-74
第10節 行方不明者の搜索、遺体の処理・埋火葬	マ-76
第1 行方不明者の搜索	マ-76
第2 遺体の処理	マ-78
第3 遺体の埋火葬	マ-79
第11節 警戒区域の設定・避難活動・避難所運営	マ-81
第1 警戒区域の設定	マ-81
第2 避難指示	マ-82
第3 避難誘導	マ-96
第4 避難所の開設	マ-97
第5 避難所の運営	マ-99
第6 避難所の統合・閉鎖	マ-101
第7 広域避難	マ-102
第8 広域一時滞在	マ-103
第9 帰宅困難者対策	マ-104
第12節 交通対策・緊急輸送	マ-105
第1 交通規制	マ-105

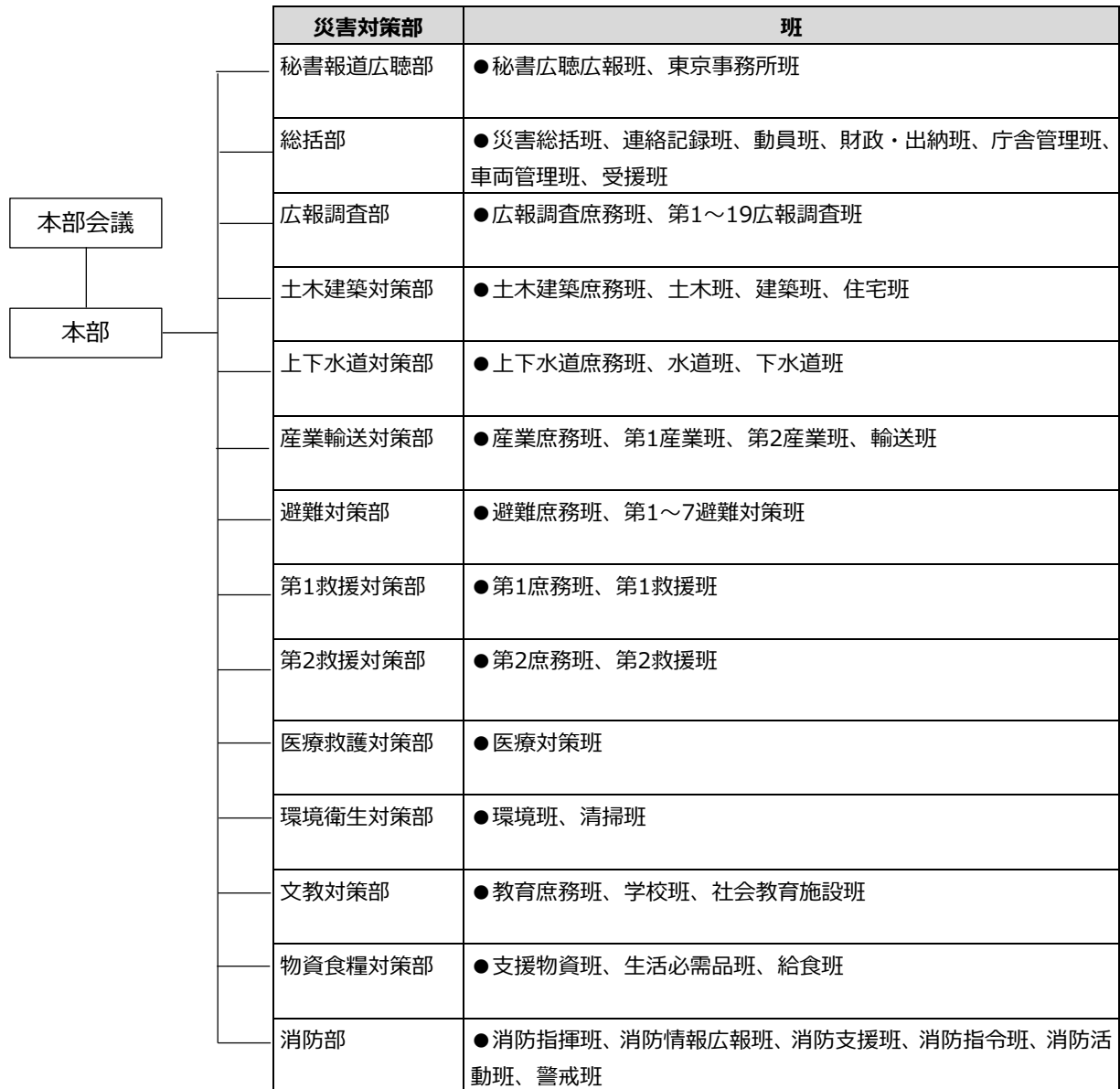
第2 緊急輸送.....	マ-106
第13節 災害時の警備対策	マ-109
第1 連絡体制の確立	マ-109
第2 警備活動.....	マ-110
第14節 生活救援対策	マ-111
第1 給水活動.....	マ-111
第2 食料・生活必需品の供給	マ-113
第15節 建物対策.....	マ-115
第1 被災建物応急危険度判定	マ-115
第2 被災宅地危険度判定	マ-117
第3 住宅の整備.....	マ-119
第4 被災住宅の修理	マ-121
第16節 災害廃棄物処理・防疫	マ-122
第1 被災者等の保健衛生	マ-122
第2 被災地の防疫活動	マ-123
第3 し尿の処理.....	マ-126
第4 生活ごみの処理	マ-128
第5 災害廃棄物処理の計画・実施.....	マ-129
第17節 災害ボランティアの活用.....	マ-131
第18節 要配慮者への対応	マ-133
第1 要配慮者の安否確認・避難支援.....	マ-133
第2 避難所の要配慮者の援護	マ-135
第3 巡回ケア・広報・相談窓口の設置	マ-138
第4 要配慮者への福祉仮設住宅の供給及びケア対策.....	マ-140
第19節 公共機関・施設の応急対策.....	マ-141
第1 上水道の応急・復旧対策	マ-141
第2 下水道の応急・復旧対策	マ-143
第3 電気・通信・ガス・鉄道等施設の応急・復旧対策	マ-145
第4 道路・橋りょうの応急・復旧対策.....	マ-146
第5 河川・海岸・指定地の応急・復旧対策	マ-147
第6 その他の公共施設の応急・復旧対策	マ-148
第20節 応急教育活動	マ-149
第1 学校の災害直後の措置	マ-149
第2 応急教育の実施.....	マ-151

第3 避難所開設への支援	マ-153
第4 保育園の災害直後の措置	マ-154
第5 応急保育の実施	マ-155
第2 1節 農林漁業対策	マ-156
第1 農林漁業の被害の調査	マ-156
第2 飼料の確保	マ-157
第3 農林漁業施設の防疫	マ-158
第2 2節 大規模事故災害対策	マ-159
第2 3節 災害救助法の適用	マ-160
第1 災害救助法の適用手続	マ-160
第2 救助の実施	マ-161
第2 4節 市民生活の安定のための緊急措置	マ-162
第1 り災証明書の発行	マ-162
第2 生活資金等の支給・貸付、税の減免	マ-164
第3 生活再建支援	マ-165
第4 農林漁業、中小企業への支援	マ-166
第5 義援金の受入れ・配分	マ-168

第1章 災害時の体制と事務分掌

第1節 災害時の体制

第1 組織図



※●は各部の代表班とする

第2 組織一覧

通常時の組織			災害対策本部の組織		
部	室	課	部	班	
会計管理者	-	会計課	総括部 避難対策部	財政・出納班 第7避難対策班	
総合政策部	政策推進室	政策推進課	総括部	受援班	
		秘書課	秘書報道広聴部	秘書広聴広報班	
		東京事務所	秘書報道広聴部	東京事務所班	
		シティプロモーション課	秘書報道広聴部	秘書広聴広報班	
	協働男女平等参画室	-	避難対策部	第6避難対策班	
	観光スポーツ室	観光政策課	秘書報道広聴部	秘書広聴広報班	
		スポーツ都市推進課	産業輸送対策部	輸送班	
未来創造戦略室	-	物資食糧対策部	支援物資班		
総務部	行政経営室	-	秘書報道広聴部 避難対策部	秘書広聴広報班 第6避難対策班	
		-	総括部 避難対策部	受援班 避難庶務班	
	DX推進室	-	避難対策部	第4避難対策班	
		-	総括部 避難対策部	庁舎管理班 第4避難対策班	
財政部	行財政改革推進室	-	総括部 避難対策部	受援班 第4避難対策班	
		-	総務課	庁舎管理班	
		-	法務文書課	避難対策部	第4避難対策班
		-	-	総括部 総括部 広報調査部 避難対策部 避難対策部 物資食糧対策部	財政・出納班 車両管理班 第1～19広報調査班 避難庶務班 第5避難対策班 生活必需品班
		-	-	広報調査部 広報調査部 避難対策部	広報調査庶務班 第1～19広報調査班 第1避難対策班
	税務室	-	広報調査部 広報調査部 避難対策部	広報調査庶務班 第1～19広報調査班 第1避難対策班	
	-	工事検査課	土木建築対策部	建築班	
市民生活部	危機管理室	-	総括部	災害総括班	
	地域活動支援室	-	総括部 物資食糧対策部	動員班 支援物資班	
	-	窓口サービス課	総括部 避難対策部	連絡記録班 第3避難対策班	
	-	保険年金課	避難対策部	第3避難対策班	
	-	勇払出張所	総括部	庁舎管理班	
	-	のぞみ出張所	総括部	庁舎管理班	
環境衛生部	ゼロごみ推進室	ゼロごみ推進課	総括部	庁舎管理班	
		ゼロごみ推進課	環境衛生対策部	清掃班	
	ゼロカーボン推進室	沼ノ端クリーンセンター	環境衛生対策部	清掃班	
		-	環境衛生対策部	環境班	
健康福祉部	生活支援室	環境生活課	環境衛生対策部	環境班	
		総務支援課	避難対策部	第2避難対策班	
		生活支援第1課	避難対策部	第2避難対策班	
	保健医療介護推進室	生活支援第2課	避難対策部	第2避難対策班	
		医療介護連携課	第1救援対策部	第1救援班	
		介護福祉課	第1救援対策部	第1救援班	
		健康づくり課	第1救援対策部	第1救援班	
-	総合福祉課	第1救援対策部	第1庶務班		
-	障がい福祉課	第1救援対策部	第1救援班		
こども未来部	こども家庭支援室	-	第1救援対策部 第2救援対策部	第1救援班 第2救援班	
		-	第2救援対策部	第2庶務班	
	-	こども政策課	第2救援対策部	第2救援班	
	-	幼保支援課	第2救援対策部	第2救援班	
	-	子育て応援課	第2救援対策部	第2救援班	
-	こども若者支援課	第2救援対策部	第2救援班		

第1章 災害時の体制と事務分掌
第1節 災害時の体制

通常時の組織			災害対策本部の組織	
部	室	課	部	班
産業経済部	企業政策室	企業港湾政策課	産業輸送対策部	産業庶務班
		工業雇用政策課	産業輸送対策部	第1産業班
		テクノセンター	産業輸送対策部	第1産業班
	－	商業振興課	産業輸送対策部	輸送班
	－	農林水産振興課	産業輸送対策部	第2産業班
都市建設部	－	建設経理課	土木建築対策部	土木建築庶務班
	－	開発管理課	土木建築対策部	土木建築庶務班
	－	道路建設課	土木建築対策部	土木班
	－	維持課	土木建築対策部	土木班
	－	緑地公園課	土木建築対策部	土木班
	－	建築課	土木建築対策部	建築班
	－	設備課	土木建築対策部	建築班
	住宅政策室	住まい支援課	土木建築対策部	住宅班
		建築指導課	土木建築対策部	建築班
市営住宅課		土木建築対策部	住宅班	
苫小牧市立病院	－	－	医療救護対策部	医療対策班
上下水道部	－	総務経営課	上下水道部	上下水道庶務班
	－	水道窓口課	上下水道部	上下水道庶務班
	－	水道課	上下水道部	水道班
	－	下水道課	上下水道部	下水道班
	－	高丘浄水場	上下水道部	水道班
	－	錦多峰浄水場	上下水道部	水道班
	－	下水処理センター	上下水道部	下水道班
消防本部	予防室	－	消防部	消防情報広報班
	共同指令管制室	指令1課	消防部	消防指令班
		指令2課	消防部	消防指令班
	－	総務課	消防部	消防支援班
	－	警防課	消防部	消防指揮班
	消防署	管理調査課	消防部	消防活動班
		消防1課	消防部	消防活動班
		消防2課	消防部	消防活動班
		救急課	消防部	消防活動班
		各出張所	消防部	消防活動班
	消防団	－	消防部	警戒班
教育部	－	総務企画課	文教対策部	教育庶務班
	－	施設課	文教対策部	教育庶務班
	－	学校教育課	文教対策部	学校班
	－	生涯学習課	避難対策部	第7避難対策班
			文教対策部	社会教育施設班
	市史編集事務局	－	避難対策部	第7避難対策班
	指導室	－	文教対策部	学校班
	学校給食共同調理場	－	物資食糧対策部	給食班
	美術博物館	－	文教対策部	社会教育施設班
	科学センター	－	文教対策部	社会教育施設班
	埋蔵文化財調査センター	－	文教対策部	社会教育施設班
	勇武津資料館	－	文教対策部	社会教育施設班
	選挙管理委員会	事務局	－	避難対策部
－			物資食糧対策部	支援物資班
監査委員	事務局	－	避難対策部	第7避難対策班
		－	物資食糧対策部	支援物資班
議会	事務局	－	総括部	庁舎管理班
		－	避難対策部	第7避難対策班

第3 事務分掌

<秘書報道広聴部、総括部>

■印：代表部長 ●印：部の代表班長 ○印：班の代表班長

部名 部長	班名 班長	担当課	主な事務分掌 ※「～に関する事」を省略	初動	応急	復旧
秘書報道広聴部 ■総合政策部長 ・協働男女平等参画室長 ・未来戦略担当部長 ・未来創造戦略室長	秘書広聴広報班 ●秘書課長 ・市民自治推進担当課長 ・男女平等参画担当課長 ・国際戦略担当課長 ・秘書課長補佐 ・シティプロモーション課長	秘書課 協働男女平等参画室 未来創造戦略室 シティプロモーション課	1 報道機関・防災関係機関への発表・要請 2 記者会見 3 市民等からの情報収集等広聴活動 4 災害相談窓口の設置（外国人・観光客等を含む） 5 本部長及び副本部長の秘書 6 災害視察者、見舞者等への応接 8 災害時応援協定団体等との連絡調整及び支援要請 9 災害の記録作成及び写真・ビデオ等映像の収録 10 災害情報等の発表及び各班・関係機関への周知（災害記録の掲示を含む） 11 災害広報全般 12 デマ情報の収集及び対策	●		
	東京事務所班 ○東京事務所長	東京事務所	1 災害に係る国・関係機関との連絡調整 2 応援団体との連絡調整	●	●	●
総括部 ■市民生活部長 ・危機管理担当部長 ・会計管理者 ・総合政策部長 ・総務部長 ・財政部長 ・市民生活部次長 ・総務部次長 ・政策推進室長 ・地域活動支援室長 ・行政改革推進室長 ・行政経営室長 ・DX推進担当部長	災害総括班 ●危機管理室長 ・危機管理担当課長	危機管理室	1 総括部の庶務及びとりまとめ 2 本部会議 3 災害対策に係る部長会議の召集等 4 災害対策本部の設置・廃止・移設 5 災害応急計画の企画 6 災害の分析及び対策 7 国・道・自衛隊・災害時応援協定団体等との連絡調整及び支援要請 8 本部長の指揮命令の伝達 9 各部との連絡調整 10 警戒区域の設定及び避難情報の指示等 11 防災関係機関連絡室の設置等 12 災害に係る国・道への報告 13 災害救助法の手続 14 地震情報、津波情報、気象情報の収集・伝達 15 臨時ヘリポートの開設	●	●	●
	連絡記録班 ○窓口サービス課長	窓口サービス課	1 本部の設営 2 地震・津波・気象情報等の収集伝達 3 防災関係機関及び各災害対策部等からの被害等状況情報の収集・集約・分析 4 災害や被災の状況把握及び記録作成（掲示を含む） 5 各部や各防災関係機関等が実施する諸対策や災害状況等の把握及び記録作成（掲示を含む） 6 秘書広聴広報班への記録送付	●	●	●

<総括部、広報調査部>

■印：代表部長 ●印：部の代表班長 ○印：班の代表班長

部名	班名	担当課	主な事務分掌 ※「～に関すること」を省略	初動	応急	復旧
部長	班長					
(総括部) ■市民生活部長 ・危機管理担当部長 ・会計管理者 ・総合政策部長 ・総務部長 ・財政部長 ・市民生活部次長 ・総務部次長 ・政策推進室長 ・地域活動支援室長 ・行政改革推進室長 ・行政経営室長 ・DX推進担当部長	動員班 ○地域支援担当課長 ・防犯交通安全担当課長	地域活動支援室	1 職員の召集・出勤及び解散 2 動員職員の出勤状況の把握及び記録作成 3 職員への災害用装備品等の貸与及び回収 4 職員等の食糧・必需品・飲料水等の数量の把握及び物資食糧対策部、水道対策部への配布要請・記録作成 5 市民生活部所管施設等の被害状況の把握・記録作成 6 所管施設及び施設利用者の避難誘導等、安全確保及び対策の構築 7 所管の施設等の応急措置、復旧 8 町内会との連絡調整 9 交通対策及びその記録作成 10 警察署等交通関係機関等との連絡調整 11 交通規制等道路情報の収集及び各部への周知	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
	財政・出納班 ○会計課長 ・財政担当課長	会計課 行政改革推進室	1 災害に係る経費の支出行為等事務 2 財政部所管施設等の被害状況の把握・記録作成 3 災害救助法に関する事務 4 寄付金 5 災害に係る職員の緊急的給与等、経費支出行為等事務 6 災害に係る金銭の出納経理 7 災害義援金等の保管	● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ●
	庁舎管理班 ○総務部総務課長 ・議事事務局長 ・DX推進室長	総務部総務課 議事事務局 DX推進室 勇払出張所 のぞみ出張所 沼ノ端出張所	1 庁舎の電気、通信施設、その他災害対策に必要な庁舎の管理・保全 2 電話交換手 3 所管施設等の被害状況の把握・記録作成	● ● ●	● ● ●	● ● ●
	車両管理班 ○管財課長補佐	行政改革推進室	1 広報車及び輸送班等の災害対応に係る車両の手配及び支援 2 各部班の車両に必要な燃料の確保 3 緊急通行車両等の申請	● ● ●	● ● ●	● ● ●
	受援班 ○政策推進課長 ・人事担当課長	政策推進課 行政経営室	1 受援に関する状況把握・とりまとめ 2 人的・物的資源のニーズ把握、調達・管理 3 受援に関する庁内調整（調整会議含む）	● ● ●	● ● ●	● ● ●
広報調査部 ■財政部長 ・財政部次長 ・税務室長	広報調査庶務班 ●資産税課長	資産税課	1 広報調査部の庶務及びとりまとめ 2 広報調査部の出勤人員配備の割り振り 3 広報調査班の要する応急作業の資機材調達及び配備 4 災害に係る家屋等の損壊等被災状況の調査及び記録作成 5 り災証明の受付及び発行 6 り災台帳の作成 7 各部と広報調査班との連絡調整 8 避難指示・誘導、住民等への広報 9 災害時応援協定団体等との連絡調整及び支援要請	● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ●
	第1～19広報調査班 ○管財担当課長	資産税課 行政改革推進室 (広報調査区域は広報調査部各班の広報及び調査の区域を参照)	1 災害に係る情報収集・巡回 2 現地本部の設営・廃止 3 住民等への非常警報・避難指示・避難解除等の広報活動	● ● ●	● ● ●	● ● ●

<土木建築対策部>

■印：代表部長 ●印：部の代表班長 ○印：班の代表班長

部名 部長	班名 班長	担当課	主な事務分掌 ※「～に関する事」を省略	初動	応急	復旧
土木建築対策部 ■都市建設部長 ・都市建設部次長 ・財政部次長 ・住宅政策室長	土木建築庶務班 ●建設経理課長 ・開発管理課長	建設経理課 開発管理課	1 土木建築対策部の庶務及びとりまとめ 2 土木建築対策部に係る災害対策等の記録作成 3 土木建築対策部に係る情報収集 4 都市建設部所管施設等の被害状況の把握・記録作成 5 土木建築対策部の要する応急作業の資機材の調達及び配備 6 建設業者等及び関係機関との連絡調整及び支援要請 7 被災宅地の応急危険度判定 8 所管施設等の被害状況調査結果の整理	●	●	●
	土木班 ○道路建設課長 ・維持課長 ・緑地公園課長	道路建設課 維持課 緑地公園課	1 被災した道路、橋りょう、河川の被害等状況調査及び応急措置 2 河川等の排水作業及び流木・土砂等の除去作業 3 応急作業の資機材確保 4 水防上の警戒区域の設定及び立入り禁止・制限等 5 所管施設等の被害状況の調査・記録 6 緊急輸送道路の啓開 7 道路・がけ地等の応急復旧 8 障害物の除去作業	●	●	●
	建築班 ○建築指導課長 ・建築課長 ・設備課長 ・工事検査課長	建築指導課 建築課 設備課 工事検査課	1 応急作業の資機材確保 2 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急措置 3 仮設トイレの設置・建設 4 被災建築物の応急危険度判定 5 建築に係る家屋等建物の損壊等被災状況の調査及び記録作成 6 建物等の解体・撤去・処理 7 り災証明に係る損害割合の調査 8 その他災害の復旧作業 9 所管施設等の被害状況の調査・記録	●	●	●
	住宅班 ○住まい支援課長 ・市営住宅課長	住まい支援課 市営住宅課	1 公営住宅の被害状況及び応急修理の調査 2 所管施設等の被害状況の調査・記録作成 3 応急作業の資機材の調達及び配備 4 仮設住宅の用地確保及び入居者の選定 5 公営・民営住宅の確保及び入居者の選定 6 仮設住宅の管理 7 公営・仮設住宅入居者への食糧・必需品・飲料水等の数量の把握及び物資食糧対策部・水道対策部への配布要請 8 住宅に係る情報収集	●	●	●

<上下水道対策部>

■印：代表部長 ●印：部の代表班長 ○印：班の代表班長

部 名	班 名	担 当 課	主 な 事 務 分 掌 ※「～に関すること」を省略	初 動	応 急	復 旧
部 長	班 長					
上下水道対策部 ■上下水道部長 ・上下水道部次長	上下水道庶務班 ●総務経営課長 ・水道窓口課長	総務経営課 水道窓口課	1 上下水道対策部の庶務及びとりまとめ 2 上下水道に係る災害対策等の記録作成 3 上下水道に係る情報収集 4 住民への上下水道に係る広報活動及び広報活動資料の作成 5 応急作業の資機材の調達及び配備 6 所管施設等の被害状況の把握・記録作成 7 断水等被災地域の把握 8 災害時応援協定団体等との連絡調整及び支援要請 9 応援の受け入れ	●	●	●
	水道班 ○水道課長 ・水道管理担当課長 ・高丘浄水場長 ・錦多峰浄水場長	水道課 高丘浄水場 錦多峰浄水場	1 被災者等への給水 2 配水コントロール 3 施設の警戒配備及び各浄水場との連絡調整 4 水質の調査及び保全 5 水道施設の応急修理及び復旧作業 6 応急作業の資機材の調達及び配備 7 被災現場の保安・管理及び交通整理 8 所管施設等の被害状況の調査・記録作成 9 給水施設の応急措置 10 病院等優先施設への給水 11 工事業者との連絡調整	●	●	●
	下水道班 ○下水道課長 ・下水道管理担当課長 ・下水処理センター所長	下水道課 下水処理センター	1 下水道施設の応急修理及び復旧作業 2 災害時の排水の水質検査 3 被災現場の保安・管理及び交通整理 4 応急作業の資機材の調達及び配備 5 所管施設等の被害状況の調査・記録作成 6 工事業者との連絡調整	●	●	●

<産業輸送対策部>

■印：代表部長 ●印：部の代表班長 ○印：班の代表班長

部 名	班 名	担 当 課	主 な 事 務 分 掌 ※「～に関すること」を省略	初 動	応 急	復 旧
部 長	班 長					
産業輸送対策部 ■産業経済部長 ・企業政策室長 ・観光スポーツ室長	産業庶務班 ●企業港湾政策課長 ・企業誘致戦略担当課長	企業港湾政策課	1 産業輸送対策部の庶務及びとりまとめ 2 産業経済部所管施設等の被害状況の把握・記録作成 3 応急作業の資機材の調達及び配備 4 輸送拠点の設置 5 各部との連絡調整 6 苫小牧港に係る情報収集 7 被災した海岸、港湾等の被害状況調査及び応急措置 8 輸送車両の確保と配車計画・記録作成 9 車両関係団体との連絡調整及び支援要請	●		
	第1産業班 ○工業雇用政策課長 ・テクノセンター館長	工業雇用政策課 テクノセンター	1 所管施設等の応急措置 2 所管施設等の被害状況の調査・記録作成 3 工業に係る情報収集・被害状況の調査・記録作成 4 工業に係る援護対策 5 工業に係る災害対策等の記録作成	●	●	●
	第2産業班 ○農林水産振興課長	農林水産振興課	1 所管施設等の応急措置 2 所管施設等の被害状況の調査・記録作成 3 農業水産・卸売市場に係る情報収集・被害状況の調査・記録作成 4 農業水産・卸売市場に係る援護対策 5 農業水産・卸売市場に係る災害対策等の記録作成 6 農業水産団体への要請 7 林業全般	●	●	●
	輸送班 ○商業振興課長 ・観光政策課長	商業振興課 観光政策課	1 所管施設等の応急措置 2 所管施設等の被害状況の調査・記録作成 3 商業・観光に係る情報収集・被害状況の調査・記録作成 4 商業・観光に係る援護対策 5 商業・観光に係る災害対策等の記録作成 6 救援食品及び物資等の輸送及び輸送記録作成	●	●	●

<避難対策部>

■印：代表部長 ●印：部の代表班長 ○印：班の代表班長

部名 部長	班名 班長	担当課	主な事務分掌 ※「～に関すること」を省略	初動	応急	復旧
避難対策部 ■総務部長 ・会計管理者 ・総合政策部長 ・未来戦略担当部長 ・財政部長 ・市民生活部長 ・健康福祉部長 ・教育部長 ・議会事務局長 ・選挙管理委員会事務局長 ・監査委員事務局長 ・政策推進室長 ・未来創造戦略室長 ・行政経営室長 ・DX推進担当部長 ・税務室長 ・生活支援室長	避難庶務班 ●服務担当課長 ・行政改革担当課長	行政経営室 行財政改革推進室	1 避難所の開設・運営・廃止の総括 2 避難対策部の庶務及び要望のとりまとめ 3 各避難対策班への食糧・必需品・飲料水等の数量の把握及び物資食糧対策部・水道対策部への配布要請 4 各部及び各避難対策班との連絡調整（避難班の派遣指示） 5 各避難対策班の要する応急作業の資機材の調達及び配備 6 各避難対策班の避難状況等の情報記録・報告等の取りまとめ 7 避難者への災害状況等の広報・案内（避難指示・誘導含む） 8 仮設住宅等への入居希望者の把握 9 避難者名簿の写しの取りまとめ及び避難対策部各班、総括部災害総括班、第1・2救援対策部各班への名簿の写しの送付 10 避難所開設が長期化した際の人員確保 11 災害時応援協定団体等との連絡調整及び支援要請	●	●	●
	第1避難対策班 ○納税課長 ・市民税課長	納税課 市民税課	1 避難所の開設・運営・廃止 2 避難者の避難所の入所・退所 3 被災者の避難誘導 4 避難者の介護及び生活相談 5 避難者の避難状況等の記録作成 6 避難者に対する食糧・必需品・飲料水等の数量の把握及び配給 7 避難者名簿の作成 8 仮設住宅等への入居希望者の把握 9 避難者の要望等の把握 10 医療救護所の設置	●	●	●
		第1避難所(樽前小)		●	●	●
		第6避難所(苫高専)		●	●	●
		第11避難所(泉野小)		●	●	●
		第16避難所(北星小)		●	●	●
		第18避難所(中央高)		●	●	●
		第20避難所(啓北中)		●	●	●
		第25避難所(東高)		●	●	●
		第31避難所(和光中)		●	●	●
		第36避難所(明野小)		●	●	●
第41避難所(沼ノ端小)		●	●	●		
第2避難対策班 ○総務支援課長 ・生活支援第1課長 ・生活支援第2課長	総務支援課 生活支援第1課 生活支援第2課	1 避難所の開設・運営・廃止 2 避難者の避難所の入所・退所 3 被災者の避難誘導 4 避難者の介護及び生活相談 5 避難者の避難状況等の記録作成 6 避難者に対する食糧・必需品・飲料水等の数量の把握及び配給 7 避難者名簿の作成 8 仮設住宅等への入居希望者の把握 9 避難者の要望等の把握 10 医療救護所の設置	●	●	●	
	第2避難所(北洋大)		●	●	●	
	第4避難所(錦岡小)		●	●	●	
	第7避難所(緑陵中)		●	●	●	
	第12避難所(明倫中)		●	●	●	
	第17避難所(糸井小)		●	●	●	
	第22避難所(西高)		●	●	●	
	第27避難所(開成中)		●	●	●	
	第32避難所(緑小)		●	●	●	
	第37避難所(明野中)		●	●	●	
第38避難所(経済高)		●	●	●		
第39避難所(勇払小)		●	●	●		
第40避難所(勇払中)		●	●	●		
第47避難所(青翔中)		●	●	●		

第1章 災害時の体制と事務分掌
第1節 災害時の体制

<避難対策部>

■印：代表部長 ●印：部の代表班長 ○印：班の代表班長

部名	班名	担当課	主な事務分掌 ※「～に関すること」を省略	初動	応急	復旧
部長	班長					
(避難対策部) ■総務部長 ・会計管理者 ・総合政策部長 ・未来戦略担当部長 ・財政部長 ・市民生活部長 ・健康福祉部長 ・教育部長 ・議会事務局長 ・選挙管理委員会事務局長 ・監査委員事務局長 ・政策推進室長 ・未来創造戦略室長 ・行政経営室長 ・DX推進担当部長 ・税務室長 ・生活支援室長	第3避難対策班	保険年金課 窓口サービス課 地域活動支援室	1 避難所の開設・運営・廃止 2 避難者の避難所の入所・退所 3 被災者の避難誘導 4 避難者の介護及び生活相談 5 避難者の避難状況等の記録作成 6 避難者に対する食糧・必需品・飲料水等の数量の把握及び配給 7 避難者名簿の作成 8 仮設住宅等への入居希望者の把握 9 避難者の要望等の把握 10 医療救護所の設置	●	●	●
	○保険年金課長					
	・保険年金課長補佐					
	・窓口サービス課長補佐					
	・マイナンバー担当課長					
	第3避難所(支援学校)					
	第8避難所(南高)					
	第13避難所(日新小)					
	第15避難所(旧山なみ)					
	第19避難所(光洋中)					
	第23避難所(北光小)					
	第26避難所(清水小)					
	第29避難所(美園小)					
	第34避難所(東小)					
	第44避難所(拓勇小)					
	第48避難所(ひがひ中)					
	第4避難対策班	行政経営室 法務文書課 DX推進室	●	●	●	
	○給与厚生担当課長					
	・法務文書課長					
	・DX推進室長					
	第5避難所(凌雲中)					
	第14避難所(豊川小)					
	第28避難所(工業高)					
	第42避難所(沼ノ端中)					
	第46避難所(ひがひ小)					
	第5避難対策班	行財政改革推進室 選挙管理委員会	●	●	●	
	○財政担当課長					
	第9避難所(澄川小)					
	第35避難所(東中)					
	第6避難対策班	未来創造戦略室 空港政策課	●	●	●	
	○まちづくり戦略担当課長					
	・都市再生担当課長					
	・空港政策課長					
第10避難所(啓明中)						
第21避難所(大成小)						
第43避難所(植苗小中)						
第7避難対策班	会計課 議会事務局 監査委員事務局 生涯学習課 市史編集事務局	●	●	●		
○会計課長補佐						
・生涯学習課長補佐						
・市史編集事務局長						
第24避難所(西小)						
第30避難所(駒澤高)						
第33避難所(若草小)						
第45避難所(拓進小)						

<第1救援対策部>

■印：代表部長 ●印：部の代表班長 ○印：班の代表班長

部名	班名	担当課	主な事務分掌 ※「～に関すること」を省略	初動	応急	復旧
部長	班長					
第1救援対策部 ■健康福祉部長 ・こども未来部長 ・健康福祉部次長 ・こども未来部次長 ・こども家庭支援室長	第1庶務班 ●総合福祉課長	総合福祉課	1 第1救援対策部の庶務及びとりまとめ 2 所管施設等の被害状況の把握・記録作成 3 第1救援班の要する応急作業の資機材の調達及び配備 4 被災者・要配慮者の生活相談窓口の開設及び救援活動 5 義援金等の受付及び配布 6 要配慮者の安全確保 7 災害ボランティアセンターや災害時応援協定団体等との連絡調整及び支援要請	●	●	●
	第1救援班 ○介護福祉課長 ・医療介護連携課長 ・健康づくり課長 ・障がい福祉課長 ・母子保健担当課長	介護福祉課 医療介護連携課 健康づくり課 障がい福祉課 こども家庭支援室	1 保健所、医師会、各医療機関、医療救護対策部等との連絡調整 2 救護所の設置確認及び情報収集 3 医療救護対策部への支援・協力 4 各医療機関等に係る情報収集・被害状況の把握・記録作成 5 所管施設等の被害状況の把握・記録作成 6 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等に係る情報収集・被害状況の把握・記録作成 7 福祉避難所の開設・運営・廃止 8 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の援護対策 9 心のケア、感染症の予防 10 被災者及び避難者の栄養・食生活支援	●	●	●

<第2救援対策部>

■印：代表部長 ●印：部の代表班長 ○印：班の代表班長

部名	班名	担当課	主な事務分掌 ※「～に関すること」を省略	初動	応急	復旧
部長	班長					
第2救援対策部 ■こども未来部長 ・健康福祉部長 ・こども未来部次長 ・健康福祉部次長 ・こども家庭支援室長	第2庶務班 ●こども政策課長	こども政策課	1 第2救援対策部の庶務及びとりまとめ 2 こども、若者に係る情報収集・被害状況の把握・記録作成 3 所管施設等の被害状況の把握・記録作成 4 第2救援班の要する応急作業の資機材の調達及び配備 5 被災者・要配慮者の生活相談窓口の開設及び救援活動 6 要配慮者の安全確保 7 災害時応援協定団体等との連絡調整及び支援要請	●	●	●
	第2救援班 ○こども相談担当課長 ・こども発達支援センター長 ・幼保支援課長 ・子育て応援課長 ・こども若者支援課長	こども家庭支援室 幼保支援課 子育て応援課 こども若者支援課	1 保育児童、ひとり親家庭、児童、医療的ケア児等に係る情報収集・被害等状況の調査・記録作成 2 所管施設等の被害状況の調査・記録作成 3 保育児童、ひとり親家庭、児童、医療的ケア児等の援護対策 4 応急保育対策 5 福祉避難所の開設・運営・廃止	●	●	●

第1章 災害時の体制と事務分掌
第1節 災害時の体制

<医療救護対策部、環境衛生対策部>

■印：代表部長 ●印：部の代表班長 ○印：班の代表班長

部 名	班 名	担 当 課	主 な 事 務 分 掌 ※「～に関すること」を省略	初 動	応 急	復 旧
部 長	班 長					
医療救護対策部 ■市立病院長 ・ 同副院長 ・ 医局理事 ・ 医療技術部長 ・ 看護部長 ・ 薬剤部長 ・ 事務部長 ・ 経営戦略室長	医療対策班 ●事務部次長	医局	1 医療救護対策部の庶務及びとりまとめ	●	●	
		医療技術部	2 災害拠点病院としての医療実施	●	●	
		看護部	3 病院機能の維持、入院患者の安全確保	●	●	●
		薬剤部	4 苫小牧市立病院DMATの出勤等	●	●	
		事務部	5 苫小牧市立病院医療救護班の出勤	●	●	
		医療安全対策室	6 苫小牧市立病院に係る被害状況の調査・記録作成	●	●	●
		感染制御室	7 市内医療提供状況について市関係部局との協力・助言	●	●	●
		医療DX推進室	8 災害時応援協定団体等との連絡調整及び支援要請	●	●	●
環境衛生対策部 ■環境衛生部長 ・ 環境衛生部次長 ・ ゼロごみ推進室長 ・ ゼロカーボン推進室長	環境班 ●環境生活課長 ・ ゼロカーボン推進担当課長 ・ 脱炭素先行地域推進担当課長 ・ 環境保全担当課長	環境生活課	1 環境衛生対策部の庶務及びとりまとめ	●	●	●
		ゼロカーボン推進室	2 遺体の収容・安置・埋葬及び記録	●	●	
			3 死亡者・行方不明者に係る情報収集及び把握・記録作成	●	●	
			4 行方不明者相談所の開設		●	
			5 避難者名簿の写しの確保（避難対策庶務班保有）		●	
			6 行方不明・要搜索者の名簿作成		●	
			7 被災地区及び被災者の防疫・衛生及び広報（食中毒の予防及び感染症予防等）		●	●
			8 環境衛生対策部の要する応急作業の資機材の調達及び配備	●	●	
			9 所管施設等の被害状況の把握・記録作成		●	
			10 ベットに係る情報収集・被害状況の把握・記録作成及び死体処理		●	
			11 自然保護			●
			12 災害時の公害発生状況の調査及び発生予防、緊急措置	●	●	
			13 環境班に係る情報収集・被害状況の把握・記録作成	●	●	
			14 放浪動物対策		●	
			15 野生鳥獣及び飼い主不明のベットの死体処理		●	
			16 災害時応援協定団体等との連絡調整及び支援要請	●	●	●
	清掃班 ○ゼロごみ推進課長	ゼロごみ推進課	1 災害廃棄物、避難所ごみ等の収集・処理		●	●
		沼ノ端クリーンセンター	2 災害時の清掃の広報	●	●	●
			3 し尿の収集・処理		●	●
			4 へい獣の処理		●	
			5 所管の施設等の被害等状況の把握・記録作成	●	●	
			6 清掃班に係る情報収集・被害等状況の把握・記録作成	●	●	●
			7 所管施設等の応急措置、復旧		●	●

<文教対策部>

■印：代表部長 ●印：部の代表班長 ○印：班の代表班長

部 名	班 名	担 当 課	主 な 事 務 分 掌 ※「～に関すること」を省略	初 動	応 急	復 旧
部 長	班 長					
文教対策部 ■教育部長 ・教育部次長 ・教育部参事	教育庶務班 ●総務企画課長 ・施設課長	総務企画課 施設課	1 教育部の庶務及びとりまとめ 2 各部・各班・学校との連絡 3 各避難所の開設・運営・廃止に伴う連絡調整及び避難対策部の支援 4 学校教育に係る災害対策等の記録作成 5 応急作業の資機材調達及び配備 6 教育部所管施設等の被害状況の把握・記録作成 7 所管施設及び施設利用者の避難誘導等安全確保及び対策の構築 8 所管施設等の応急措置、復旧 9 災害時応援協定団体等との連絡調整及び支援要請	● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ●
	学校班 ○学校教育課長 ・部活動地域展開担当課長 ・指導室長	学校教育課 指導室	1 教職員の応援要請 2 被災児童生徒の保護 3 被災児童生徒に対する教科書、学用品等の支給 4 臨時休校措置及び応急教育 5 所管施設等の被害状況の調査・記録作成	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
	社会教育施設班 ○生涯学習課長 ・美術博物館長 ・科学センター館長 ・埋蔵文化財調査センター館長 ・勇武津資料館長 (指定管理施設を除く)	生涯学習課 美術博物館 科学センター 埋蔵文化財調査センター 勇武津資料館	1 社会教育施設利用者の避難誘導等安全確保 2 社会教育施設の被害状況の調査・記録作成 3 所管施設等の応急措置、復旧	● ● ●	● ● ●	● ● ●

<物資食糧対策部>

■印：代表部長 ●印：部の代表班長 ○印：班の代表班長

部名	班名	担当課	主な事務分掌 ※「～に関する事」を省略	初動	応急	復旧
部長	班長					
物資食糧対策部 ■選挙管理委員会事務局長 ・総合政策部長 ・市民生活部長 ・財政部長 ・教育部長 ・監査委員事務局長	支援物資班 ●スポーツ都市推進課長 ・プロスポーツ誘致担当課長 ・コミュニティ施設担当課長 ・総合体育館 ・日吉体育館 ・川沿公園体育館 ・豊川コミュニティセンター ・市民文化ホール	スポーツ都市推進課 地域活動支援室 選挙管理委員会 監査委員事務局	【救援物資総合センター】（総合体育館） 1 支援物資班の庶務及びとりまとめ 2 救援物資の受入れ・保管・整理・管理・供給 3 救援物資の配布先仕分け 4 救援物資の受払等の記録作成 5 救援物資の保管 6 各部・各館の連絡調整 7 所管施設等の被害状況の調査・記録作成 8 物資拠点の設置 【救援物資補完センター】（日吉体育館、川沿公園体育館、豊川コミュニティセンター、市民文化ホール） 1 総合体育館の補完 2 救援物資の受入れ・保管・整理・管理・供給 3 救援物資の配布先仕分け 4 救援物資の受払等の記録作成 5 各部・各館との連絡調整	●	●	●
	生活必需品班 ○契約担当課長	行財政改革推進室	1 食糧(給食・非常炊き出しを除く)や被服・寝具等(支援物資を除く)の生活必需品の調達・管理 2 生活必需品及び備蓄食品・物資の受払等の記録作成 3 被災者及び従事者への食料・生活必需品・備蓄品の供給等 4 生活必需品及び備蓄食品・物資の配布先仕分け 5 各部及び輸送班との連絡調整 6 災害時応援協定団体等との連絡調整及び支援要請	●	●	●
	給食班 ○学校給食共同調理場長 ・学校給食共同調理場副場長	学校給食共同調理場	1 所管施設等の被害状況の調査 2 被災者及び従事者への給食・炊き出しの供給等 3 給食・非常炊き出しの受払等の記録作成 4 給食・非常炊き出しの配布先仕分け 5 各部・給食輸送担当・産業輸送対策部輸送班との連絡調整 6 炊き出しに必要な人材の調整 7 食器等の手配 8 所管施設等の応急措置、復旧	●	●	●

<消防部>

■印：代表部長 ●印：部の代表班長 ○印：班の代表班長

部 名	班 名	担 当 課	主 な 事 務 分 掌 ※「～に関すること」を省略	初 動	応 急	復 旧
部 長	班 長					
消防部 ■消防長 ・消防本部長 ・予防室長 ・共同指令管制室長 ・消防署長 ・消防団長	消防指揮班 ●警防課長	消防本部警防課	1 警備本部の設置・解散及び統括 2 災害現場における部隊指揮及び通信統制 3 消防隊の運用 4 災害情報収集及び災害活動の掌握 5 消防水利の統制 6 本部長の命令伝達及び各班、指令班との連絡調整 7 防災関係機関との連絡調整 8 機械器具の応急修理 9 市災害対策本部及び消防指令班との情報共有 10 緊急消防援助隊・広域応援要請	●	●	●
	消防情報広報班 ○予防担当課長 ・査察担当課長 ・危険物担当課長	消防本部予防室	1 災害情報等の収集 2 被害及び災害原因の調査 3 関係機関への報告 4 現場広報 5 避難誘導 6 警戒巡視 7 消防指揮班の補助 8 指令班の補助 9 民間等との連絡調整及び支援要請	●	●	●
	消防支援班 ○消防本部総務課長	消防本部総務課	1 災害出動した人員、機械等の掌握 2 消防施設の被害調査 3 非常食の調達 4 特殊車両及び資機材の調達 5 燃料、油脂の調達及び補給 6 報道関係者への対応 7 消防団の召集及び連絡調整 8 各班の後方支援 9 本部長災害出動時の市災害対策本部との連絡調整	●	●	●
	消防指令班 ○指令1課長 ・指令2課長	消防本部共同指令管制室	1 消防隊の出動指令 2 地震情報、津波情報、気象情報等の収集・伝達 3 消防隊の運用 4 無線統制 5 市災害対策本部及び指揮班との情報共有	●	●	●
	消防活動班 ○消防1課長 ・消防2課長 ・管理調査課長 ・副署長 ・救急課長 ・各出張所長	消防署	1 消防署の召集 2 消防隊等の出動 3 火災の現場検証	●	●	●
	警戒班 ○消防団副団長		1 被災地の火災防衛及び人命救助 2 被災地の警戒及び警戒区域の設定 3 その他被災地の応急作業	●	●	●

第4 広報調査部各班の広報及び調査の区域

班名	区域
第1広報調査班	字樽前・字糸井（錦糸町以西側）
第2広報調査班	もえぎ町、明德町、のぞみ町、錦西町、北星町、字錦岡（うぐいす団地・オーシャンヒルズ）
第3広報調査班	宮前町、青雲町、美原町
第4広報調査班	字糸井（宮の森町以西）、宮の森町、柏木町、はまなす町
第5広報調査班	川治町、ときわ町、澄川町
第6広報調査班	桜木町、しらかば町、日新町
第7広報調査班	字糸井（有珠の沢町以西）、有珠の沢町、豊川町、桜坂町
第8広報調査班	見山町、啓北町、花園町、北光町、山手町、松風町、字高丘（見山町、山手町北側）
第9広報調査班	清水町、木場町、春日町、緑町、字高丘（緑ヶ丘公園付近）
第10広報調査班	泉町、美園町、住吉町、双葉町、音羽町、三光町、日の出町、字高丘（スプリングス付近）、字丸山
第11広報調査班	新明町、明野新町、柳町、新開町、あけぼの町
第12広報調査班	明野元町、拓勇西町、拓勇東町、北栄町
第13広報調査班	ウトナイ北、ウトナイ南、字植苗、字美沢
第14広報調査班	沼ノ端中央、東開町、字沼ノ端、字柏原、字弁天
第15広報調査班	真砂町、字勇払
第16広報調査班	新中野町、元中野町、港町、船見町、入船町、一本松町、晴海町
第17広報調査班	王子町、表町、若草町、幸町、本町、栄町、旭町、末広町、高砂町、汐見町、大町、寿町、錦町、本幸町
第18広報調査班	青葉町、白金町、大成町、弥生町、新富町、矢代町、元町、浜町
第19広報調査班	小糸井町、字糸井（国道以南）、永福町、日吉町、光洋町、有明町

第2節 各部の業務

※所属課の部・班はPマ-2～3を参照。

※下表の節、項の記載は、マニュアル編第2章の内容を示している。

<第1節 地震・津波災害時の活動体制の確立> ※第1～4は通常組織、第5は災害対策本部組織で対応

項	ページ	部														
		総合政策部	総務部	財政部	市民生活部	環境衛生部	健康福祉部	こども未来部	産業経済部	都市建設部	市立病院	上下水道部	消防本部	教育部		
第1 地震・津波情報の収集・伝達	マ-23				危機管理室							全職員		全職員	全職員	
第2 職員の動員	マ-24	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員
第3 情報連絡体制の確立・活動・廃止	マ-26	全職員		全職員	危機管理室							全職員		全職員	全職員	
第4 非常警戒本部の設置・運営・廃止	マ-27	全職員		全職員	危機管理室							全職員		全職員	全職員	

項	ページ	秘書報道	総括部	広報	土木建築	上下水道	産業輸送	避難	第1救援	第2救援	医療救護	環境衛生	文教	物資食糧	消防部
		広聴部		調査部	対策部	対策部	対策部	対策部	対策部	対策部	対策部	対策部	対策部	対策部	
第5 災害対策本部の設置・運営・廃止	マ-29	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班

<第2節 火山災害時の活動体制の確立> ※第1～4は通常組織、第5は災害対策本部組織で対応

項	ページ	部														
		総合政策部	総務部	財政部	市民生活部	環境衛生部	健康福祉部	こども未来部	産業経済部	都市建設部	市立病院	上下水道部	消防本部	教育部		
第1 火山情報の収集・伝達	マ-31				危機管理室							全職員		全職員	全職員	
第2 職員の動員	マ-32	配備職員	配備職員	配備職員	配備職員	配備職員	配備職員	配備職員	配備職員	配備職員	配備職員	配備職員	配備職員	配備職員	配備職員	配備職員
第3 情報連絡体制の確立・活動・廃止	マ-33	全職員		全職員	危機管理室							全職員		全職員	全職員	
第4 非常警戒本部の設置・運営・廃止	マ-34	全職員		全職員	危機管理室							全職員		全職員	全職員	

項	ページ	秘書報道	総括部	広報	土木建築	上下水道	産業輸送	避難	第1救援	第2救援	医療救護	環境衛生	文教	物資食糧	消防部
		広聴部		調査部	対策部	対策部	対策部	対策部	対策部	対策部	対策部	対策部	対策部	対策部	
第5 災害対策本部の設置・運営・廃止	マ-36	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班

<第3節 風水害時等の活動体制の確立> ※第1～4は通常組織、第5は災害対策本部組織で対応

項	ページ	部														
		総合政策部	総務部	財政部	市民生活部	環境衛生部	健康福祉部	こども未来部	産業経済部	都市建設部	市立病院	上下水道部	消防本部	教育部		
第1 気象情報等の収集・伝達	マ-38				危機管理室							農林水産係調課	全職員		全職員	全職員
第2 職員の動員	マ-40	配備職員	配備職員	配備職員	危機管理室 配備職員	配備職員	配備職員	配備職員	配備職員	配備職員	配備職員	配備職員	配備職員	配備職員	配備職員	配備職員
第3 情報連絡体制の確立・活動・廃止	マ-41	全職員		全職員	危機管理室							全職員		全職員	全職員	
第4 非常警戒本部の設置・運営・廃止	マ-42	全職員		全職員	危機管理室							全職員		全職員	全職員	

項	ページ	秘書報道	総括部	広報	土木建築	上下水道	産業輸送	避難	第1救援	第2救援	医療救護	環境衛生	文教	物資食糧	消防部
		広聴部		調査部	対策部	対策部	対策部	対策部	対策部	対策部	対策部	対策部	対策部	対策部	
第5 災害対策本部の設置・運営・廃止	マ-44	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班

第1章 災害時の体制と事務分掌
 第2節 各部の業務

<第4節 被害情報の収集・伝達・報告>

項	ページ	部													
		秘書報道 広聴部	総括部	広報 調査部	土木建築 対策部	上下水道 対策部	産業輸送 対策部	避難 対策部	第1救援 対策部	第2救援 対策部	医療救護 対策部	環境衛生 対策部	文教 対策部	物資食糧 対策部	消防部
第1 被害情報の収集	マ-46	秘書広聴班	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員
第2 被害情報の伝達・報告	マ-50		災害総括班 連絡記録班												消防情報班

<第5節 災害広報>

項	ページ	部													
		秘書報道 広聴部	総括部	広報 調査部	土木建築 対策部	上下水道 対策部	産業輸送 対策部	避難 対策部	第1救援 対策部	第2救援 対策部	医療救護 対策部	環境衛生 対策部	文教 対策部	物資食糧 対策部	消防部
第1 避難所・市民・事業 所への広報	マ-51	秘書広聴班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班
第2 報道機関への対応	マ-54	秘書広聴班													
第3 安否情報の提供	マ-55		災害総括班												

<第6節 応援派遣要請と受入れ>

項	ページ	部													
		秘書報道 広聴部	総括部	広報 調査部	土木建築 対策部	上下水道 対策部	産業輸送 対策部	避難 対策部	第1救援 対策部	第2救援 対策部	医療救護 対策部	環境衛生 対策部	文教 対策部	物資食糧 対策部	消防部
第1 自衛隊派遣要請	マ-56		災害総括班 受援班												
第2 自治体への要請	マ-58		災害総括班 受援班												
第3 応援協定先、民間企 業等への要請	マ-60		災害総括班 受援班												
第4 受援体制の確立	マ-62		災害総括班 受援班												

<第7節 消防活動>

項	ページ	部													
		秘書報道 広聴部	総括部	広報 調査部	土木建築 対策部	上下水道 対策部	産業輸送 対策部	避難 対策部	第1救援 対策部	第2救援 対策部	医療救護 対策部	環境衛生 対策部	文教 対策部	物資食糧 対策部	消防部
第1 消火活動	マ-64														全班
第2 火災のバトロール	マ-66														消防活動班 警戒班

<第8節 救助・救出>

項	ページ	部													
		秘書報道 広聴部	総括部	広報 調査部	土木建築 対策部	上下水道 対策部	産業輸送 対策部	避難 対策部	第1救援 対策部	第2救援 対策部	医療救護 対策部	環境衛生 対策部	文教 対策部	物資食糧 対策部	消防部
第1 救助・救出活動の実 施	マ-67														消防活動班 警戒班
第2 医療救護所への傷病 者の搬送	マ-69														消防活動班 警戒班

<第9節 応急医療>

項	ページ	部													
		秘書報道 広聴部	総括部	広報 調査部	土木建築 対策部	上下水道 対策部	産業輸送 対策部	避難 対策部	第1救援 対策部	第2救援 対策部	医療救護 対策部	環境衛生 対策部	文教 対策部	物資食糧 対策部	消防部
第1 医療救護活動	マ-70	秘書広聴広報班	災害総括班					第1～7 避難対策班	第1救援班		医療対策班		教育庶務班		
第2 搬送体制の確保	マ-72		災害総括班								医療対策班				消防活動班 警戒班
第3 医薬品・資機材の調 達	マ-73								第1救援班		医療対策班			支援物資班	
第4 避難所の巡回活動	マ-74	秘書広聴広報班							第1救援班						

<第10節 行方不明者の捜索、遺体の処理・埋火葬>

項	ページ	部													
		秘書報道 広聴部	総括部	広報 調査部	土木建築 対策部	上下水道 対策部	産業輸送 対策部	避難 対策部	第1救援 対策部	第2救援 対策部	医療救護 対策部	環境衛生 対策部	文教 対策部	物資食糧 対策部	消防部
第1 行方不明者の捜索	マ-76		災害総括班									環境班			消防活動班 警戒班
第2 遺体の処理	マ-78	秘書広聴広報班										環境班			
第3 遺体の埋火葬	マ-79		窓口(サビ)課									環境班			

<第11節 警戒区域の設定・避難活動・避難所運営>

項	ページ	部													
		秘書報道 広聴部	総括部	広報 調査部	土木建築 対策部	上下水道 対策部	産業輸送 対策部	避難 対策部	第1救援 対策部	第2救援 対策部	医療救護 対策部	環境衛生 対策部	文教 対策部	物資食糧 対策部	消防部
第1 警戒区域の設定	マ-81	秘書広聴広報班	災害総括班		土木建築庶務班 土木班										消防活動班 警戒班
第2 避難指示	マ-82		災害総括班	全班				第1～7 避難対策班							
第3 避難誘導	マ-96			広報調査庶務班				第1～7 避難対策班	全班	全班					消防情報広聴班
第4 避難所の開設	マ-97	秘書広聴広報班	災害総括班					全班					全班		
第5 避難所の運営	マ-99	秘書広聴広報班				全班		全班						全班	
第6 避難所の統合・閉鎖	マ-101		災害総括班					全班							
第7 広域避難	マ-102	秘書広聴広報班	災害総括班					避難庶務班							
第8 広域一時滞在	マ-103		災害総括班												
第9 帰宅困難者対策	マ-104	秘書広聴広報班						未来創造戦略室							

<第12節 交通対策・緊急輸送>

項	ページ	部													
		秘書報道 広聴部	総括部	広報 調査部	土木建築 対策部	上下水道 対策部	産業輸送 対策部	避難 対策部	第1救援 対策部	第2救援 対策部	医療救護 対策部	環境衛生 対策部	文教 対策部	物資食糧 対策部	消防部
第1 交通規制	マ-105	秘書広聴広報班	動員班												
第2 緊急輸送	マ-106		災害総括班 動員班 車両管理班		土木班		産業庶務班 輸送班							支援物資班	

第1章 災害時の体制と事務分掌
第2節 各部の業務

<第13節 災害時の警備対策>

項	ページ	部													消防部		
		秘書報道 広聴部	総括部	広報 調査部	土木建築 対策部	上下水道 対策部	産業輸送 対策部	避難 対策部	第1救援 対策部	第2救援 対策部	医療救護 対策部	環境衛生 対策部	文教 対策部	物資食糧 対策部			
第1 連絡体制の確立	マ-109		動員班														
第2 警備活動	マ-110	秘書広聴広報班	動員班		土木班				第1～7 避難対策班								

<第14節 生活救援対策>

項	ページ	部													消防部		
		秘書報道 広聴部	総括部	広報 調査部	土木建築 対策部	上下水道 対策部	産業輸送 対策部	避難 対策部	第1救援 対策部	第2救援 対策部	医療救護 対策部	環境衛生 対策部	文教 対策部	物資食糧 対策部			
第1 給水活動	マ-111	秘書広聴広報班				上下水道庶務班 水道班											
第2 食料・生活必需品の 供給	マ-113	秘書広聴広報班	災害総括班				産業庶務班 輸送班	第1～7 避難対策班	第1庶務班							全班	

<第15節 建物対策>

項	ページ	部													消防部		
		秘書報道 広聴部	総括部	広報 調査部	土木建築 対策部	上下水道 対策部	産業輸送 対策部	避難 対策部	第1救援 対策部	第2救援 対策部	医療救護 対策部	環境衛生 対策部	文教 対策部	物資食糧 対策部			
第1 被災建物応急危険度 判定	マ-115	秘書広聴広報班			土木建築庶務班 建築班												
第2 被災宅地危険度判定	マ-117	秘書広聴広報班			土木建築庶務班												
第3 住宅の整備	マ-119		災害総括班		建築班 住宅班			避難庶務班									
第4 被災住宅の修理	マ-121				土木建築庶務班 建築班 住宅班												

<第16節 災害廃棄物処理・防疫>

項	ページ	部													消防部		
		秘書報道 広聴部	総括部	広報 調査部	土木建築 対策部	上下水道 対策部	産業輸送 対策部	避難 対策部	第1救援 対策部	第2救援 対策部	医療救護 対策部	環境衛生 対策部	文教 対策部	物資食糧 対策部			
第1 被災者等の保健衛生	マ-122								第1救援班			環境班					
第2 被災地の防疫活動	マ-123	秘書広聴広報班					第2産業班		第1救援班			環境班					
第3 し尿の処理	マ-126				建築班							清掃班					
第4 生活ごみの処理	マ-128											清掃班					
第5 災害廃棄物処理の計 画・実施	マ-129	秘書広聴広報班										清掃班					

<第17節 災害ボランティアの活用>

項	ページ	部													消防部		
		秘書報道 広聴部	総括部	広報 調査部	土木建築 対策部	上下水道 対策部	産業輸送 対策部	避難 対策部	第1救援 対策部	第2救援 対策部	医療救護 対策部	環境衛生 対策部	文教 対策部	物資食糧 対策部			
—	マ-131	秘書広聴広報班							全班	全班	医療対策班				全班		

<第18節 要配慮者への対応>

項	ページ	部													
		秘書報道 広聴部	総括部	広報 調査部	土木建築 対策部	上下水道 対策部	産業輸送 対策部	避難 対策部	第1救援 対策部	第2救援 対策部	医療救護 対策部	環境衛生 対策部	文教 対策部	物資食糧 対策部	消防部
第1 要配慮者の安否確 認・避難支援	マ-133								全班	全班					
第2 避難所の要配慮者の 援護	マ-135		災害総括班					全班	全班	全班	医療対策班				
第3 巡回ケア・広報・相 談窓口の設置	マ-138	秘書広聴班							全班	全班					
第4 要配慮者への福祉仮 設住宅の供給及びケ ア対策	マ-140				建築班 住宅班				全班	全班	医療対策班				

<第19節 公共機関・施設の応急対策>

項	ページ	部													
		秘書報道 広聴部	総括部	広報 調査部	土木建築 対策部	上下水道 対策部	産業輸送 対策部	避難 対策部	第1救援 対策部	第2救援 対策部	医療救護 対策部	環境衛生 対策部	文教 対策部	物資食糧 対策部	消防部
第1 上水道の応急・復旧 対策	マ-141	秘書広聴班				水道班									
第2 下水道の応急・復旧 対策	マ-143	秘書広聴班				下水道班									
第3 電気・通信・ガス・ 鉄道等施設の応急・ 復旧対策	マ-145	秘書広聴班	災害総括班												
第4 道路・橋りょうの応 急・復旧対策	マ-146				土木班										
第5 河川・海岸・指定地 の応急・復旧対策	マ-147				土木班	産業庶務班									
第6 その他の公共施設の 応急・復旧対策	マ-148	施設を所管 する班	施設を所管 する班	施設を所管 する班	施設を所管 する班	施設を所管 する班	施設を所管 する班	施設を所管 する班	施設を所管 する班	施設を所管 する班	施設を所管 する班	施設を所管 する班	施設を所管 する班	施設を所管 する班	施設を所管 する班

<第20節 応急教育活動>

項	ページ	部													
		秘書報道 広聴部	総括部	広報 調査部	土木建築 対策部	上下水道 対策部	産業輸送 対策部	避難 対策部	第1救援 対策部	第2救援 対策部	医療救護 対策部	環境衛生 対策部	文教 対策部	物資食糧 対策部	消防部
第1 学校の災害直後の措 置	マ-149												教育庶務班 学校班		
第2 応急教育の実施	マ-151	秘書広聴班											学校班		
第3 避難所開設への支援	マ-153												教育庶務班		
第4 保育園の災害直後の 措置	マ-154									第2救援班					
第5 応急保育の実施	マ-155									第2救援班					

第1章 災害時の体制と事務分掌

第2節 各部の業務

<第21節 農林漁業対策>

項	ページ	部													
		秘書報道 広聴部	総括部	広報 調査部	土木建築 対策部	上下水道 対策部	産業輸送 対策部	避難 対策部	第1救援 対策部	第2救援 対策部	医療救護 対策部	環境衛生 対策部	文教 対策部	物資食糧 対策部	消防部
第1 農林漁業の被害の調査	マ-156				土木班		第2産業班								
第2 飼料の確保	マ-157						第2産業班								
第3 農林漁業施設の防疫	マ-158				土木班		第2産業班								

<第22節 大規模事故災害対策>

項	ページ	部													
		秘書報道 広聴部	総括部	広報 調査部	土木建築 対策部	上下水道 対策部	産業輸送 対策部	避難 対策部	第1救援 対策部	第2救援 対策部	医療救護 対策部	環境衛生 対策部	文教 対策部	物資食糧 対策部	消防部
—	マ-159	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班	全班

<第23節 災害救助法の適用>

項	ページ	部													
		秘書報道 広聴部	総括部	広報 調査部	土木建築 対策部	上下水道 対策部	産業輸送 対策部	避難 対策部	第1救援 対策部	第2救援 対策部	医療救護 対策部	環境衛生 対策部	文教 対策部	物資食糧 対策部	消防部
第1 災害救助法の適用手続	マ-160		災害総括班												
第2 救助の実施	マ-161		災害総括班 連絡記録班												

<第24節 市民生活の安定のための緊急措置>

項	ページ	部													
		秘書報道 広聴部	総括部	広報 調査部	土木建築 対策部	上下水道 対策部	産業輸送 対策部	避難 対策部	第1救援 対策部	第2救援 対策部	医療救護 対策部	環境衛生 対策部	文教 対策部	物資食糧 対策部	消防部
第1 り災証明書の発行	マ-162	秘書広聴広報班		広報調査庶務班	建築班										
第2 生活資金等の支給・貸付、税の減免	マ-164							第1庶務班							
第3 生活再建支援	マ-165	秘書広聴広報班					第1産業班								
第4 農林漁業、中小企業への支援	マ-166				土木班		第2産業班 輸送班								
第5 義援金の受入れ・配分	マ-168	秘書広聴広報班	財政・出納班					第1庶務班							

第2章 各業務の実施項目

第1節 地震・津波災害時の活動体制の確立

第1 地震・津波情報の収集・伝達

▶本編：P応-1

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 地震・津波情報の収集・伝達					
1-1	気象台から地震や津波に関する情報が通知されたときは、市の震度情報を確認するとともに、津波警報・注意報の発表状況を把握する	危機管理室 消防本部 都市建設部 上下水道部	直後～	気象台	
1-2	防災情報システム、テレビ、インターネット等で地震や津波に関する情報をモニタリングする	危機管理室 消防本部 都市建設部 上下水道部	直後～	道	
1-3	市域の震度が4以上又は津波警報・注意報が発表された場合は、市長に収集した情報を報告する	危機管理室	直後～		
1-4	市域の震度が4以上又は津波警報・注意報が発表された場合は、市職員に伝達する	危機管理室	直後～		
1-5	津波警報・注意報が発表された場合は、防災行政無線で沿岸住民等に伝達する	危機管理室	直後～	苫小牧港管理組合	
2 異常現象発見時の通報・伝達					
2-1	災害が発生するおそれのある異常な現象（頻発地震、異常音響、地変、異常潮位、異常波浪）の通報を受けたときは、情報を確認し、共有する	危機管理室 消防本部	直後～		
2-2	災害が発生するおそれのある異常な現象（頻発地震、異常音響、地変、異常潮位、異常波浪）の状況をとりまとめ、気象台、道、防災関係機関に通報する	危機管理室	直後～		
2-3	必要に応じて、異常な現象について、市防災メール、市ホームページ、Lアラート、SNS等により市民に公表する	危機管理室	直後～		

第2 職員の動員

▶本編：P応-3

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 勤務時間内の対応					
1-1	自身及び来庁者の安全を確保する	各職員	直後～		
1-2	庁内放送により、災害情報や注意点を放送し、来庁者や職員に対し、安全の確保を促す	危機管理室	直後～		
1-3	負傷者が発生した場合は、会議室等に救護所を開設し、手当を行うほか、必要に応じて医療機関に搬送する	各職員	直後～		
1-4	必要に応じて、庁舎や執務室、所管施設の点検を行い、安全を確保する	各職員	直後～		
1-5	地震の震度階級や津波情報を勘案し、配備基準に従い配備体制を検討し、市長、副市長に連絡する	危機管理室	直後～		
1-6	配備体制が発令された場合は、消防本部、各部代表課長等にグループウェア、電話等により配備職員の動員を伝達する	危機管理室	直後～		
1-7	動員指令に従い所定の場所に参集し、所定の業務に従事する	配備職員	直後～		
1-8	職員の参集状況を把握し、危機管理室に報告する	各部	直後～		
1-9	配備職員以外の職員に対して、各種情報や市の活動状況等に留意し、緊急招集に備えることを周知する	危機管理室	直後～		
2 勤務時間外の対応					
2-1	自身及び家族の安全を確保する	各職員	直後～		
2-2	テレビ、ラジオ等で地震や津波に関する情報を確認する	各職員	直後～		
2-3	定められた配備基準に該当する場合、自主参集を行う	配備職員	直後～		
2-4	市役所に直行が困難な場合は、居住地に近い出張所に参集し、所定の業務に従事する	配備職員	直後～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-5	参集途中は被害状況等の情報収集を行い、危機管理室に報告する	配備職員	直後～		
2-6	職員の参集状況を把握し、危機管理室に報告する	各部	直後～		
2-7	配備職員以外の職員に対して、各種情報や市の活動状況等に留意し、緊急招集に備えることを周知する	危機管理室	直後～		

第3 情報連絡体制の確立・活動・廃止

▶本編：P応-5

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 情報連絡体制の確立					
1-1	市域の震度が4のとき又は津波注意報が発表されたときは、必要に応じて、市役所2階危機管理室に情報連絡室を設置する	危機管理室	直後～		
1-2	情報連絡室を設置したときは、市職員、道（危機対策課）、防災関係機関等に連絡する	危機管理室	直後～		
2 情報連絡体制の活動内容					
2-1	情報収集、連絡、被害状況の把握、市民からの問合せ対応等を行う	危機管理室	直後～		
2-2	所管施設を点検し、被害状況等を把握し、危機管理室に報告する	都市建設部 上下水道部 消防本部	直後～		
2-3	津波を伴う地震時は、必要に応じて、巡回広報による海岸部の情報収集・警戒活動を行う	財政部	直後～		
2-4	津波を伴う地震時は、必要に応じて、報道機関等を通じて市民に情報提供する	総合政策部	直後～		
3 情報連絡体制を廃止する					
3-1	市長と協議を行い、非常警戒本部体制又は災害対策本部体制への移行、情報連絡体制の解除を検討する	危機管理室	直後～		
3-2	非常警戒本部体制又は災害対策本部体制への移行、情報連絡体制の解除について、配備職員に庁内放送、グループウェア、電話等で伝達する	危機管理室	直後～		

第4 非常警戒本部の設置・運営・廃止

▶本編：P応-6

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 非常警戒本部の設置					
1-1	本部長（市長）の判断を受け、非常警戒本部の設置場所を決定する	危機管理室	直後～		
1-2	非常警戒本部会場の設営、必要な書類・資機材の準備を行う	危機管理室	直後～		
1-3	非常警戒本部設置について、市職員、道（危機対策課）、防災関係機関等に連絡する	危機管理室	直後～		
1-4	非常警戒本部設置について、市防災メール、市ホームページ、Lアラート、SNS等により市民に広報する	危機管理室	直後～		
2 非常警戒本部の運営					
2-1	情報収集、連絡、被害状況の把握、市民からの問合せ対応等を行う	危機管理室	直後～		
2-2	津波を伴う地震時は、巡回広報による海岸部の情報収集・警戒活動を行う	財政部	直後～		
2-3	所管施設の被害状況、事態の進展等を把握し、非常警戒本部に報告する	都市建設部 上下水道部 消防本部	直後～		
2-4	非常警戒本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する	危機管理室	直後～		
2-5	当面の市の対応方針を市職員、道（危機対策課）、防災関係機関等に報告する	危機管理室	直後～		
2-6	当面の市の対応方針について、報道機関等を通じて市民に情報提供する	総合政策部	直後～		
3 非常警戒本部の閉鎖					
3-1	非常警戒本部会議を開催し、市長と協議の上、災害対策本部への移行又は非常警戒本部の閉鎖を決定する	危機管理室	直後～		
3-2	災害対策本部体制への移行又は非常警戒本部体制の解除について、配備職員に庁内放送、グループウェア、電話等で伝達する	危機管理室	直後～		

第2章 各業務の実施項目

第1節 地震・津波災害時の活動体制の確立

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-3	非常警戒本部の廃止について、防災関係機関に防災情報システム、電話、FAX、インターネット等で連絡する	危機管理室	直後～		
3-4	非常警戒本部の廃止について、市防災メール、市ホームページ、Lアラート、SNS等により市民に公表する	危機管理室	直後～		

第5 災害対策本部の設置・運営・廃止

▶本編：P応-7

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害対策本部、現地災害対策本部、防災関係機関連絡室の設置					
1-1	災害対策本部の設置場所を決定し、会場の設営、必要な書類・資機材の準備を行う	災害総括班	直後～		
1-2	災害対策本部の看板を設置する	災害総括班	直後～		
1-3	停電等により電力の供給がない場合は、発電機等を利用し電力を確保する	災害総括班	直後～		
1-4	災害対策本部の設置を道及び関係機関に報告する	災害総括班	直後～	道、関係機関	
1-5	災害対策本部の設置を市民に広報する	秘書広聴広報班	直後～		
1-6	被災地付近における応急活動の必要が生じた場合、現地災害対策本部を設置する	災害総括班	直後～		
1-7	関係機関（自衛隊、警察署、海上保安署、室蘭地方気象台、室蘭開発建設部、室蘭建設管理部、ライフライン機関、港管理組合、医師会）に連絡し、防災関係機関連絡室を設置する	災害総括班	直後～	関係機関	
2 本部の運営					
2-1	職員の参集状況及び安否状況を確認する	各部	直後～		
2-2	参集状況を踏まえ、職員の応援等部門間の調整を行う	災害総括班 動員班	直後～		
2-3	参集状況をとりまとめ、本部に報告する	動員班	直後～		
2-4	職員等に配布する食糧、飲料水、必需品等の数量を把握し、物資食糧対策部、水道対策部と連携して調達する	動員班	直後～		
2-5	道、防災関係機関等に対し、応急対策の実施状況等を報告する	災害総括班	直後～		

第2章 各業務の実施項目
 第1節 地震・津波災害時の活動体制の確立

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-6	本部会議に必要な書類の準備等、本部会議開催に向けた準備を行う	災害総括班	直後～		
2-7	本部会議を開催し、重要事項の協議及び対応方針を決定する	災害総括班	直後～		
2-8	本部長の指示や本部会議の決定事項を踏まえ、部内各班に対応を指示する	各部	直後～		
2-9	各班の活動状況を総括部災害総括班に報告する	各部	直後～		
2-10	各部の活動状況をとりまとめ、本部会議に伝達する	災害総括班	直後～		
3 本部・現地災害対策本部の廃止					
3-1	災害応急対策が概ね完了したとき、又はその他本部長が必要なしと認めたときは、本部会議で状況判断し解廃止を決定する	本部会議	直後～		
3-2	本部等の廃止について、配備職員に庁内放送、グループウェア、電話等で伝達する	災害総括班	直後～		
3-3	本部等の廃止について、防災関係機関に防災情報システム、電話、FAX、インターネット等で連絡する	災害総括班	直後～		
3-4	本部等の廃止について、市防災メール、市ホームページ、Lアラート、SNS等により市民に公表する	災害総括班 秘書広聴広報班	直後～		

第2節 火山災害時の活動体制の確立

第1 火山情報の収集・伝達

▶本編：P応-11

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 地震・津波情報の収集・伝達					
1-1	気象台から樽前山に係る火山に関する情報が通知されたときは、噴火警戒レベルを確認する	危機管理室 消防本部 都市建設部 上下水道部	発災前 ～	気象台	
1-2	防災情報システム、テレビ、インターネット等で火山に関する情報をモニタリングする	危機管理室 消防本部 都市建設部 上下水道部	発災前 ～	道	
1-3	噴火警戒レベル2以上の噴火警報が発表された場合は、市長に収集した情報を報告する	危機管理室	発災前 ～		
1-4	噴火警戒レベル2以上の噴火警報が発表された場合は、市職員に伝達する	危機管理室	発災前 ～		
1-5	噴火警戒レベル2以上の噴火警報が発表された場合は、防災行政無線で市民等に伝達する	危機管理室	発災前 ～		
2 異常現象発見時の通報・伝達					
2-1	市民、登山者等より、噴火の異常な現象の通報を受けたときは、情報を確認し、共有する	危機管理室 消防本部	発災前 ～		
2-2	噴火の異常な現象の状況を取りまとめ、気象台、道、近隣市町に伝達する	危機管理室	発災前 ～	樽前山火山防災協議会	
2-3	必要に応じて、異常な現象について、市防災メール、市ホームページ、Lアラート、SNS等により市民に公表する	危機管理室	発災前 ～		

第2 職員の動員

▶本編：P応-13

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 勤務時間内の対応					
1-1	樽前山噴火警戒レベル、被害発生の予想される時間等を勘案し、配備基準に従い配備体制を検討し、市長、副市長に連絡する	危機管理室	発災前 ～		
1-2	配備体制が発令された場合は、消防本部、各部代表課長等にグループウェア、電話等により配備職員の動員を伝達する	危機管理室	発災前 ～		
1-3	動員指令に従い所定の場所に参集し、所定の業務に従事する	配備職員	発災前 ～		
1-4	職員の参集状況を把握し、危機管理室に報告する	各部	発災前 ～		
1-5	配備職員以外の職員に対して、各種情報や市の活動状況等に留意し、緊急招集に備えることを周知する	危機管理室	発災前 ～		
2 勤務時間外の対応					
2-1	災害規模、種類、被害発生の予想される時間等を勘案し、配備基準に従い配備体制を検討し、市長、副市長に連絡する	危機管理室	発災前 ～		
2-2	配備体制が発令された場合は、消防本部、各部代表課長等にグループウェア、電話等により配備職員の動員を伝達する	危機管理室	発災前 ～		
2-3	動員指令に従い所定の場所に参集し、所定の業務に従事する	配備職員	発災前 ～		
2-4	市役所に直行が困難な場合は、居住地に近い出張所に参集し、所定の業務に従事する	配備職員	発災前 ～		
2-5	参集途中は被害状況等の情報収集を行い、危機管理室に報告する	配備職員	発災前 ～		
2-6	職員の参集状況を把握し、危機管理室に報告する	各部	発災前 ～		
2-7	配備職員以外の職員に対して、各種情報や市の活動状況等に留意し、緊急招集に備えることを周知する	危機管理室	発災前 ～		

第3 情報連絡体制の確立・活動・廃止

▶本編：P応-15

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 情報連絡体制の確立					
1-1	樽前山噴火予報（噴火警戒レベル1）が発表されたときは、必要に応じて、市役所2階危機管理室に情報連絡室を設置する	危機管理室	発災前～		
1-2	情報連絡室を設置したときは、市職員、道（危機対策課）、防災関係機関等に連絡する	危機管理室	発災前～		
2 情報連絡体制の活動内容					
2-1	情報収集、連絡、被害状況の把握、市民からの問合せ対応等を行う	危機管理室	発災前～		
2-2	通報等により、異常な現象が確認された場合は、危機管理室に報告する	都市建設部 上下水道部 消防本部	発災前～		
2-3	必要に応じて、樽前山火山防災協議会市町と協議し、連絡本部を設置する	危機管理室	発災前～	樽前山火山防災協議会	
2-4	樽前山火山防災協議会連絡本部を設置したときは、気象台、道と連絡を行い、協議会を構成する関係機関のうち、必要と認める機関に伝達する	危機管理室	発災前～	樽前山火山防災協議会	
2-5	必要に応じて、火山活動に関する情報について、登山者、観光施設へ広報する	財政部	発災前～		
2-6	必要に応じて、火山活動に関する情報について、報道機関等を通じて市民に提供する	総合政策部	発災前～		
3 情報連絡体制を廃止する					
3-1	市長と協議を行い、非常警戒本部体制又は災害対策本部体制への移行、情報連絡体制の解除を検討する	危機管理室	発災前～		
3-2	非常警戒本部体制又は災害対策本部体制への移行、情報連絡体制の解除について、配備職員に庁内放送、グループウェア、電話等で伝達する	危機管理室	発災前～		

第4 非常警戒本部の設置・運営・廃止

▶本編：P応-16

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 非常警戒本部の設置					
1-1	本部長（市長）の判断を受け、非常警戒本部の設置場所を決定する	危機管理室	発災前 ～		
1-2	非常警戒本部会場の設営、必要な書類・資機材の準備を行う	危機管理室	発災前 ～		
1-3	非常警戒本部設置について、市職員、道（危機対策課）、防災関係機関等に連絡する	危機管理室	発災前 ～		
1-4	非常警戒本部設置について、市防災メール、市ホームページ、Lアラート、SNS等により市民に広報する	危機管理室	発災前 ～		
2 非常警戒本部の運営					
2-1	情報収集、連絡、被害状況の把握、市民からの問合せ対応等を行う	危機管理室	発災前 ～		
2-2	必要に応じて、樽前山火山避難計画に基づき、山頂部の規制を行う	危機管理室	発災前 ～		
2-3	火山活動に関する情報や山頂部の規制状況等について、登山者、観光施設へ広報する	財政部	発災前 ～		
2-4	通報等により、異常な現象が確認された場合は、非常警戒本部に報告する	都市建設部 上下水道部 消防本部	発災前 ～		
2-5	非常警戒本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する	危機管理室	発災前 ～		
2-6	当面の市の対応方針を市職員、道（危機対策課）、防災関係機関等に報告する	危機管理室	発災前 ～		
2-7	当面の市の対応方針について、報道機関等を通じて市民に情報提供する	総合政策部	発災前 ～		
3 非常警戒本部の閉鎖					
3-1	非常警戒本部会議を開催し、市長と協議の上、災害対策本部への移行又は非常警戒本部の閉鎖を決定する	危機管理室	発災前 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-2	災害対策本部体制への移行又は非常警戒本部体制の解除について、配備職員に庁内放送、グループウェア、電話等で伝達する	危機管理室	発災前 ～		
3-3	非常警戒本部の廃止について、防災関係機関に防災情報システム、電話、FAX、インターネット等で連絡する	危機管理室	発災前 ～		
3-4	非常警戒本部の廃止について、市防災メール、市ホームページ、Lアラート、SNS等により市民に公表する	危機管理室	発災前 ～		

第5 災害対策本部の設置・運営・廃止

▶本編：P応-17

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害対策本部、現地災害対策本部、防災関係機関連絡室の設置					
1-1	災害対策本部の設置場所を決定し、会場の設営、必要な書類・資機材の準備を行う	災害総括班	発災前 ～		
1-2	災害対策本部の看板を設置する	災害総括班	発災前 ～		
1-3	災害対策本部の設置を道及び関係機関に報告する	災害総括班	発災前 ～	道、関係機関	
1-4	災害対策本部の設置を市民に広報する	秘書広聴広報班	発災前 ～		
1-5	被災地付近における応急活動の必要が生じた場合、現地災害対策本部を設置する	災害総括班	発災前 ～		
1-6	関係機関（自衛隊、警察署、海上保安署、室蘭地方気象台、室蘭開発建設部、室蘭建設管理部、ライフライン機関、港管理組合、医師会）に連絡し、防災関係機関連絡室を設置する	災害総括班	発災前 ～	関係機関	
2 本部の運営					
2-1	職員の参集状況及び安否状況を確認する	各部	発災前 ～		
2-2	参集状況を踏まえ、職員の応援等部門間の調整を行う	災害総括班 動員班	発災前 ～		
2-3	参集状況をとりまとめ、本部に報告する	動員班	発災前 ～		
2-4	職員等に配布する食糧、飲料水、必需品等の数量を把握し、物資食糧対策部、水道対策部と連携して調達する	動員班	発災前 ～		
2-5	道、防災関係機関等に対し、応急対策の実施状況等を報告する	災害総括班	発災前 ～		
2-6	本部会議に必要な書類の準備等、本部会議開催に向けた準備を行う	災害総括班	発災前 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-7	本部会議を開催し、重要事項の協議及び対応方針を決定する	災害総括班	発災前 ～		
2-8	本部長の指示や本部会議の決定事項を踏まえ、部内各班に対応を指示する	各部	発災前 ～		
2-9	各班の活動状況を総括部災害総括班に報告する	各部	発災前 ～		
2-10	各部の活動状況をとりまとめ、本部会議に伝達する	災害総括班	発災前 ～		
3 本部・現地災害対策本部の廃止					
3-1	災害応急対策が概ね完了したとき、又はその他本部長が必要なしと認めたときは、本部会議で状況判断し解廃止を決定する	本部会議	発災前 ～		
3-2	本部等の廃止について、配備職員に庁内放送、グループウェア、電話等で伝達する	災害総括班	発災前 ～		
3-3	本部等の廃止について、防災関係機関に防災情報システム、電話、FAX、インターネット等で連絡する	災害総括班	発災前 ～		
3-4	本部等の廃止について、市防災メール、市ホームページ、Lアラート、SNS等により市民に公表する	災害総括班 秘書広聴広報班	発災前 ～		

第3節 風水害時等の活動体制の確立

第1 気象情報等の収集・伝達

▶本編：P応-19

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 気象情報等の収集・伝達					
1-1	気象台等から発表される注意報、警報、気象情報、土砂災害警戒情報、洪水予報を防災情報システム等により収集し、警報・注意報の発表状況を把握する	危機管理室 消防本部 都市建設部 上下水道部	発災前 ～	気象台	
1-2	防災情報システム、テレビ、インターネット、河川監視カメラ等で雨量、水位等の状況をモニタリングする	危機管理室 消防本部 都市建設部 上下水道部	発災前 ～	道	
1-3	気象警報、土砂災害警戒情報、洪水予報等が発表された場合は、市長に収集した情報を報告する	危機管理室	発災前 ～		
1-4	気象警報、土砂災害警戒情報、洪水予報等が発表された場合は、市職員に伝達する	危機管理室	発災前 ～		
1-5	火災気象通報が伝達された場合は、火災注意報又は火災警報の発表を検討し、必要に応じて、発表する	消防本部	発災前 ～		
2 大規模事故災害に関する情報の収集・伝達					
2-1	市内及び隣接市町で事故災害（海上、航空、鉄道、道路、危険物等、大規模な火事災害、林野火災、大規模停電、その他多数の避難が必要とされる事故）が発生した旨の通報を受けたときは、連絡調整し、事故の概要を把握する	危機管理室 消防本部 都市建設部 農林水産振興課	発災前 ～	道、事故関係機関	
2-2	事故の状況から火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する場合は、第1報を消防庁に報告する	危機管理室 消防本部	発災前 ～		
2-3	大規模な事故の発生を確認した場合は、市長に収集した情報を報告する	危機管理室	発災前 ～		
2-4	大規模な事故の発生を確認した場合は、市職員に伝達する	危機管理室	発災前 ～		
2-5	大規模な事故の発生を確認した場合は、把握した情報を関係機関と共有し、応急対策の調整等を行う	危機管理室	発災前 ～	道、事故関係機関	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3 異常現象発見時の通報・伝達					
3-1	災害が発生するおそれのある異常な現象の通報を受けたときは、情報を確認し、共有する	危機管理室 消防本部 都市建設部 上下水道部	発災前 ～		
3-2	災害が発生するおそれのある異常な現象の状況をとりまとめ、気象台、関係機関に伝達する	危機管理室	発災前 ～		
3-3	必要に応じて、異常な現象について、市防災メール、市ホームページ、Lアラート、SNS等により市民に公表する	危機管理室	発災前 ～		

第2 職員の動員

▶本編：P応-28

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 勤務時間内の対応					
1-1	気象情報の種類、災害規模、被害発生の予想される時間等を勘案し、配備基準に従い配備体制を検討し、市長、副市長に連絡する	危機管理室	発災前 ～		
1-2	配備体制が発令された場合は、消防本部、各部代表課長等にグループウェア、電話等により配備職員の動員を伝達する	危機管理室	発災前 ～		
1-3	動員指令に従い所定の場所に参集し、所定の業務に従事する	配備職員	発災前 ～		
1-4	職員の参集状況を把握し、危機管理室に報告する	各部	発災前 ～		
1-5	配備職員以外の職員に対して、各種情報や市の活動状況等に留意し、緊急招集に備えることを周知する	危機管理室	発災前 ～		
2 勤務時間外の対応					
2-1	災害規模、種類、被害発生の予想される時間等を勘案し、配備基準に従い配備体制を検討し、市長、副市長に連絡する	危機管理室	発災前 ～		
2-2	配備体制が発令された場合は、消防本部、各部代表課長等にグループウェア、電話等により配備職員の動員を伝達する	危機管理室	発災前 ～		
2-3	動員指令に従い所定の場所に参集し、所定の業務に従事する	配備職員	発災前 ～		
2-4	市役所に直行が困難な場合は、居住地に近い出張所に参集し、所定の業務に従事する	配備職員	発災前 ～		
2-5	参集途中は被害状況等の情報収集を行い、危機管理室に報告する	配備職員	発災前 ～		
2-6	職員の参集状況を把握し、危機管理室に報告する	各部	発災前 ～		
2-7	配備職員以外の職員に対して、各種情報や市の活動状況等に留意し、緊急招集に備えることを周知する	危機管理室	発災前 ～		

第3 情報連絡体制の確立・活動・廃止

▶本編：P応-30

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 情報連絡体制の確立					
1-1	気象警報が発表されたときは、必要に応じて、市役所2階危機管理室に情報連絡室を設置する	危機管理室	発災前 ～		
1-2	情報連絡室を設置したときは、市職員、道（危機対策課）、防災関係機関等に連絡する	危機管理室	発災前 ～		
2 情報連絡体制の活動内容					
2-1	情報収集、連絡、被害状況の把握、市民からの問合せ対応等を行う	危機管理室	発災前 ～		
2-2	通報等により、異常な現象が確認された場合は、危機管理室に報告する	都市建設部 上下水道部 消防本部	発災前 ～		
2-3	必要に応じて、河川やがけ地の警戒活動の準備を行う	財政部	発災前 ～		
2-4	必要に応じて、確認されている異常な現象について、報道機関等を通じて市民に提供する	総合政策部	発災前 ～		
3 情報連絡体制を廃止する					
3-1	市長と協議を行い、非常警戒本部体制又は災害対策本部体制への移行、情報連絡体制の解除を検討する	危機管理室	発災前 ～		
3-2	非常警戒本部体制又は災害対策本部体制への移行、情報連絡体制の解除について、配備職員に庁内放送、グループウェア、電話等で伝達する	危機管理室	発災前 ～		

第4 非常警戒本部の設置・運営・廃止

▶本編：P応-31

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 非常警戒本部の設置					
1-1	本部長（市長）の判断を受け、非常警戒本部の設置場所を決定する	危機管理室	発災前 ～		
1-2	非常警戒本部会場の設営、必要な書類・資機材の準備を行う	危機管理室	発災前 ～		
1-3	非常警戒本部設置について、市職員、道（危機対策課）、防災関係機関等に連絡する	危機管理室	発災前 ～		
1-4	非常警戒本部設置について、市防災メール、市ホームページ、Lアラート、SNS等により市民に広報する	危機管理室	発災前 ～		
2 非常警戒本部の運営					
2-1	情報収集、連絡、被害状況の把握、市民からの問合せ対応等を行う	危機管理室	発災前 ～		
2-2	巡回広報による情報収集・警戒活動を行う	財政部	発災前 ～		
2-3	河川・がけ地の警戒活動、水防活動を実施し、被害等がある場合は、非常警戒本部に報告する	都市建設部 上下水道部 消防本部	発災前 ～		
2-4	非常警戒本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する	危機管理室	発災前 ～		
2-5	当面の市の対応方針を市職員、道（危機対策課）、防災関係機関等に報告する	危機管理室	発災前 ～		
2-6	当面の市の対応方針について、報道機関等を通じて市民に情報提供する	総合政策部	発災前 ～		
3 非常警戒本部の閉鎖					
3-1	非常警戒本部会議を開催し、市長と協議のうえ、災害対策本部への移行又は非常警戒本部の閉鎖を決定する	危機管理室	発災前 ～		
3-2	災害対策本部体制への移行又は非常警戒本部体制の解除について、配備職員に庁内放送、グループウェア、電話等で伝達する	危機管理室	発災前 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-3	非常警戒本部の廃止について、防災関係機関に防災情報システム、電話、FAX、インターネット等で連絡する	危機管理室	発災前 ～		
3-4	非常警戒本部の廃止について、市防災メール、市ホームページ、Lアラート、SNS等により市民に公表する	危機管理室	発災前 ～		

第5 災害対策本部の設置・運営・廃止

▶本編：P応-32

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害対策本部、現地災害対策本部、防災関係機関連絡室の設置					
1-1	災害対策本部の設置場所を決定し、会場の設営、必要な書類・資機材の準備を行う	災害総括班	発災前 ～		
1-2	災害対策本部の看板を設置する	災害総括班	発災前 ～		
1-3	停電等により電力の供給がない場合は、発電機等を利用し電力を確保する	災害総括班	発災前 ～		
1-4	災害対策本部の設置を道及び関係機関に報告する	災害総括班	発災前 ～	道、関係機関	
1-5	災害対策本部の設置を市民に広報する	秘書広聴広報班	発災前 ～		
1-6	被災地付近における応急活動の必要が生じた場合、現地災害対策本部を設置する	災害総括班	発災前 ～		
1-7	関係機関（自衛隊、警察署、海上保安署、室蘭地方気象台、室蘭開発建設部、室蘭建設管理部、ライフライン機関、港管理組合、医師会）に連絡し、防災関係機関連絡室を設置する	災害総括班	発災前 ～	関係機関	
2 本部の運営					
2-1	職員の参集状況及び安否状況を確認する	各部	発災前 ～		
2-2	参集状況を踏まえ、職員の応援等部門間の調整を行う	災害総括班 動員班	発災前 ～		
2-3	参集状況をとりまとめ、本部に報告する	動員班	発災前 ～		
2-4	職員等に配布する食糧、飲料水、必需品等の数量を把握し、物資食糧対策部、水道対策部と連携して調達する	動員班	発災前 ～		
2-5	道、防災関係機関等に対し、応急対策の実施状況等を報告する	災害総括班	発災前 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-6	本部会議に必要な書類の準備等、本部会議開催に向けた準備を行う	災害総括班	発災前 ～		
2-7	本部会議を開催し、重要事項の協議及び対応方針を決定する	災害総括班	発災前 ～		
2-8	本部長の指示や本部会議の決定事項を踏まえ、部内各班に対応を指示する	各部	発災前 ～		
2-9	各班の活動状況を総括部災害総括班に報告する	各部	発災前 ～		
2-10	各部の活動状況をとりまとめ、本部会議に伝達する	災害総括班	発災前 ～		
3 本部・現地災害対策本部の廃止					
3-1	災害応急対策が概ね完了したとき、又はその他本部長が必要なしと認めたときは、本部会議で状況判断し解廃止を決定する	本部会議	発災前 ～		
3-2	本部等の廃止について、配備職員に庁内放送、グループウェア、電話等で伝達する	災害総括班	発災前 ～		
3-3	本部等の廃止について、防災関係機関に防災情報システム、電話、FAX、インターネット等で連絡する	災害総括班	発災前 ～		
3-4	本部等の廃止について、市防災メール、市ホームページ、Lアラート、SNS等により市民に公表する	災害総括班 秘書広聴広報班	発災前 ～		

第4節 被害情報の収集・伝達・報告

第1 被害情報の収集

▶本編：P応-34

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 通信手段の確保					
1-1	市防災行政無線、道防災行政無線、災害対策用通信機器の被害状況を確認し、通信回線の疎通を確認する	災害総括班	直後～		
1-2	電話、インターネット等の通信機器の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	庁舎管理班	直後～		
1-3	必要に応じて、設備会社への修復依頼等、通信手段の維持活動を実施する	庁舎管理班	直後～		
1-4	通信施設に被害が発生した場合は、災害時優先電話や防災行政用無線、衛星通信等、代替通信手段を確保する	庁舎管理班	直後～		
2 被害状況の報告					
2-1	各部の報告から被害に関する情報を整理する	連絡記録班	直後～		
2-2	防災関係機関と連絡調整し、ライフラインや公共交通機関等の被害概況を確認する	連絡記録班	直後～	防災関係機関	
2-3	各部や防災関係機関等の情報を一元化し、情報の鮮度、質、重要度や緊急度等を分類して情報を管理する	連絡記録班	直後～		
2-4	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、道等に報告が必要な情報や市民に広報すべき情報を整理する	連絡記録班	直後～		
2-5	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、道や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する	連絡記録班	直後～		
2-6	道や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する	災害総括班	直後～	道、消防庁	
2-7	とりまとめた市の被害情報を市議会に報告する	災害総括班	直後～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
3 地震発生時の報告					
3-1	震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する	災害総括班	直後～	道	
3-2	震度5強以上を記録した場合、被災状況を道及び消防庁に報告する	災害総括班	直後～	道、消防庁	
4 風水害発生時の警戒・巡視					
4-1	河川施設、砂防施設等の巡回を行う	土木班 水道班 下水道班 消防情報広報班 広報調査班	直後～		
4-2	危険があると認められた箇所については、当該管理者に通報する	土木班 水道班 下水道班 消防情報広報班 広報調査班	直後～		
4-3	巡回の結果をとりまとめ、総括部災害総括班に報告する	土木班 水道班 下水道班 消防情報広報班 広報調査班	直後～		
4-4	巡回の結果を気象官署、道、近隣市町等に通報する	災害総括班	直後～	道、近隣市町	
5 火山現象発生時の調査					
5-1	異常現象の通報を受けた場合、関係機関と連携し、異常現象の発見現場等を調査し、その事実を確認する	広報調査班	直後～	警察署、札幌管区気象台、火山専門家	
5-2	発生の事実、場所、発生による影響を確認し、総括部災害総括班に報告する	広報調査班	直後～		
5-3	異常現象の調査結果を気象官署、道、近隣市町等に通報する	災害総括班	直後～	室蘭地方気象台、道、近隣市町	

第2章 各業務の実施項目
第4節 被害情報の収集・伝達・報告

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
6 初期活動期の被害調査					
6-1	勤務時間内に災害が発生した場合、初動期の活動中に見聞きした内容を総括部連絡記録班に報告する	全職員	直後～		参考4-1
6-2	勤務時間外に災害が発生した場合、参集途中に見聞きした内容を総括部連絡記録班に報告する	全職員	直後～		参考4-1
6-3	19に分割した市内の区域を巡回し、被害状況を調査する	広報調査班	直後～		参考4-1
6-4	急を要する場合は、口頭又は電話で総括部連絡記録班に報告する	全職員	直後～		
7 応急活動期の被害調査					
7-1	所管する施設及び施設周辺の被害概況（人的被害、建築物被害、火災・土砂災害等発生状況、施設利用者の避難状況等）を調査し、被害概要等を把握する	施設を所管する班	24時間～		参考4-2
7-2	必要に応じて、本部に不足する調査員や専門的な技術を要する調査員等の応援を要請する	施設を所管する班	24時間～		
7-3	必要に応じて、応援協定締結団体等に対して、被害調査の協力を求める	施設を所管する班	24時間～		
7-4	所管する施設及び施設周辺の被害概況を整理する	施設を所管する班	24時間～		参考4-2
7-5	被害概況を総括部連絡記録班に報告する	施設を所管する班	24時間～		

参考4-1 調査の方法

調査担当班	調査の方法	
広報調査部各班	担当区域に派遣	
各部担当班	勤務時間内	初動期の活動中に見聞きしてきた内容
	勤務時間外	勤務時間外職員が参集する際に見聞きしてきた内容

参考4-2 調査の内容

部名	班名	調査事項
総括部	庁舎管理班	庁舎の被害状況、所管の施設等の被害状況
広報調査部	広報調査庶務班	被害状況調査の総括、所管の施設等の被害状況
	第1～19広報調査班	家屋等の被害状況
土木建築対策部	土木班	道路、橋りょう、河川、指定地、林業等の被害状況
	建築班	所管の施設等及び家屋等建物の被害状況（応急危険度判定）
	住宅班	公営住宅等の被害状況
上下水道対策部	水道班	上水道施設等の被害状況
	下水道班	下水道施設等の被害状況
産業輸送対策部	産業庶務班	産業経済部及び商業・観光施設等の被害状況
	第1産業班	工業施設等の被害状況
	第2産業班	農業水産施設等の被害状況
避難対策部	第1～7避難対策班	所管の施設等及び避難所の被害状況
救援対策部	第1、2庶務班	社会福祉施設等の被害状況
	第1、2救援班	所管の施設、医療機関等の被害状況
医療救護対策部	医療対策班	市立病院の被害状況
環境衛生対策部	環境班	所管の施設等の被害状況 河川・大気汚染等の状況
	清掃班	災害廃棄物処理施設等の被害状況
文教対策部	教育庶務班、学校班、 社会教育施設班	所管の施設等の被害状況
物資食糧対策部	支援物資班、給食班	所管の施設等の被害状況
消防部	消防情報広報班	災害原因及び被害状況

第2 被害情報の伝達・報告

▶本編：P応-37

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 被害情報のとりまとめ					
1-1	各部からの報告内容を取りまとめる	連絡記録班	24時間 ～		
1-2	とりまとめた情報を総括部災害総括班、 消防部消防情報班に報告	連絡記録班	24時間 ～	道	参考4-3
2 防災関係機関への報告					
2-1	各部からの報告内容を踏まえ、防災関係 機関に通報する	災害総括班 連絡記録班 消防情報班	24時間 ～		
3 道への報告					
3-1	各部からの報告内容を踏まえ、災害情報 及び被害状況を道に報告する	災害総括班	24時間 ～	道	参考4-4

参考4-3 とりまとめの留意点

活動期	留意点
初動活動期	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の全体像の把握 ・現在の被害の状況 ・未確認情報の把握
応急活動期	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体の被害の状況 ・各業務の詳細な内容の整理

参考4-4 道への報告内容

報告の種類	内容	報告の方法	報告先
災害情報	災害の経過に応じ逐次報告	電話 又は 無線等	胆振総合振興局 (地域創生部 危機対策室)
被害状況報告 (速報)	被害発生後、直ちに件数のみ報告		
被害状況報告 (中間報告)	被害状況が判明次第、報告 報告内容に変更が生じたときは、その都度報告		
被害状況報告 (最終報告)	応急措置完了後、15日以内に報告	文書	

第5節 災害広報

第1 避難所・市民・事業所への広報

▶本編：P応-40

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 広報活動					
1-1	被害状況や応急対策状況等を把握し、時期区分に応じて、広報すべき内容を検討する	災害総括班 秘書広聴広報班 関係各部	直後～		参考5-1 参考5-2
1-2	必要と考えられる広報の文例を準備する	秘書広聴広報班 関係各部	直後～		
1-3	本部の承認を受ける等、広報内容を決定する	災害総括班 秘書広聴広報班	直後～		
1-4	実施可能な広報手段を確認し、各班と要配慮者に配慮した広報活動の役割分担を行う等、広報活動実施体制を確立する	秘書広聴広報班 関係各部	直後～		
1-5	必要に応じて、広報活動に係る人材、資機材（拡声器付車両等）を確保する	秘書広聴広報班 広報調査庶務班 車両班	直後～		
1-6	消防団と連携・協力し、広報活動を実施する	秘書広聴広報班 広報調査班 警戒班	直後～	消防団	
1-7	広報の実施状況を記録、集約し、本部に報告する	秘書広聴広報班 広報調査庶務班	直後～		
2 広聴活動					
2-1	市役所本館に電話問合せに対応する電話窓口専用スペースを確保する	秘書広聴広報班	直後～		
2-2	必要に応じて、市役所市民窓口館に被災者相談窓口専用スペースを確保する	秘書広聴広報班	直後～		
2-3	相談窓口業務に必要な専用電話回線やPC端末等の物品を準備する	秘書広聴広報班	直後～		
2-4	相談窓口担当職員を配置し、本部に被災者相談窓口の設置を報告する	秘書広聴広報班	直後～		
2-5	被災者相談窓口の設置について、市民に広報する	秘書広聴広報班	直後～		

第2章 各業務の実施項目
第5節 災害広報

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-6	相談窓口担当職員が聴取した相談記録を整理する	秘書広聴広報班	24時間 ～		
2-7	必要に応じて、相談・照会・苦情等の情報を本部及び関係機関へ伝達し、迅速な処理を依頼する	秘書広聴広報班	24時間 ～		
2-8	相談件数が多い案件について、回答文例や関連文書を作成する	秘書広聴広報班	24時間 ～		
2-9	回答文例や関連文書を相談窓口担当職員に配布する	秘書広聴広報班	24時間 ～		
2-10	復旧・復興状況等を勘案して、被災者相談窓口の縮小・閉鎖を検討する	秘書広聴広報班	1週間 ～		
2-11	本部の決定を受け、被災者相談窓口を縮小・閉鎖し、後片付けを実施する	秘書広聴広報班	1週間 ～		
2-12	被災者相談窓口の縮小・閉鎖について、市民に広報する	秘書広聴広報班	1週間 ～		
2-13	被災者相談窓口の縮小・閉鎖について、本部に報告する	秘書広聴広報班	1週間 ～		

参考5-1 市民への提供情報の例

<ul style="list-style-type: none"> ・被害の区域・状況 ・二次災害の危険性 ・避難情報（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難） ・避難場所・避難所の開設状況 ・医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 ・ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況 ・交通規制の情報 ・被災者生活支援の情報 ・要配慮者等に必要な情報
--

参考5-2 広報内容

担当	手段	内容	備考
各部各班	広報車等	<ul style="list-style-type: none"> ○応急活動の状況、復旧の見通し ○給水、食料供給の情報 ○その他 	必要に応じて実施
避難対策部 避難庶務班	避難所掲示板 ・口頭等	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所生活の注意事項・連絡事項 ○被害の状況 ○応急活動の状況、復旧の見通し ○安否確認情報等 ○住民サービスの情報等 ○公共交通機関の運行 	避難所入口に掲示
秘書報道広聴部 秘書広聴広報班	災害広報紙の 作成配布 市防災メー ル、市ホーム ページ、SNS 等	<ul style="list-style-type: none"> ○被害の状況 ○復旧の状況 ○仮設住宅の入居等について ○り災証明等、住民サービスの情報等 	必要に応じて作成し、避難所、本部で配布

第2 報道機関への対応

▶本編：P応-40

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 報道機関への対応					
1-1	被害状況や応急対策状況等を把握し、時期区分に応じて、広報すべき内容を検討する	秘書広聴広報班	直後～		参考5-3
1-2	必要と考えられる広報の文例を準備する	秘書広聴広報班	直後～		
1-3	本部の承認を受ける等、広報内容を決定する	秘書広聴広報班	直後～		
1-4	道を通じて、ラジオ、テレビ局に対する緊急放送又はその他の応援広報を要請する	秘書広聴広報班	直後～	道	
1-5	本部長、報道機関等と調整し、市役所又は代替施設に記者会見場を設置し、定期的に記者会見を行い、市の対応状況等について広報する	秘書広聴広報班	直後～	報道機関	
1-6	広報の実施状況を記録、集約し、本部に報告する	秘書広聴広報班	直後～		

参考5-3 記者会見・発表内容

発表者	記者会見場	内容
秘書報道広聴部 秘書広聴広報班長	市役所内 又は代替施設	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の種別、発生場所、日時、状況 ・被害の状況 ・災害応急対策の状況等・復旧の見通し ・住民サービス等 ・避難・避難所に関する情報 ・災害対策の方針

第3 安否情報の提供

▶本編：P応-41

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 安否情報の照会手続					
1-1	道、警察署等と協力して、被災者に関する情報を収集する	災害総括班	直後～	道、警察署	
1-2	被災者の安否情報を整理する	災害総括班	直後～		
1-3	被災者の安否について市民等から照会があった場合には、安否情報を回答する	災害総括班	直後～		参考5-4 参考5-5
1-4	被災者の安否情報の整理結果を本部に報告する	災害総括班	直後～		

参考5-4 安否情報の提供範囲

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族(アに掲げる者を除く。) ・被災者の職場関係者及びその他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

参考5-5 安否情報を回答する際の留意点

<ul style="list-style-type: none"> ●被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。 ●安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。 ●安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。 ●被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

第6節 応援派遣要請と受入れ

第1 自衛隊派遣要請

▶本編：P応-42

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 自衛隊の派遣要請					
1-1	各部へ支援や応援要請を必要とする作業の有無について照会する	災害総括班 受援班	24時間 ～		
1-2	各部の要請、市の被災状況等を踏まえ、応援要請先（自衛隊、道、他自治体、協定締結先、民間企業等）、応援内容、応援期間等の応援要請の方針を決定する	災害総括班 受援班	24時間 ～		参考6-1
1-3	自衛隊の応援が必要なときは、応援要請依頼書を作成し、道に自衛隊派遣要請を依頼する	災害総括班	24時間 ～	道	参考6-2
1-4	自衛隊の応援が必要なときで、道と連絡が取れない等、緊急のときは、直接、自衛隊に災害派遣要請を行い、道に事後報告する	災害総括班	24時間 ～	自衛隊、道	
2 自衛隊の受入れ					
2-1	派遣部隊の活動拠点、連絡事務所（宿舍等）を確保するとともに、必要な資機材等を準備する	災害総括班	24時間 ～		参考6-3
2-2	現場担当者を定め、綿密な連絡調整体制を確立する	災害総括班	24時間 ～	自衛隊	
2-3	派遣部隊と作業計画を立案する	災害総括班	24時間 ～	自衛隊	
2-4	作業の関係機関・施設の管理者の了解を得る	災害総括班	24時間 ～		
2-5	必要に応じて、ヘリポートを開設する	災害総括班	24時間 ～		
2-6	派遣部隊の作業進捗状況を把握し、応援の実施記録を作成する	災害総括班	24時間 ～		
2-7	必要に応じて、派遣部隊の作業計画を修正する	災害総括班	24時間 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
3 自衛隊の撤収要請					
3-1	各部へ応援の必要がなくなった作業内容の有無について照会する	災害総括班 受援班	1か月 ～		
3-2	応援の必要がなくなった作業内容、撤収要請先、撤収時期等の方針を決定する	災害総括班	1か月 ～	道、自衛隊	
3-3	撤収依頼書を作成し、応援部隊の撤収を要請する	災害総括班	1か月 ～	自衛隊	
3-4	各種応援の実施記録を整理する	災害総括班	1か月 ～		
3-5	各種応援に係る経費を精算する	災害総括班	1か月 ～		

参考6-1 自衛隊の支援活動

<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・避難の援助 ・遭難者の捜索救助活動 ・水防活動 ・消防活動 ・道路又は水路の警戒 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急医療、救護及び防疫 ・人員及び物資の緊急輸送 ・給食、給水及び入浴支援 ・物資の無償貸付又は譲与 ・危険物の保安及び除去 ・その他
---	---

参考6-2 自衛隊派遣の要請先

要請先	胆振総合振興局長 (地域創生部 危機対策室)	電話 0143-24-9507 内線 2151 防災行政無線 63-6-750-2151
	陸上自衛隊第7師団に通知	電話 0123-23-5131 (内線2275)
要請伝達方法	文書各1部(緊急の場合は口頭又は電話で行い、速やかに文書送付)	
要請内容	(1) 災害の状況 (2) 派遣を要請する事由 (3) 派遣を希望する期間 (4) 派遣を希望する区域及び活動内容 (5) 派遣部隊が活動拠点として活用できる場所 (6) 派遣部隊との連絡方法、その他必要事項	

参考6-3 自衛隊の受入れ場所

<ul style="list-style-type: none"> ・宿舎、屋内施設等 ・資材置場、炊事ができる広場 ・事務のできる部屋、駐車場 ・大部隊の派遣を受ける場合に備えた、多数・大型車両、施設が展開できる場所
--

第2 自治体への要請

▶本編：P応-43

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 道、道内市町村への要請					
1-1	各部へ支援や応援要請を必要とする作業の有無について照会する	災害総括班 受援班	24時間 ～		
1-2	各部の要請、市の被災状況等を踏まえ、応援要請先（自衛隊、道、他自治体、協定締結先、民間企業等）、応援内容、応援期間等の応援要請の方針を決定する	災害総括班 受援班	24時間 ～		
1-3	道や道内市町村の応援が必要なときは、道へ応援要請依頼又は応援要請の要求を行う	災害総括班	24時間 ～	道	参考6-4 参考6-5
1-4	連絡員を定めるとともに、道の連絡担当者を確認する	災害総括班	24時間 ～	道	
2 道、道内市町村の応援の受入れ					
2-1	応援職員の活動拠点、連絡事務所（宿舍等）を確保するとともに、必要な資機材等を準備する	災害総括班	24時間 ～		
2-2	現場担当者を定めるとともに、応援職員と作業計画を立案する	災害総括班	24時間 ～		
2-3	応援職員の作業進捗状況を把握し、応援の実施記録を作成する	災害総括班	24時間 ～		
2-4	必要に応じて、応援職員の作業計画を修正する	災害総括班	24時間 ～		
3 道、道内市町村の応援の撤収要請					
3-1	各部へ応援の必要がなくなった作業内容の有無について照会する	災害総括班 受援班	1か月 ～		
3-2	応援の必要がなくなった作業内容、撤収要請先、撤収時期等の方針を決定する	災害総括班	1か月 ～	道、道内市 町村	
3-3	撤収依頼書を作成し、応援職員の撤収を要請する	災害総括班	1か月 ～	道、道内市 町村	
3-4	各種応援の実施記録を整理する	災害総括班	1か月 ～		

参考6-4 道への応援の要請先

要請先	胆振総合振興局長 (地域創生部 危機対策室)	電話 0143-24-9507 (内線2191) 防災行政無線 63-6-750-2191
要請伝達方法	文書各1部 (緊急の場合は口頭又は電話等で行い、速やかに文書送付)	
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被害の種類及び状況 (2) 職員の職種別人員 (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数 (4) 資機材及び物資等の品名、数量等 (5) 受入れを求める被災住民の人数等 (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路 (7) 応援等の期間 (8) その他応援等の実施に関し必要な事項 	

参考6-5 消防防災ヘリコプターの要請先

要請先	北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室	電話 011-782-3233 FAX 011-782-3234
要請伝達方法	電話、無線 (速やかに消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票をFAXで提出)	
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害の種類 (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況 (3) 災害現場の気象状況 (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法 (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制 (6) 応援に要する資機材の品目及び数量 (7) その他必要な事項 	

第3 応援協定先、民間企業等への要請

▶本編：P応-43

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 応援協定先、民間企業等への要請					
1-1	各部へ支援や応援要請を必要とする作業の有無について照会する	災害総括班 受援班	24時間 ～		
1-2	各部の要請、市の被災状況等を踏まえ、応援要請先（自衛隊、道、他自治体、協定締結先、民間企業等）、応援内容、応援期間等の応援要請の方針を決定する	災害総括班 受援班	24時間 ～		参考6-6 参考6-7
1-3	応援協定先の応援が必要なときは、協定に基づき、応援要請依頼を行う	災害総括班	24時間 ～	応援協定先、民間企業等	
1-4	民間企業等の応援が必要なときは、応援要請依頼を行う	災害総括班	24時間 ～	応援協定先、民間企業等	
1-5	連絡員を定めるとともに、応援機関の連絡担当者を確認する	災害総括班	24時間 ～	応援協定先、民間企業等	
2 応援協定先、民間企業等の応援の受入れ					
2-1	応援に必要な活動拠点、資機材等を準備する	災害総括班	24時間 ～		
2-2	現場担当者を定めるとともに、応援機関と作業計画を立案する	災害総括班	24時間 ～	応援協定先、民間企業等	
2-3	応援機関の作業進捗状況を把握し、応援の実施記録を作成する	災害総括班	24時間 ～		
2-4	必要に応じて、応援機関の作業計画を修正する	災害総括班	24時間 ～		
3 応援協定先、民間企業等の応援の撤収要請					
3-1	各部へ応援の必要がなくなった作業内容の有無について照会する	災害総括班 受援班	1か月 ～		
3-2	応援の必要がなくなった作業内容、撤収要請先、撤収時期等の方針を決定する	災害総括班	1か月 ～	道、道内市町村	
3-3	撤収依頼書を作成し、応援職員の撤収を要請する	災害総括班	1か月 ～	道、道内市町村	
3-4	各種応援の実施記録を整理する	災害総括班	1か月 ～		

参考6-6 協定先市町に要請できる内容

<ul style="list-style-type: none">・食料、飲料水、生活必需品の供給・救援救護に必要な車両・医薬品等の物資、資機材	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒の受入れ・救援、応急活動に必要な職員の派遣・被災者への住宅の提供・その他
---	--

参考6-7 民間企業への要請内容

<ul style="list-style-type: none">・卸売業者、スーパー、デパート、仕出し組合等…食料、生活必需品・企業…食料、飲料水、資材置場・農業水産団体…野菜類、穀類、魚貝類等の生鮮品・その他…車両、防災資機材、医薬品、仮設住宅、応急復旧資機材等

第4 受援体制の確立

▶本編：P応-44

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 応援の必要性の検討					
1-1	各部班の人的・物的資源のニーズをとりまとめる	受援班	24時間 ～		参考6-8
1-2	各部班の人的・物的応援の受入れ状況をとりまとめる	受援班	24時間 ～		
1-3	人的・物的資源に関するニーズと現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する	受援班	24時間 ～		
1-4	被災地の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる	受援班	24時間 ～		
2 庁内調整					
2-1	各部班との調整の必要を検討する	受援班	24時間 ～		
2-2	全体の調整を図るため必要に応じて、調整会議を開催する	受援班	24時間 ～		
3 人的・物的応援の要請、受入れ					
3-1	要請先決定、要請、受入れ、撤収については、本節第1～3に準ずる	災害総括班 受援班	24時間 ～		

参考6-8 想定される応援が必要となる業務

基本的な枠組み	職種・業務	応援の種類
都道府県からの短期派遣	一般事務	避難所運営支援
		物資集積拠点支援
		住家被害認定調査支援
		窓口業務（申請相談・申請受付等）支援
	土木建築系職種	土木、農業土木、林業土木、建築、電気、機械職等の係る業務
	医療・福祉系職種	医師、看護師、保健師、薬剤師、福祉職等の係る業務
	農林水産系職種	農業、水産、獣医、林業に関連する業務
	環境系職種	化学、環境に関連する業務
	教育系職種	教諭、児童カウンセラー等の係る業務
その他	マネジメント支援（幹部職員の派遣）	
各都道府県調整による民間団体等の短期派遣	医療系	民間病院等によるDMAT等
	福祉系	社会福祉協議会、障がい者協会、介護事業者等による要介護者、障がい者支援及び心のケア等
	公衆衛生	病院等による公衆衛生対策等
	水道工事事業者等	水道工事事業者等による水道応急復旧等
	応急危険度判定	建築士会等による応急危険度判定等
	住家被害認定	建築士会等による住家被害認定

第7節 消防活動

第1 消火活動

▶本編：P応-45

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 消火活動					
1-1	通報、現地確認等により、火災の発生を覚知する	消防部各班	直後～		
1-2	本部と連携を図り、火災に係る情報を共有する	消防部各班	直後～		
1-3	火災が同時に多発したときや市民からの通報等が殺到したときは、道及び消防庁に報告する	消防部各班	直後～	道、消防庁	火災・災害等即報要領
1-4	消防本部の出動計画に基づき、消防隊を配備する	消防部各班	直後～		
1-5	消防団を招集し、警察署、自主防災組織等と情報連絡体制を確立する	消防部各班	直後～	消防団、警察署、自主防災組織	
1-6	消防庁舎、消防車両、資機材、通信機器等の機能を確保する	消防部各班	直後～	消防団	
1-7	火災の発生状況、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握し、活動の基本方針を決定する	消防部各班	直後～	消防団	
1-8	災害現場等に現場指揮本部を設置する	消防部各班	直後～	消防団、警察署	
1-9	消防水利を統制し、消防団、警察署、自主防災組織等と連携し、消火活動を実施する	消防部各班	直後～	消防団、警察署、自主防災組織	参考7-1
1-10	必要に応じて、飛火防ぎよ部隊を編成し、飛火警戒を行う	消防部各班	直後～	消防団、自主防災組織	
1-11	消防団員が不足するときは、北海道広域消防相互応援協定に基づき、近隣自治体に消防団派遣の応援を要請する	消防部各班	直後～	協定締結先自治体	
1-12	市単独では消火が困難なときは、道に対して、緊急消防援助隊の派遣を応援要請する	消防部各班	直後～	道	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1-13	応援を要請したときは、受入れ体制を整備し、逐次到着する応援消防隊等と協議し、地域の割り振りを行う	消防部各班	直後～	道	
1-14	発生した火災について、火災の原因、被害調査のため現場検証を行う	消防部各班	直後～		
1-15	消火活動実施状況、原因調査結果を本部に報告する	消防部各班	直後～		

参考7-1 消防活動時の留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ・ 風向き、建物分布等を考慮した効率的な消火活動の実施 ・ 延焼火災が少ない地区の集中消火による安全地区の確保 ・ 延焼火災の多い地区は住民避難のため、避難路の確保 ・ 危険物のある地区の立入り禁止措置 ・ 医療機関、避難地、幹線道路、防災拠点等施設を優先的に消火 ・ 火災現場近くの下敷者の優先救出

第2 火災のパトロール

▶本編：P応-46

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1-1	必要に応じて自主防災組織等に協力を要請し、火災のパトロール体制を確立する	消防活動班 警戒班	直後～	自主防災 組織	
1-2	火災のパトロールを実施し、状況をとりまとめる	消防活動班 警戒班	直後～		
1-3	緊急措置が必要な事象が発生した場合、消火活動等により対応する	消防活動班 警戒班	直後～		

第8節 救助・救出

第1 救助・救出活動の実施

▶本編：P応-47

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 救出資機材の確保					
1-1	救出・救急活動現場からの報告、要請に基づき、調達すべき重機及びその操作に必要な要員、その他救出資機材等の種類、量を確認する	消防活動班 警戒班	直後～		
1-2	市内建設業者等に協力の可否について確認し、調達可能な重機及びその操作に必要な要員、その他救出資機材を確保する	消防活動班 警戒班	直後～	市内建設業者	
1-3	必要に応じて、道、他自治体、自衛隊等に救出活動に関する応援を要請する	消防活動班 警戒班	直後～	道、他自治体、自衛隊	
2 救助・救出活動の実施					
2-1	通報、現地確認等による要救助者の発生状況や人的被害等を把握する	消防活動班 警戒班	直後～		
2-2	多数の負傷者が発生することが予想されるときや市民からの通報等が殺到したときは、道及び消防庁に報告する	消防活動班 警戒班	直後～	道、消防庁	
2-3	消防本部の出動計画等に基づき、救助隊等を配備する	消防活動班 警戒班	直後～		参考8-1
2-4	消防団を招集し、警察署、自主防災組織等と情報連絡体制を確立する	消防活動班 警戒班	直後～	消防団、警察署、自主防災組織	
2-5	災害現場の状況、道路の損壊状況等、災害の実態を把握する	消防活動班 警戒班	直後～		
2-6	応援救出・救急力の派遣優先順位等を考慮し、活動の基本方針を決定する	消防活動班 警戒班	直後～		
2-7	災害現場等に現場指揮本部を設置する	消防活動班 警戒班	直後～	消防団、警察署	
2-8	警察、消防団、地域住民等と連携し、救出・救急活動を行う	消防活動班 警戒班	直後～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
3 応援隊の要請					
3-1	消防団員が不足するときは、北海道広域消防相互応援協定に基づき、近隣自治体に消防団派遣の応援を要請する	消防活動班 警戒班	直後～	協定締結 先自治体	
3-2	市単独では救急・救助が困難なときは、道に対して、緊急消防援助隊の派遣を応援要請する	消防活動班 警戒班	直後～	道	
3-3	応援を要請したときは、受入れ体制を整備し、逐次到着する応援消防隊等と協議し、地域の割り振りを行う	消防活動班 警戒班	直後～		
3-4	負傷者等の搬送のためヘリコプターを調達する必要があるときは、ドクターヘリ又は道消防防災ヘリコプターの出動を要請する	消防活動班 警戒班	直後～	道	参考6-5
3-5	ドクターヘリ又は消防防災ヘリコプターの派遣を要請したときは、受入れ体制を整備する	消防活動班 警戒班	直後～		
3-6	救出・救急活動実施状況を本部に報告する	消防活動班 警戒班	直後～		

参考8-1 救出活動の体制

災害直後の編成	消防部消防活動班、消防部警戒班	3人一組
応援部隊到着後の編成	消防部消防活動班、消防部消防警戒班から1人 + 応援隊2人	

第2 医療救護所への傷病者の搬送

▶本編：P応-47

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 消防部消防班・警戒班					
1-1	傷病者等の緊急搬送に必要な移動手段の確保の要請があるときは、救急車や搬送車両の確保を依頼する	消防活動班 警戒班	直後～		
1-2	搬送先を調整し、緊急搬送する	消防活動班 警戒班	直後～	警察署	
1-3	ヘリコプターでの緊急搬送が必要なときは、道等に応援を要請する	消防活動班 警戒班	直後～	道	参考6-5
1-4	ヘリコプターの応援を要請したときは、受入れ体制を整備する	消防活動班 警戒班	直後～	道	
1-5	救急車や搬送車両が不足するときは、道や近隣消防本部に応援を要請し、必要な車両を確保する	消防活動班 警戒班	直後～	道	

第9節 応急医療

第1 医療救護活動

▶本編：P応-49

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 医療救護活動の指揮、連絡体制の確立					
1-1	本部の指示で、市立病院に医療救護対策部を設置する	医療対策班	直後～	苫小牧市立病院	基準到達、連絡不能時等は、自主的設置可
1-2	本部との情報共有方法を確立する	医療対策班	直後～		
1-3	関係する部との連絡方法を確立する	医療対策班	直後～		
1-4	医師会、市内救急告示医療機関、道保健福祉部、薬剤師会、保健所との連絡方法を確立する	医療対策班	直後～	関係機関	
1-5	医師会に市内医療機関の被災状況、患者受入れ状況の把握と情報提供を要請する	医療対策班	直後～	医師会	EMISによる報告も可
2 医療救護所の設置					
2-1	指定避難所における人的被害（負傷者数等）の状況から医療需要を推定し、本部に報告する	避難対策班	直後～		
2-2	本部は、医療救護所の設置を決定した場合は、関係各部に指示する	災害総括班	直後～		
2-3	指示を受けた各対策部は、医療救護所を設置する指定避難所等の管理者に協力を要請する	避難対策班 教育庶務班 医療対策班	直後～		
2-4	市内の医療需要に応じて、医療救護所を未使用の公共施設等に設置することを検討し、本部に情報共有する	避難対策班 医療対策班	随時		
2-5	医療救護所を設置する施設の管理者と連携して、診療場所を確保する	避難対策班 教育庶務班 医療対策班	直後～		
2-6	医療救護所の開設準備完了後、設置場所に標識等を掲示し、本部に報告する	避難対策班 教育庶務班 医療対策班	直後～		
2-7	医療救護所の設置状況等を道に報告する	災害総括班	直後～	道保健医療福祉調整本部	

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
2-8	医療救護所、市内医療機関等の受入れ体制について広報する	災害総括班 秘書広聴広報班 医療対策班	直後～		
3 医療救護班の出動要請					
3-1	本部が把握する人的被害（負傷者数等）の情報から医療需要を推定する	医療対策班	直後～		
3-2	市内医療機関等（有床診療所を含む）の被災状況、患者受入れ状況等を把握し整理する	第1救援班 医療対策班	直後～		
3-3	市内の医療需要や医療機関の被災状況、患者受入れ状況等を市災害対策本部と共有する	第1救援班 医療対策班	直後～		
3-4	市内の医療需要に応じて、医療救護班を出動させる	医療対策班	直後～		
3-5	市内の医療需要に応じて、関係機関に医療救護班の出動を要請する	第1救援班 医療対策班	直後～	医師会	
3-6	市内の医療需要に応じて、関係機関に災害派遣医療チーム (DMAT) 等の派遣を要請する	医療対策班	直後～	道保健医療福祉調整本部等	
4 医療救護所の活動					
4-1	医療救護班、災害派遣医療チーム (DMAT)、道保健医療福祉活動チームと、それぞれの配置先等を調整する	医療対策班	直後～	DMAT 活動拠点本部	
4-2	医療救護所における医療救護活動の記録を整理する	第1救援班 医療対策班	直後～		
4-3	医療救護活動記録を、本部に報告する	第1救援班 医療対策班	直後～		
4-4	医療救護所の医療従事者の過不足を確認し、医療需要に応じて、医療救護所間の人材、物資を調整する	第1救援班 医療対策班	直後～		
4-5	医療需要に応じて、医療救護所の縮小、閉鎖を検討し、本部に報告する	第1救援班 医療対策班	適宜		

第2 搬送体制の確保

▶本編：P応-50

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 後方医療体制の確立					
1-1	医師会、道保健医療福祉調整本部と連携、又はEMIS等を活用し、後方医療機関となりえる医療機関の被災状況と患者受入れの可否を確認する	医療対策班	直後～	医師会、道保健医療福祉調整本部	
1-2	各医療救護所から消防部消防活動班、消防部警戒班に搬送を要請する	派遣された医療救護チーム	直後～		
1-3	市外医療機関へ搬送する場合は、災害総括班に道、自衛隊等への要請を依頼する	派遣された医療救護チーム	直後～		
1-4	市内の医療需要に応じて、道、国等に広域搬送を要請する	災害総括班	直後～	道保健医療福祉調整本部、自衛隊等	
1-5	搬送先が近傍の場合は、警察、自主防災組織、市民ボランティア等に搬送の協力を要請する	派遣された医療救護チーム	直後～	警察署、自主防災組織、市民ボランティア	
1-6	ヘリコプターによる搬送が必要な場合は、本部に道、国への要請を依頼する	消防活動班警戒班	直後～		
1-7	ヘリコプターの使用が必要な場合は、道、国等に出勤を要請する	災害総括班	随時		
1-8	広域搬送は、DMAT活動拠点本部が調整するところがあることから、関係部と連携して対応する	医療対策班	随時	DMAT 活動拠点本部	
1-9	医師会、DMAT活動拠点本部等と協力し、広域搬送の状況を把握し、本部に情報共有する	医療対策班	随時	医師会、DMAT 活動拠点本部	

第3 医薬品・資機材の調達

▶本編：P応-50

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 医薬品、医療用資機材の調達					
1-1	医療救護班や関係機関からの情報等から、医療資機材、医薬品等の必要数を推定する	医療対策班	直後～	保健所、医師会、薬剤師会	
1-2	医療資機材、医薬品等の不足状況に応じて、市内の関係機関、関係企業等から調達し、総合体育館に設置される救援物資総合センターに集約するよう手配する	第1救援班 医療対策班	直後～	薬剤師会、関係機関、関係企業	
1-3	医療資機材、医薬品等の市内調達が困難な場合は、道に調達を要請する	第1救援班 医療対策班	直後～	道保健医療福祉調整本部	
1-4	救援物資総合センターに集約した物資を適切に管理し、関係各部、医療救護班等に提供する	支援物資班	直後～		

第4 避難所の巡回活動

▶本編：P応-51

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 保健・栄養指導					
1-1	保健所の協力を要請し、巡回健康相談、食事の提供支援等の実施方針を立案する	第1救援班	24時間～	保健所	
1-2	保健所、医師会に依頼して、巡回健康相談、食事の提供支援等を実施する保健師、管理栄養士、医師等を確保する	第1救援班	24時間～	保健所、医師会	
1-3	活動班編成、巡回方法、巡回場所、巡回地域の優先順位等を決定する	第1救援班	24時間～		
1-4	巡回相談、食事の提供支援等に必要な車両、資機材等を調達する	第1救援班	24時間～		
1-5	活動班を動員して、避難所、社会福祉施設等の巡回健康相談、食事の提供支援等を実施する	第1救援班	24時間～		
1-6	活動班が実施した被災者の健康維持に係る活動の記録を整理する	第1救援班	24時間～		
1-7	被災者の健康維持に係る活動記録を本部に報告する	第1救援班	24時間～		
2 心のケア					
2-1	相談業務や医療救護所の救護活動を通じて、心のケア対策のニーズを確認する	第1救援班	72時間～		
2-2	必要に応じて、道に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する	第1救援班	72時間～	道	
2-3	派遣される災害派遣精神医療チーム（DPAT）と連絡調整し、精神科医療・救護活動に協力する	第1救援班	72時間～		
2-4	派遣される災害派遣精神医療チーム（DPAT）と連絡調整し、精神科医療・救護活動の実施状況を把握する	第1救援班	72時間～		
2-5	心のケア対策の実施状況や心的外傷に関する啓発について、広報する	第1救援班 秘書広聴広報班	72時間～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-6	派遣される災害派遣精神医療チーム（DPAT）と連絡調整し、精神科医療・救護活動の記録をとりまとめ、市災害対策本部に報告する	第1救援班	72時間 ～		

第10節 行方不明者の捜索、遺体の処理・埋火葬

第1 行方不明者の捜索

▶本編：P応-52

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 行方不明者リストの作成					
1-1	行方不明者相談所を開設する	環境班	24時間 ～		
1-2	相談窓口において、市民からの問合せや行方不明者の捜索依頼に関する情報を把握する	環境班	24時間 ～		
1-3	行方不明者の住所、氏名、性別、年齢、身長体重、着衣、特徴、所持品等の情報を整理する	環境班	24時間 ～		
1-4	避難者名簿を用いて該当者を確認する	環境班	24時間 ～		
1-5	行方不明者リストを作成し、災害総括班に提出する	環境班	24時間 ～		
1-6	行方不明者リストを消防部消防活動班、警察署に共有する	災害総括班	24時間 ～	警察署	
2 捜索活動					
2-1	行方不明者リスト、避難行動要支援者名簿等を活用し、捜索活動を行う	消防活動班 警戒班	24時間 ～		
2-2	必要に応じて、警察署、海上保安署等に行方不明者の情報（住所、氏名、年齢、身長体重、着衣、携帯品、その他特徴等）を提供し、協力を要請する	消防活動班 警戒班	24時間 ～	警察署、海上保安署	
2-3	身元不明の遺体を発見したときは、警察署及び本部に連絡し、医師立会いのもとに検視を行い、身元の確認に努める	消防活動班 警戒班	24時間 ～	警察署、医師会	
2-4	身元不明の遺体を発見したときは、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、発見日時、場所、発見者、遺体の人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する	消防活動班 警戒班	24時間 ～		

第2章 各業務の実施項目
第10節 行方不明者の搜索、遺体の処理・埋火葬

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-5	行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は道に連絡する	消防活動班 警戒班	24時間 ～		
2-6	行方不明者の搜索に関する実施年月日、実施地域、実施方法及び状況、搜索対象行方不明者数を整理する	消防活動班 警戒班	24時間 ～		
2-7	行方不明者の搜索に関する整理結果について、本部に報告する	消防活動班 警戒班	24時間 ～		

第2 遺体の処理

▶本編：P応-53

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 資機材の確保					
1-1	遺体の処理及び埋葬に係る棺、葬祭用品等や葬祭作業及び遺体の搬送に必要な要員、車両を確保する	環境班	24時間～	葬儀業者	
1-2	遺体の処理及び埋葬に係る棺、葬祭用品等や葬祭作業及び遺体の搬送に必要な要員、車両が不足するときは、道に協力を要請する	環境班	24時間～	道	
2 遺体の検案、処理					
2-1	被害規模、死者、行方不明者数等から遺体収容所の設置に関する検討を行う	環境班	24時間～		
2-2	必要に応じて、公共施設を中心とした既存の建物から遺体収容所を指定する	環境班	24時間～		
2-3	遺体収容所を開設し、必要な要員を配置する	環境班	24時間～		
2-4	遺体収容所の開設場所や開設期間について、広報する	環境班 秘書広聴広報班	24時間～		
3 遺体の安置					
3-1	警察署、医師会、道又はその他協力医師等と連絡調整し、検視及び検案に協力する	環境班	72時間～	警察署、医師会、道	
3-2	必要に応じて、日本赤十字社が実施する洗浄、消毒等に協力し、遺体を納棺、一時収容・安置する	環境班	72時間～	日本赤十字社	
3-3	検案を終えた遺体について、警察署、自主防災組織等と連携し、身元不明遺体の身元確認と身元引受人の発見を行う	環境班	72時間～	警察署、自主防災組織	
3-4	遺族等より遺体引き取りの申出があった場合は、遺体処理台帳に記入の上引き渡す	環境班	72時間～		
3-5	遺体の収容・処理結果についてとりまとめ、本部に報告する	環境班	72時間～		
3-6	安置された遺体全ての引渡しが完了したとき、遺体収容所を閉鎖する	環境班	2週間～		

第3 遺体の埋火葬

▶本編：P応-54

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 遺体の埋火葬					
1-1	死者数、火葬場の機能状況を把握する	環境班	24時間 ～	近隣市町	
1-2	必要に応じて、近隣自治体の火葬場の機能状況を把握する	環境班	24時間 ～		
1-3	葬儀業者の紹介や遺族の要望とりまとめ等を実施する相談窓口を開設する	環境班	24時間 ～		
1-4	必要に応じて、道に広域火葬に関する応援を要請する	環境班	24時間 ～	道	
1-5	応急的に遺体を埋葬（土葬）する必要性について検討を行い、必要と判断した場合には高丘第2霊園に埋葬（土葬）を行う	環境班	24時間 ～		
1-6	火葬場利用方法の調整を行い、火葬計画を作成する	環境班	24時間 ～		
1-7	火葬計画に従い、霊柩自動車協会等に遺体搬入車両の確保、火葬場への遺体の搬送を依頼する	環境班	24時間 ～		
1-8	遺族が確認できるときは、遺族等に対して、火葬許可証を発行する	窓口サービス課	72時間 ～		
1-9	死亡した者の遺族がいないときや確認できないときは、関係法規に基づいて火葬手続を行う	環境班	72時間 ～		
1-10	埋火葬を実施するために必要な埋火葬台帳、埋火葬支出関係書類等を作成する	環境班	72時間 ～		
1-11	関係法規に基づいて、火葬を行う	環境班	72時間 ～		
1-12	火葬後、遺骨等の引取り手がいるときは、遺骨・遺品等を引き渡す	環境班	72時間 ～		
1-13	引取り手のない遺骨は、高丘霊葬場で一時保管し、遺族が分かり次第、引き継ぐ	環境班	72時間 ～		

第2章 各業務の実施項目

第10節 行方不明者の捜索、遺体の処理・埋火葬

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1-14	引取り手のない遺骨・遺品や記録(写真撮影を含む)等を一時的に保管する	環境班	72時間 ～		

第11節 警戒区域の設定・避難活動・避難所運営

第1 警戒区域の設定

▶本編：P応-55

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1-1	災害現場等において、二次被害を防止する必要があるときは、警戒区域を設定する	消防活動班 警戒班 災害総括班 土木建築庶務班 土木班	直後～	警察署	
1-2	設定範囲は災害現象の規模や拡大方向を考慮して的確に決定し、不必要な範囲まで設定しないよう留意する	消防活動班 警戒班 災害総括班 土木建築庶務班 土木班	直後～	警察署	
1-3	現場に職員を派遣して、退去の確認を行うとともに、ロープを張る等、立入り禁止の措置を講ずる	消防活動班 警戒班 災害総括班 土木建築庶務班 土木班	直後～	警察署	
1-4	警戒区域の設定について、本部に報告する	消防活動班 警戒班 災害総括班 土木建築庶務班 土木班	直後～		
1-5	必要に応じて、警察署、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認する	消防活動班 警戒班 災害総括班 土木建築庶務班 土木班	直後～	警察署、自主防災組織	
1-6	警戒区域の設定状況を整理する	災害総括班	直後～		
1-7	警戒区域の設定状況と設定理由を市公式ウェブサイト、報道機関等を通じて広報する ※区域は、道路、河川、町名等で設定	災害総括班 秘書広聴広報班	直後～	報道機関	
1-8	警戒区域の設定状況を道や隣接市町等の関係機関に報告する	災害総括班	直後～	道、近隣市町	

第2 避難指示

▶本編：P応-56

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 避難指示の発令の判断					
1-1	避難情報の判断に関わる情報（津波、気象、水位、土砂災害警戒情報、災害情報等）を把握する	災害総括班	直後～		参考11-1 ～ 参考11-5
1-2	必要に応じて、施設管理者と連絡調整し、指定避難所の開設可否を確認する	避難対策班	直後～		
1-3	必要に応じて、室蘭地方気象台や道の助言を求め、情報を総合的に勘案して、避難情報の種類、対象地域、避難先等を判断し、本部長に具申する	災害総括班	直後～	室蘭地方気象台、道	
1-4	本部長と協議し、避難情報の種類、対象地域、避難先等を決定する	災害総括班	直後～		
2 避難指示等の周知					
2-1	避難情報の発令を各班に伝達する	災害総括班	直後～		
2-2	市防災行政無線、Lアラート、消防団車両等の複数の伝達手段を検討し、広報実施体制を確立する	広報調査部各班	直後～		
2-3	危険の切迫性に応じた伝達文案等を準備する	広報調査部各班	直後～		
2-4	複数の伝達手段を活用して、避難の種類、避難対象地域、避難先、避難経路、避難指示の理由、その他必要な事項等を伝達する	広報調査部各班	直後～		
2-5	水平避難を行うことがより危険を招くと判断されるときは、屋内での垂直避難により安全を確保するよう伝達する	広報調査部各班	直後～		
2-6	必要に応じて、道（防災局）を通じて、報道機関に避難情報の放送を依頼する	広報調査部各班	直後～	道	
2-7	避難情報を発令したときは、道（胆振総合振興局長）、警察署、指定避難所等の施設管理者、近隣市等にその旨を報告し、協力を求める	災害総括班	直後～	道、警察署	
2-8	避難指示の発令時に、あらかじめ指定する避難所にそれぞれ複数の市職員を派遣する（津波浸水想定区域にある避難所についてはこの限りではない）	避難対策班	直後～		

参考11-1-1 洪水（苫小牧川）の場合の避難情報発令基準

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域 (浸水想定区域図を基本とする)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 苫小牧川の高丘水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である8.70mに到達した場合 2 苫小牧川の高丘水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）である7.94mを超えた状態で、次のいずれかにより急激な水位上昇のおそれがある場合 ①苫小牧川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ②高丘地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	【5時間雨量183mm】 浸水深が0.5mを超える予想がされている地区 ・字高丘の一部 ・清水町の一部 ・木場町の一部 ・山手町の一部 ・北光町の一部 ・見山町の一部 ・花園町の一部 ・啓北町の一部 ・有珠の沢町の一部 避難を判断する地区 ・字高丘 ・清水町 ・木場町 ・山手町 ・北光町 ・見山町 ・花園町 ・啓北町 ・有珠の沢町
【警戒レベル4】 避難指示	1 苫小牧川の高丘水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である8.90mに到達した場合 2 苫小牧川の高丘水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）又は避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、次のいずれかにより急激な水位上昇のおそれがある場合 ①苫小牧川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の実況値又は予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ②高丘地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準1～3に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※発令基準4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。	【5時間雨量386mm】 浸水深が0.5mを超える予想がされている地区 ・字高丘の一部 ・清水町の一部 ・木場町の一部 ・王子町の一部 ・山手町の一部 ・北光町の一部 ・白金町の一部 ・弥生町の一部 ・矢代町の一部 ・見山町の一部 ・花園町の一部 ・啓北町の一部 ・有珠の沢町の一部 ・松風町の一部 ・豊川町の一部 ・桜木町の一部 ・大成町の一部 ・新富町の一部 ・光洋町の一部 ・日吉町の一部 状況により避難を判断する地区 ・字高丘 ・清水町 ・木場町 ・表町 ・王子町 ・山手町 ・北光町 ・白金町 ・弥生町 ・矢代町 ・見山町 ・花園町 ・啓北町 ・青葉町 ・大成町 ・新富町 ・有珠の沢町 ・松風町 ・豊川町 ・桜木町 ・光洋町 ・日吉町
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 苫小牧川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数の実況値が大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 2 堤防に異常な漏水・侵食の振興や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 (災害発生を確認) 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	・字高丘の一部 ・清水町の一部 ・木場町の一部 ・山手町の一部 ・北光町の一部 ・見山町の一部 ・花園町の一部 ・啓北町の一部 ・有珠の沢町の一部 ・松風町の一部 ・豊川町の一部 ・桜木町の一部 ・大成町の一部 ・新富町の一部 ・光洋町の一部 ・日吉町の一部

参考11-1-2 洪水（勇払川）の場合の避難情報発令基準

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域 (浸水想定区域図を基本とする)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 1 勇払川の沼の端水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.80mに到達した場合 2 勇払川の沼の端水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）である2.63mを超えた状態で、次のいずれかにより急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①勇払川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ②沼の端地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 	<p>【24時間雨量210mm】 浸水深が0.5mを超える予想がされている地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あけぼの町の一部 ・北栄町の一部 ・ウトナイ北の一部 ・ウトナイ南の一部 ・沼ノ端中央の一部 ・字沼ノ端の一部 ・字柏原の一部 ・字勇払の一部 ・字弁天の一部
【警戒レベル4】 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 勇払川の沼の端水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である3.20mに到達した場合 2 勇払川の沼の端水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）又は避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、次のいずれかにより急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①勇払川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の実況値又は予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ②沼の端地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） <p>※夜間・未明であっても、発令基準1～3に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※発令基準4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>	<p>避難を判断する地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あけぼの町 ・拓勇東町 ・ウトナイ北 ・沼ノ端中央 ・字柏原 ・字弁天 ・拓勇西町 ・北栄町 ・ウトナイ南 ・字沼ノ端 ・字勇払 <p>【24時間雨量439mm】 浸水深が0.5mを超える予想がされている地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三光町の一部 ・新明町の一部 ・明野新町の一部 ・柳町の一部 ・新開町の一部 ・あけぼの町 ・一本松町の一部 ・晴海町の一部 ・明野元町の一部 ・拓勇西町の一部 ・拓勇東町の一部 ・北栄町の一部 ・ウトナイ北の一部 ・ウトナイ南の一部 ・沼ノ端中央の一部 ・東開町の一部 ・字沼ノ端の一部 ・字植苗の一部 ・字柏原の一部 ・字勇払の一部 ・字弁天の一部
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>(災害が切迫)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 勇払川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数の実況値が大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 2 堤防に異常な漏水・侵食の振興や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 <p>(災害発生を確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） 	

参考11-1-3 洪水（安平川）の場合の避難情報発令基準

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域 (浸水想定区域図を基本とする)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 1 安平川の源武橋水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)である8.22m又は、安平橋水位観測所の水位が避難判断水位である28.11mに達した場合 2 安平川の源武橋水位観測所の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)である7.58m又は、安平橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である27.28mを超えた状態で、次のいずれかにより急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①安平川の洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合) ②源武橋又は安平橋地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 	<p>【24時間雨量210mm】 【24時間雨量439mm】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・字柏原の一部 ・字静川の一部 ・字弁天の一部 ・字勇払の一部
【警戒レベル4】 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 安平川の源武橋水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)である8.49m又は、安平橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である28.44mに到達した場合 2 安平川の源武橋水位観測所又は、安平橋の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)又は避難判断水位(レベル3水位)を超えた状態で、次のいずれかにより急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①安平川の洪水警報の危険度分布で「危険(紫)」が出現した場合(流域雨量指数の実況値又は予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合) ②源武橋又は安平橋地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) <p>※夜間・未明であっても、発令基準1～3に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※発令基準4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とすか判断する。</p>	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>(災害が切迫)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安平川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫(黒)」が出現した場合(流域雨量指数の実況値が大雨特別警報(浸水害)基準に到達した場合) 2 堤防に異常な漏水・侵食の振興や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 <p>(災害発生を確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告により把握できた場合) 	

参考11-1-4 洪水（明野川）の場合の避難情報発令基準

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域 (浸水想定区域図を基本とする)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 明野川の明野橋水位計の水位が観測開始水位（-1.94m）に到達し、次のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①明野川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	【1時間雨量163mm】 浸水深が0.5mを超える予想がされている地区 ・字高丘の一部 ・新明町の一部 ・明野新町の一部 ・柳町の一部 ・新開町の一部 ・あけぼの町の一部 ・一本松町の一部 ・晴海町の一部
【警戒レベル4】 避難指示	1 明野川の明野橋水位計の水位が危険水位（-0.60m）に到達し、次のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①明野川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の実況値又は予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準1、2に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※発令基準3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。	避難を判断する地区 ・字高丘 ・新明町 ・明野新町 ・柳町 ・新開町 ・あけぼの町 ・一本松町 ・晴海町 ・明野元町 ・拓勇西町 ・拓勇東町 ・北栄町 ・ウトナイ北 ・ウトナイ南
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 明野川の明野橋水位計の水位が氾濫開始水位（0.00m）に到達した場合 2 明野川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数の実況値が大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 3 堤防に異常な漏水・侵食の振興や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 5 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 (災害発生を確認) 6 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	・東開町 ・沼ノ端中央 ・字沼ノ端 ・字勇弘 ・字植苗

参考11-1-5 洪水（美々川）の場合の避難情報発令基準

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域 (浸水想定区域図を基本とする)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 美々川の新植苗橋水位計の水位が観測開始水位（-0.99m）に到達し、次のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①美々川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	【2時間雨量178mm】 浸水深が0.5mを超える予想がされている地区 ・字植苗の一部 ・字美沢の一部 避難を判断する地区 ・字植苗 ・字美沢
【警戒レベル4】 避難指示	1 美々川の新植苗橋水位計の水位が危険水位（-0.60m）に到達し、次のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①美々川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の実況値又は予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準1、2に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※発令基準3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 美々川の新植苗橋水位計の水位が氾濫開始水位（0.00m）に到達した場合 2 美々川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数の実況値が大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 3 堤防に異常な漏水・侵食の振興や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 5 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 (災害発生を確認) 6 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	

参考11-1-6 洪水（遠浅川）の場合の避難情報発令基準

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域 (浸水想定区域図を基本とする)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 遠浅川の第一幹線橋水位計の水位が観測開始水位（-0.89m）に到達し、次のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①遠浅川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	【3時間雨量202mm】 浸水深が0.5mを超える予想がされている地区 ・字植苗の一部 ・字美沢の一部 ・字柏原の一部 ・字静川の一部 避難を判断する地区 ・字植苗 ・字美沢 ・字柏原 ・字静川
【警戒レベル4】 避難指示	1 遠浅川の第一幹線橋水位計の水位が危険水位（-0.60m）に到達し、次のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①遠浅川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の実況値又は予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準1、2に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※発令基準3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 遠浅川の第一幹線橋水位計の水位が氾濫開始水位（0.00m）に到達した場合 2 遠浅川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数の実況値が大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 3 堤防に異常な漏水・侵食の振興や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 5 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 (災害発生を確認) 6 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	

参考11-1-7 洪水（幌内川）の場合の避難情報発令基準

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域 (浸水想定区域図を基本とする)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 幌内川の三光町水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）である4.38mを超えた状態で、次のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①幌内川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	【2時間雨量219mm】 浸水深が0.5mを超える予想がされている地区 ・字高丘の一部 ・清水町の一部 ・木場町の一部 ・王子町の一部 ・錦町の一部 ・高砂町の一部 ・春日町の一部 ・緑町の一部 ・表町の一部 ・若草町の一部 ・旭町の一部 ・未広町の一部 ・栄町の一部 ・汐見町の一部 ・泉町の一部 ・住吉町の一部 ・双葉町の一部 ・音羽町の一部
【警戒レベル4】 避難指示	1 幌内川の三光町水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である5.62mに到達した場合 2 幌内川の三光町水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）又は避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、次のいずれかにより急激な水位上昇のおそれがある場合 ①幌内川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の実況値又は予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準1～3に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※発令基準4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。	・新中野町の一部 ・元中野町の一部 ・港町の一部 ・美園町の一部 ・三光町の一部 ・日の出町の一部 ・船見町の一部 ・入船町の一部 ・新明町の一部 ・明野新町の一部 ・柳町の一部 ・新開町の一部 ・あけぼの町の一部 ・一本松町の一部 ・晴海町の一部 ・明野元町の一部 状況により避難を判断する地区 ・字高丘 ・清水町 ・木場町 ・王子町 ・錦町 ・大町 ・本町 ・本幸町 ・浜町 ・寿町 ・高砂町 ・春日町 ・緑町 ・表町 ・若草町 ・旭町 ・未広町 ・栄町 ・汐見町 ・泉町 ・住吉町 ・双葉町 ・音羽町 ・新中野町 ・元中野町 ・港町 ・美園町 ・三光町 ・日の出町 ・船見町 ・入船町 ・新明町 ・明野新町 ・柳町 ・新開町 ・あけぼの町 ・一本松町 ・晴海町 ・明野元町
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 幌内川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数の実況値が大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 2 堤防に異常な漏水・侵食の振興や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 4 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 (災害発生を確認) 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	

参考11-1-8 洪水（有珠川）の場合の避難情報発令基準

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域 (浸水想定区域図を基本とする)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 有珠川の平成橋水位計の水位が観測開始水位（-2.21m）に到達し、次のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①有珠川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	【1時間雨量150mm】 浸水深が0.5mを超える予想がされている地区 ・字糸井の一部 ・字高丘の一部 ・北光町の一部 ・見山町の一部 ・啓北町の一部 ・青葉町の一部 ・有珠の沢町の一部 ・松風町の一部 ・豊川町の一部 ・桜木町の一部 ・光洋町の一部 ・元町の一部 ・有明町の一部 ・日吉町の一部 ・小糸井町の一部
【警戒レベル4】 避難指示	1 有珠川の平成橋水位計の水位が危険水位（-0.60m）に到達し、次のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①有珠川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の実況値又は予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準1、2に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※発令基準3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。	状況により避難を判断する地区 ・字糸井 ・字高丘 ・北光町 ・白金町 ・見山町 ・花園町 ・啓北町 ・青葉町 ・有珠の沢町 ・松風町 ・豊川町 ・桜木町 ・大成町 ・新富町 ・光洋町 ・元町 ・有明町 ・日吉町 ・小糸井町・しらかば町
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 有珠川の平成橋水位計の水位が氾濫開始水位（0.00m）に到達した場合 2 有珠川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数の実況値が大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 3 堤防に異常な漏水・侵食の振興や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 5 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 (災害発生を確認) 6 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	

参考11-1-9 洪水（錦多峰川）の場合の避難情報発令基準

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域 (浸水想定区域図を基本とする)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 錦多峰川の錦多峰水位観測所の水位が氾濫注意水位（12.93m）を超過し、次のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①錦多峰川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	【3時間雨量217mm】 浸水深が0.5mを超える予想がされている地区 ・字錦岡の一部 ・のぞみ町の一部 ・澄川町の一部 ・美原町の一部 ・明德町の一部 ・青雲町の一部 ・宮前町の一部 状況により避難を判断する地区 ・字錦岡の一部 ・のぞみ町の一部 ・澄川町の一部 ・美原町の一部 ・明德町の一部 ・青雲町の一部 ・宮前町の一部 ・ときわ町の一部
【警戒レベル4】 避難指示	1 錦多峰川の錦多峰水位観測所の水位が氾濫危険水位（14.13m）に到達し、次のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①錦多峰川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の実況値又は予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準1、2に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※発令基準3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 錦多峰川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数の実況値が大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 2 堤防に異常な漏水・侵食の振興や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 4 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 (災害発生を確認) 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	

参考11-1-10 洪水（別々川）の場合の避難情報発令基準

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域 (浸水想定区域図を基本とする)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 別々川の社台水位観測所の水位が氾濫注意水位（3.16m）を超過し、次のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①別々川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	【2時間雨量194mm】 浸水深が0.5mを超える予想がされている地区 ・字樽前の一部 状況により避難を判断する地区 ・字樽前
【警戒レベル4】 避難指示	1 別々川の社台水位観測所の水位が氾濫危険水位（4.07m）に到達し、次のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①別々川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の実況値又は予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準1、2に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※発令基準3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 別々川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数の実況値が大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 2 堤防に異常な漏水・侵食の振興や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 4 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 (災害発生を確認) 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	

参考11-2 土砂災害の場合の避難情報発令基準

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域 (人家等のある土砂災害警戒区域等を基本とする)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合等）（夕刻時点で発令） 	<p>北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等</p> <p>事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域等</p> <p>左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域等</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 <p>※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p>	<p>土砂災害危険度情報において「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等</p> <p>左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域等</p> <p>当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域等以外の区域で発見された場合を含む。）</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>(災害が切迫)</p> <ol style="list-style-type: none"> 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合 <p>(災害発生を確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> 土砂災害が発生した場合 	<p>土砂災害危険度情報において「災害切迫（黒）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等</p> <p>家屋の倒壊や道路の崩壊等、人的被害に繋がるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域等以外の区域で発見された場合を含む。）</p>

参考11-3 高潮の場合の避難情報発令基準

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	胆振海岸水防警報の発表基準である「距離確保準備」が発表されることが予想される場合を基本として、その他、以下の状況も考慮して判断する。 1 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合。(数時間先に高潮警報が発表される状況のときに発表) 2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が苫小牧市にかかると予想されている、又は台風が苫小牧市に接近することが見込まれる場合。 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。(夕刻時点で発令) 4 「伊勢湾台風」級の台風(「中心気圧が930hPa以下又は最大風速が50m/s以上」級の台風や同程度の温帯低気圧)が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合。	・字勇払地区 ・汐見町 ・高砂町 ・浜町 ・元町 ・有明町 ・小糸井町 ・字糸井 ・錦糸町内会地区 ・字錦岡地区 ・字樽前地区
【警戒レベル4】 避難指示	胆振海岸水防警報の発表基準である「距離確保準備」が発表された場合を基本として、その他、以下の状況も考慮して判断する。 1 高潮警報(警戒レベル4相当情報[高潮])あるいは高潮特別警報(警戒レベル4相当情報[高潮])が発表された場合。 2 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合等)(夕刻時点で発令) ※実際に警報基準の潮位に達すると予想される時間帯については、気象警報等に含まれる注意警戒期間及び防災情報提供システムの潮位観測情報を参考	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 水門、陸閘等の異常が確認された場合 2 水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合 (災害発生を確認) 3 海岸堤防等が倒壊した場合 4 異常な越波・越流が発生した場合 5 水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合	

参考11-4 津波の場合の避難情報発令基準

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域
避難指示	1 大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域
	2 津波警報が発表された場合	高さ3mの津波によって浸水が想定される区域
	3 津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域
	4 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波警報等を適時に受けることができない1～3に該当する区域

参考11-5-1 火山災害の場合の避難情報発令基準（非積雪期）

対策時期		区分	避難対象区域
小規模噴火	拡大期	高齢者等避難	字樽前、字錦岡、北星町、錦西町、もえぎ町、宮前町
中規模噴火	前兆期	避難指示	字樽前、字錦岡、北星町、錦西町、もえぎ町、宮前町
	噴火期	避難指示（継続）	字樽前、字錦岡、北星町、錦西町、もえぎ町、宮前町
	拡大期	避難指示（継続）	字樽前、字錦岡、北星町、錦西町、もえぎ町、宮前町
		高齢者等避難	明德町、青雲町、のぞみ町、美原町、澄川町、ときわ町、はまなす町、柏木町
大規模噴火	前兆期	避難指示（継続）	字樽前、字錦岡、北星町、錦西町、もえぎ町、宮前町
		避難指示（追加）	明德町、青雲町、のぞみ町、美原町、澄川町、ときわ町、はまなす町、柏木町

参考11-5-2 火山災害の場合の避難情報発令基準（積雪期）

対策時期		区分	避難対象区域
小規模噴火	拡大期	高齢者等避難	字樽前、字錦岡、北星町、錦西町、もえぎ町、宮前町
中規模噴火	前兆期	避難指示	字樽前、字錦岡、北星町、錦西町、もえぎ町、宮前町
	噴火期	避難指示（継続）	字樽前、字錦岡、北星町、錦西町、もえぎ町、宮前町
	拡大期	避難指示（継続）	字樽前、字錦岡、北星町、錦西町、もえぎ町、宮前町
		高齢者等避難	明德町、青雲町、のぞみ町、美原町、澄川町、ときわ町、はまなす町、柏木町、川治町、字糸井、宮の森町、桜坂町、日新町、しらかば町、永福町、小糸井町、豊川町、桜木町、日吉町、有明町、光洋町、有珠の沢町、松風町、見山町、啓北町、花園町、青葉町、大成町、新富町、山手町、北光町、白金町、弥生町、矢代町、元町、木場町、王子町、幸町、本町、本幸町、浜町、大町、寿町、高砂町、錦町、栄町、表町、春日町、緑町、若草町、旭町、末広町、汐見町
大規模噴火	前兆期	避難指示（継続）	字樽前、字錦岡、北星町、錦西町、もえぎ町、宮前町
		避難指示（追加）	明德町、青雲町、のぞみ町、美原町、澄川町、ときわ町、はまなす町、柏木町、川治町、字糸井、宮の森町、桜坂町、日新町、しらかば町、永福町、小糸井町、豊川町、桜木町、日吉町、有明町、光洋町、有珠の沢町、松風町、見山町、啓北町、花園町、青葉町、大成町、新富町、山手町、北光町、白金町、弥生町、矢代町、元町、木場町、王子町、幸町、本町、本幸町、浜町、大町、寿町、高砂町、錦町、栄町、表町、春日町、緑町、若草町、旭町、末広町、汐見町

※大規模噴火となった場合、あるいは大規模噴火となると予測された場合は、全市民の市外への避難を実施する。本部長は、次の場合、全市避難を判断する。

- ・火砕流・泥流等が市街地に及び、市民の身体・生命・財産に危険が及ぶと予測される場合
- ・降下火砕物（火山灰等）によって、市民生活が困難となった場合
- ・火山災害によって、市役所、ライフライン施設等の機能が停止し、市民生活が困難となった場合

第3 避難誘導

▶本編：P応-59

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 避難誘導					
1-1	避難対象地区の消防団と連携し、警察署、自主防災組織等が実施する避難誘導に協力する	広報調査庶務班 避難対策班 消防情報広報班	直後～	消防団、警察署	参考11-6
1-2	避難誘導に当たり、被災状況等、避難に必要な情報を伝達するとともに、避難行動の妨げとなるような携帯品は持たないよう周知する	広報調査庶務班 避難対策班 消防情報広報班	直後～	消防団、警察署	
1-3	必要に応じて、誘導標識、誘導ロープ、投光機、照明器具等の調達に協力する	消防情報広報班	直後～		
1-4	避難行動要支援者の支援体制を確立するとともに、避難情報の対象地域の避難行動要支援者名簿を準備する	第1 救援対策部各班 第2 救援対策部各班	直後～		
1-5	避難情報の対象地域の避難支援者に、避難行動要支援者への避難情報の伝達を依頼する	第1 救援対策部各班 第2 救援対策部各班	直後～	市社会福祉協議会、民生委員・児童委員	
1-6	避難情報の対象地域に要配慮者利用施設があるときは、該当する施設とその避難先を確認する	第1 救援対策部各班 第2 救援対策部各班	直後～		
1-7	避難情報の対象地域にある要配慮者利用施設の施設管理者に避難情報を伝達する	第1 救援対策部各班 第2 救援対策部各班	直後～		

参考情報11-6 避難誘導の方法

- 避難の誘導は、病人、高齢者、幼児、障がい者、妊産婦、乳幼児を連れた保護者その他単独で避難することが困難な人を優先する。
- 状況が許す限り指示者があらかじめ経路の安全を確認し、徒歩により避難する。
- 自動車による避難及び家財の持ち出し等は危険なので中止させる。ただし、地域住民との合意により地区別避難計画等で、避難行動要支援者の避難支援として特別に自動車での避難について認めた場合は、この限りではない。
- 避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、車両等によって移送する。
- 避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

第4 避難所の開設

▶本編：P応-60

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 避難所の開設準備					
1-1	災害規模や被害状況等から、開設する避難所を決定する（津波災害の場合は、全避難所を開設する）	災害総括班	直後～		
1-2	開設する避難所の学校長に連絡する	避難対策部 文教対策部	直後～		
1-3	災害対策本部から避難所の備蓄倉庫の鍵、緊急用車両の鍵を受け取る	避難対策班	直後～		
1-4	（夜間・休日の場合）避難所の鍵を開ける	災害時地域 指定職員	直後～		
1-5	施設管理者と連携して、施設の安全確認を行う	避難対策班	直後～		
1-6	必要に応じて、避難所の応急危険度判定を建築班に依頼する	避難庶務班	直後～		
1-7	避難所としての使用可否を判断し、本部へ報告する	避難対策部 各班	直後～		
1-8	使用可能なときは、施設管理者と連携して、避難者受入れスペースや立入り禁止区域等を確認する	避難対策班	直後～		
1-9	開設する避難所の敷地の入口に、標識を掲示する	避難対策班	直後～		
1-10	開設する指定避難所を決定し、各班及び市民に周知する	避難対策班 秘書広聴広報班	直後～		
2 避難所の開設					
2-1	開設準備完了後、避難者の受入れを開始する	避難対策班	直後～		
2-2	避難者名簿を作成し、避難者数を本部に報告する	避難対策部 各班	直後～		
2-3	避難所の開設状況を道（胆振総合振興局）や警察署に報告する	災害総括班	直後～		

第2章 各業務の実施項目

第11節 警戒区域の設定・避難活動・避難所運営

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-4	必要に応じて他の施設（指定避難所以外の公共施設・旅館・ホテル等）についても避難所として開設することを検討する	避難庶務班	直後～		
2-5	指定避難所以外の公共施設を避難所として開設する場合、施設管理者と協議する。	避難庶務班	直後～		
2-6	指定避難所以外の公共施設を避難所として開設した場合であっても、施設が量的に不足する場合等において、ホテル・旅館等を避難所として開設する場合、施設管理者と協議する	避難庶務班	直後～		
2-7	開設された指定避難所以外の避難所の運営を実施する	避難対策班	直後～		

第5 避難所の運営

▶本編：P応-61

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 避難所の運営					
1-1	各避難所の状況（避難者数、負傷者数、要配慮者の情報等）を把握する	避難対策班	直後～		
1-2	負傷者数等状況から医療需要を推定し、本部に報告する	避難対策班	直後～		
1-3	一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者を把握したときは、福祉避難所との連絡を行い、福祉避難所への入所について助言する	避難対策班	直後～		
1-4	関係機関等と協力し、避難所に同行した家庭動物の適正管理・衛生管理についての必要な指導・助言を行う	避難対策班	直後～		
1-5	避難者世帯カード作成時に、ペットの飼育の有無を記載する	避難対策班	直後～		
1-6	避難所における家庭動物のためのスペースを確保する（アレルギーへの配慮から、生活スペースへの同伴は原則禁止）	避難対策班	直後～		
1-7	冬期等の場合には、施設管理者や避難所運営担当者との話し合いによって、ゲージ飼育を条件に生活スペースから離れた屋内を活用する	避難対策班	直後～		
1-8	ペットに起因するトラブルを避けるため、飼育ルールを決定する	避難対策班	直後～		
1-9	避難所のトイレの点検を行い、利用可能なトイレを周知する	避難対策班	直後～		
1-10	取材対応の取次を行う	避難対策班	直後～		
1-11	避難生活が長期化する場合、避難所運営スタッフを確保し、避難者を中心とした避難所運営組織を確立する	避難対策班	直後～		
1-12	在宅避難者・車中泊避難者等に対して、支援物資等の配給や医療支援に関する広報活動を実施する	避難対策班 秘書広聴広報班	直後～		

第2章 各業務の実施項目

第11節 警戒区域の設定・避難活動・避難所運営

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1-13	在宅避難者・車中泊避難者等への支援は、指定避難所を拠点として実施する	避難対策班	直後～		
1-14	在宅避難者・車中泊避難者等に係る情報は「在宅避難者・屋外避難者」カードを配布し、把握するよう努める	避難対策班	直後～		
1-15	「在宅避難者・屋外避難者」カードを記入し、提出した者は、避難所利用者とみなし、食事や水等の支援を実施する	避難対策班	直後～		
2 物資の供給					
2-1	避難所の備蓄物資の提供・在庫管理を行う	避難対策班	直後～		
2-2	物資の需要量を把握し、避難対策部避難庶務班に要請する	避難対策班	直後～		
2-3	物資の需要量をとりまとめ、物資食糧対策部、上下水道対策部に要請する	避難庶務班	直後～		
2-4	物資の供給については、マニュアル編第14節「生活救援対策」に準ずる	上下水道対策部 物資食糧対策部			

第6 避難所の統合・閉鎖

▶本編：P応-64

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1-1	隣接避難所の統合・閉鎖を検討する	避難庶務班	1週間 ～		
1-2	残留避難者の受入れ先を調整する	避難対策班	1週間 ～		
1-3	運営スタッフと協力して後片付けを行い、施設を原状回復する	避難対策班	1週間 ～		
1-4	避難所運営に関する記録等を取りまとめる	避難庶務班	1週間 ～		
1-5	避難所の統合・閉鎖状況を道（胆振総合振興局）や警察署に報告する	災害総括班	1週間 ～		

第7 広域避難

▶本編：P応-64

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 広域避難の実施					
1-1	被害状況や指定避難所の避難者数を確認し、広域避難の必要性を判断する	災害総括班 避難庶務班	直後～		
1-2	市の体制を検討・確立し、情報伝達や避難者輸送方法、物資調達方法等を決定する	災害総括班	直後～		
1-3	避難先の候補となる道内の他の市町村に対し、直接協議を行う	災害総括班	直後～		
1-4	他の都府県への広域的な避難が必要であると判断した場合は、道に対し他の都府県との協議を求める	災害総括班	直後～		
1-5	広域避難の実施概要（対象者、避難先、移動方法）等を取りまとめ、市民に広報する	災害総括班 秘書広聴広報班	直後～		
1-6	広域避難を実施する	災害総括班	直後～		
1-7	他市町村に避難した市民に対し、情報発信及び支援を継続する	災害総括班	直後～		

第8 広域一時滞在

▶本編：P応-65

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 広域一時滞の実施					
1-1	被災状況と被災住民数、その他必要な事項を本部に報告する	災害総括班	72時間 ～		
1-2	災害の規模、被災者の避難・収容状況等の状況から、市域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要かどうか検討する	災害総括班	72時間 ～		
1-3	本部から避難収容関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）又は道に広域避難（広域一時滞在）に関する支援を要請する	災害総括班	72時間 ～	避難収容 関係省庁、 道	
1-4	本部から広域一時滞在先を確認する	災害総括班	72時間 ～		
1-5	避難者を広域一時滞在先に誘導する	災害総括班	72時間 ～		
1-6	広域一時滞在先の必要がなくなった場合は、施設管理者と市町村に通知し、道に報告する	災害総括班	72時間 ～	道	

第9 帰宅困難者対策

▶本編：P応-66

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 帰宅困難者への対応					
1-1	帰宅困難者や滞留者が多数発生しているときは、国、道、警察署、道路管理者、鉄道事業者、バス事業者等と連絡体制を確立する	未来創造戦略室	直後～	道、警察署、道路管理者、鉄道事業者、バス事業者	
1-2	交通機関の運行状況、通行可能な道路情報等に関する情報を整理する	未来創造戦略室	直後～		
1-3	交通機関の運行状況、通行可能な道路情報等に関する情報を防災行政無線、市ホームページ、SNS等で広報する	未来創造戦略室 秘書広聴広報班 災害総括班	直後～		
1-4	各指定避難所に帰宅困難者の受入れ可否を確認する	未来創造戦略室	24時間～		
1-5	帰宅困難者の受入れが困難なときは、道と連絡調整し、道有施設での一時滞在場所開設可否を確認する	未来創造戦略室	24時間～		
1-6	各指定避難所、道有施設において帰宅困難者の受入れが困難なときは、旅館・ホテル等の宿泊施設に一時滞在場所開設可否を確認する	未来創造戦略室	24時間～		
1-7	一時滞在場所を確保したときは、防災行政無線、市ホームページ、SNS等で広報する	未来創造戦略室	24時間～		

第12節 交通対策・緊急輸送

第1 交通規制

▶本編：P応-67

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 交通規制					
1-1	室蘭建設管理部、室蘭開発建設部、東日本高速道路（株）と連絡調整し、交通規制の実施状況、交通の状況等を収集し、車両を用いる班、総括部災害対策総括班に伝達する	動員班	直後～	室蘭建設管理部、室蘭開発建設部、東日本高速道路（株）	
1-2	交通規制の実施の報告を受けたときは、直ちにその内容を道路情報センターや報道機関の協力を得て周知する	動員班 秘書広聴広報班	直後～	道路情報センター、報道機関	
1-3	警察署と連絡調整し、交通規制区域区間を確認し、迂回路等について他の道路管理者と調整する	動員班	直後～	警察署	
1-4	市管理道路における通行規制区域、迂回路、運転者のとるべき措置等について整理する	動員班	直後～		
1-5	交通規制区域、迂回ルート、運転者のとるべき措置等について整理する	動員班	直後～		
1-6	交通規制区域、迂回ルート、運転者のとるべき措置等について、市民に広報する	動員班 秘書広聴広報班	直後～		

第2 緊急輸送

▶本編：P応-68

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 陸上輸送手段の確保					
1-1	市有車両の被害状況を確認し、各班の必要車両数等を把握する	車両管理班	直後～		
1-2	各班の必要車両を調整し、市有車両を適切に配分する	車両管理班	直後～		
1-3	市有車両のみでは対応が困難な場合は、道や輸送業者等に応援を要請し、確保する	車両管理班	直後～	道、輸送業者	
1-4	各班の必要車両を調整し、借り上げ車両を適切に配分する	車両管理班	直後～	道、輸送業者	
1-5	燃料調達先を調査・確保し、各班に周知する	車両管理班	直後～		
1-6	必要に応じて、道に燃料の調達に関する協力を要請する	車両管理班	直後～	道	
2 緊急通行車両の確保					
2-1	事前登録された緊急通行車両及び規制除外車両に確認証明書・標章を配布（掲示）する	車両管理班	直後～		
2-2	道公安委員会に緊急通行車両及び除外車両として追加登録が必要な車両の申請を行う	車両管理班	直後～	道、警察署	
2-3	追加登録された緊急通行車両及び規制除外車両に確認証明書・標章を配布する	車両管理班	直後～		
3 緊急輸送路の確保					
3-1	市管理道路の被害状況や通行状況を把握する	土木班	直後～		
3-2	道の緊急輸送道路指定状況、市の避難所開設状況等を把握する	動員班 土木班	直後～		
3-3	緊急輸送に必要な路線を選定、優先順位を決定し、本部に報告する	土木班	直後～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
3-4	優先順位を決定の上、市管理道路の道路障害物の除去、立ち往生車両や放置車両の移動、応急補修等の啓開作業を行う	土木班	直後～		
3-5	作業員が不足する場合は、本部を通じて、協定締結団体に協力を依頼する	土木班	直後～	協定締結団体	
4 輸送拠点の整備					
4-1	道輸送拠点設置状況、提供される物資量等を勘案して、救援物資総合センターの設置について検討する	支援物資班 産業庶務班	24時間～		
4-2	本部の判断に基づき、救援物資総合センターの設置を決定し、施設管理者に開設を要請する	支援物資班 産業庶務班	24時間～	指定管理者	
4-3	救援物資総合センターのみでは機能不全となる場合には、日の出防災倉庫、日吉体育館、川治公園体育館、市民文化ホール、豊川コミュニティセンターを救援物資補完センターとして、道の駅ウトナイ湖を物資輸送に係る中継地点として活用する	支援物資班 産業庶務班	24時間～	指定管理者、他自治体職員等の応援者	
4-4	物資量により拠点が不足するときは、民間事業者に物流倉庫等の利用に関する協力を要請する	支援物資班 産業庶務班	24時間～	倉庫等を有する民間事業者	
4-5	救援物資集積施設の開設・管理スタッフを確保する	支援物資班	24時間～	自主防災組織、災害ボランティア	
4-6	ヘリポートを開設する場合は、開設予定地を決定する	災害総括班	直後～		
4-7	海上輸送の拠点が必要になった場合、苫小牧港管理組合と連携し、拠点を整備する	災害総括班	直後～	苫小牧港管理組合	
5 輸送の実施					
5-1	被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じて緊急輸送を実施する	産業庶務班 輸送班	直後～	警察署、消防署(輸送ルート確保のための情報共有)	

第2章 各業務の実施項目
 第12節 交通対策・緊急輸送

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
5-2	必要に応じて、協定締結団体や道等に緊急輸送に関する実施の協力を要請する	産業庶務班	直後～	応援協定 締結団体、 道	
5-3	緊急輸送を実施する機関に、輸送記録簿、燃料及び消耗品受払簿、修繕費支払簿等の作成を依頼する	産業庶務班	直後～		
5-4	緊急輸送の実施内容を確認する	産業庶務班	直後～		

第13節 災害時の警備対策

第1 連絡体制の確立

▶本編：P応-70

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害警備体制の確立					
1-1	警察署等の関係機関と連携し、連絡体制を確立する	動員班	直後～	警察署	
1-2	災害警備活動に必要な情報を収集し、関係機関に伝達する	動員班	直後～		

第2 警備活動

▶本編：P応-70

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 避難所の警備					
1-1	開設された避難所において、犯罪の予防・防止対策を実施する	動員班 避難対策班	24時間 ～		
1-2	避難所における犯罪が予見された場合、必要に応じて警察署に協力を要請する	動員班 避難対策班	24時間 ～	警察署	
1-3	避難所において犯罪が発生した場合は、状況を取りまとめ、本部に報告する	動員班 避難対策班	24時間 ～		
2 危険箇所の監視					
2-1	二次災害防止のため、危険箇所の監視を行う	土木班	24時間 ～		参考13-1
2-2	新たに危険な場所や状況を確認した場合は、市民への注意喚起等を実施する	土木班 秘書広聴広報班	24時間 ～		

参考13-1 重点監視箇所

・避難情報発令箇所	・重要水防河川
・道路、堤防等の破損箇所	・公共工事等の施工現場
・土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所	・沿岸部の護岸の状況

第14節 生活救援対策

第1 給水活動

▶本編：P応-72

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 被害状況の把握					
1-1	マニュアル編第2章第19節第1「上水道の応急・復旧対策」に準じて、被害状況を把握する	水道班	直後～		
2 応急給水体制の構築					
2-1	断水地域を把握し、電力や道路の被害状況等の応急給水に必要な情報を収集する	水道班	直後～		
2-2	断水地域や避難所避難者数等の情報から応急給水が必要な地域及び給水必要量を推定する	水道班	直後～		
2-3	給水対象地域、給水場所、給水時間、給水地域の優先順位等を決定し、給水計画を策定する	水道班	直後～		
2-4	必要な人員及び給水車両、給水タンク等の資機材を確保する	水道班	直後～		
2-5	人員、給水車両、資機材等が不足するときは、道や応援協定締結団体等に応援を要請する	水道班	直後～	応援協定締結団体、道	
2-6	必要に応じて、飲料水の確保に関する協定を締結している団体等に飲料水の供給を要請する	水道班	直後～	応援協定締結団体	
3 応急給水の実施					
3-1	市民に対し、断水状況、給水場所、応急給水方法、復旧見込み、水質についての注意事項等を広報する	水道班 秘書広聴広報班	直後～		
3-2	応急給水に必要な人員、給水車両、資機材を応急給水拠点に配置する	水道班	直後～	応援協定締結団体、道	
3-3	運搬給水するときは、運搬用具の洗浄、消毒を行う	水道班	直後～	応援協定締結団体、道	
3-4	指定避難所、医療機関、社会福祉施設等、緊急性の高いところから1人1日3リットルを目安に飲料水を応急給水する	水道班	直後～	応援協定締結団体、道	

第2章 各業務の実施項目
第14節 生活救援対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-5	必要に応じて、1人暮らし高齢者や障がい者等の要配慮者にポリタンク等による戸別給水を実施する	水道班	直後～	災害ボランティア	
3-6	1人1日20リットルを目安に飲料水と生活用水を応急給水する	水道班	72時間～	応援協定締結団体、道	
3-7	応急給水実施記録を作成し、保管する	水道班	72時間～		
3-8	応急給水実施状況について、本部に報告する	上下水道庶務班	72時間～		

第2 食料・生活必需品の供給

▶本編：P応-73

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 食料・生活必需品の需要の把握					
1-1	避難所避難者の数やニーズ等から応急的に確保する食料の必要量を推定する	避難対策班	24時間 ～		
2 食料・生活必需品の確保					
2-1	備蓄物資を確認するとともに、応援協定締結団体の被災状況を確認し、応援の可否を把握する	生活必需品班	24時間 ～	応援協定 締結団体	
2-2	確保すべき食料の品目、数量、調達先、食品集積場所等を取りまとめた食料調達計画を作成する	生活必需品班	24時間 ～		
2-3	食料調達計画に従い、協定締結業者等に協力を依頼する等、食料を確保する	生活必需品班	24時間 ～	応援協定 締結団体	
2-4	必要な食料が市内において調達が困難と見込まれるときは、道に応援を要請する	災害総括班	24時間 ～	道	
3 救援物資の受入れ					
3-1	総合体育館の被災状況を確認し、救援物資総合センターを設置する	支援物資班 産業庶務班	24時間 ～		
3-2	日の出防災倉庫、日吉体育館、川沿公園体育館、市民文化ホール、豊川コミュニティセンターの被災状況を確認し、必要に応じて救援物資補完センターを設置する	支援物資班 産業庶務班	24時間 ～		
3-3	救援物資総合センター、救援物資補完センターに必要な人員を配置する	支援物資班	24時間 ～		
4 食料・生活必需品の供給					
4-1	調達した食料・生活必需品の受付記録を作成し、保管する	支援物資班 生活必需品班	24時間 ～		
4-2	調達した食料・生活必需品をもとに、配分計画を作成する	支援物資班 生活必需品班	24時間 ～		
4-3	配分計画に従い、市民に対し、食料・生活必需品の供給場所や今後の供給見込み等を広報する	支援物資班 生活必需品班 秘書広聴広報班	24時間 ～		

第2章 各業務の実施項目
第14節 生活救援対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
4-4	必要に応じて、食料配給等に協力する災害ボランティアを確保する	支援物資班 第1庶務班	24時間 ～	自主防災 組織、災害 ボランテ ィア	
4-5	配車計画を作成し、避難所等へ食料の搬送・供給を行う	生活必需品班 輸送班	24時間 ～		
4-6	供給した食料の記録を作成し、保管する	支援物資班 生活必需品班	24時間 ～		
4-7	食料の供給実施状況について、本部に報告する	支援物資班	24時間 ～		
5 炊き出しの実施					
5-1	学校給食センターの被災状況を把握し、炊き出し施設としての利用可否を確認する	給食班	24時間 ～		
5-2	炊き出しを実施するときは、米穀、人材、資機材、場所等を確保する	給食班	24時間 ～		
5-3	必要に応じて、本部を通じて、自衛隊等の協力を依頼する	給食班	24時間 ～	自衛隊	
5-4	炊き出しを実施したときは、炊き出しの実施記録を作成し、保管する	給食班	24時間 ～		
5-5	炊き出しの実施状況について、本部に報告する	給食班	24時間 ～		

第15節 建物対策

第1 被災建物応急危険度判定

▶本編：P応-75

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 判定体制の構築					
1-1	建築物の被害概況を把握する	建築班	24時間 ～		
1-2	被災建築物応急危険度判定の実施需要を推定する	建築班	24時間 ～		
1-3	判定実施本部を設置し、被災建築物応急危険度判定調査の実施体制を確立する	建築班	24時間 ～		
1-4	調査対象地域、実施体制等を定めた判定実施計画を作成する	建築班	24時間 ～		
1-5	判定実施計画に従い、被災建築物応急危険度判定士、判定資機材等を確保する	建築班	24時間 ～		
1-6	被災建築物応急危険度判定士、判定資機材等が不足するときは、道に支援を要請する	建築班	24時間 ～	道	
2 判定の実施					
2-1	判定実施計画、被災建築物応急危険度判定マニュアルに従い、危険度判定調査を実施する	建築班	72時間 ～		
2-2	危険度判定ステッカーの貼付等により、その所有者に危険度を周知する	建築班	72時間 ～		
2-3	著しい被害を生じるおそれがある建築物があるときは、避難及び立入り制限等の措置を講ずる	建築班	72時間 ～		
3 判定後の措置					
3-1	判定結果や避難及び立入り制限等の二次災害防止措置等を整理する	建築班	72時間 ～		
3-2	判定結果や避難及び立入り制限等の二次災害防止措置等について、本部に報告する	土木建築庶務班	72時間 ～		

第2章 各業務の実施項目
第15節 建物対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-3	市ホームページ、臨時広報紙、SNS等により建築物の倒壊危険性や事故防止措置等の広報を行う	土木建築庶務班 秘書広聴広報班	72時間 ～		
3-4	被災した建築物に関する相談体制を確立する	建築班	1週間 ～		
3-5	被災した建築物に関する相談に対応する	建築班	1週間 ～		

第2 被災宅地危険度判定

▶本編：P応-76

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 判定体制の構築					
1-1	建築物の被害概況を把握する	土木建築庶務班	24時間 ～		
1-2	被災宅地応急危険度判定の実施需要を推定する	土木建築庶務班	24時間 ～		
1-3	判定実施本部を設置し、被災宅地応急危険度判定調査の実施体制を確立する	土木建築庶務班	24時間 ～		
1-4	調査対象地域、実施体制等を定めた判定実施計画を作成する	土木建築庶務班	24時間 ～		
1-5	判定実施計画に従い、被災宅地応急危険度判定士、判定資機材等を確保する	土木建築庶務班	24時間 ～		
1-6	被災宅地応急危険度判定士、判定資機材等が不足するときは、道に支援を要請する	土木建築庶務班	24時間 ～	道	
2 判定の実施					
2-1	判定実施計画、被災宅地危険度判定業務実施マニュアルに従い、危険度判定調査を実施する	土木建築庶務班	72時間 ～		
2-2	危険度判定ステッカーの貼付等により、その所有者に危険度を周知する	土木建築庶務班	72時間 ～		
2-3	著しい被害を生じるおそれがある宅地があるときは、避難及び立入り制限等の措置を講ずる	土木建築庶務班	72時間 ～		
3 判定後の措置					
3-1	判定結果や避難及び立入り制限等の二次災害防止措置等を整理する	土木建築庶務班	72時間 ～		
3-2	判定結果や避難及び立入り制限等の二次災害防止措置等について、本部に報告する	土木建築庶務班	72時間 ～		
3-3	市ホームページ、臨時広報紙、SNS等により宅地の倒壊危険性や事故防止措置等の広報を行う	土木建築庶務班 秘書広聴広報班	72時間 ～		

第2章 各業務の実施項目
第15節 建物対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-4	被災した宅地に関する相談体制を確立する	土木建築庶務班	1週間 ～		
3-5	被災した宅地に関する相談に対応する	土木建築庶務班	1週間 ～		

第3 住宅の整備

▶本編：P応-77

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 需要の把握					
1-1	避難所における被災調査等により、応急仮設住宅需要を推定する	住宅班 避難庶務班	72時間 ～		
1-2	応急仮設住宅の供給（公営住宅等の一時提供、民間賃貸住宅の借り上げを含む）見込みを整理する	住宅班	72時間 ～		
1-3	相談者に制度の説明を行うとともに、入居者要件、物件条件、費用負担内容、入居期間、手続の流れ、入居申込時の必要書類について説明する	住宅班	1週間 ～		
1-4	入居申込・住宅提供申出等の受付を実施する	住宅班	1週間 ～		
1-5	応急仮設住宅の供与（建設型又は賃貸型の供給等）の需要を整理する	住宅班	1週間 ～		
1-6	応急仮設住宅の供与（建設型又は賃貸型の供給等）の需要を道に報告する	災害総括班	1週間 ～	道	
1-7	道の応急仮設住宅の供与方針（建設型又は賃貸型の供給等）を確認する	建築班 住宅班	2週間 ～	道	
2 応急仮設住宅の建設					
2-1	応急仮設住宅の建設が必要と見込まれるときは、建設型応急住宅建設予定地の現況を把握し、建設の適否を確認する	住宅班	72時間 ～		
2-2	建設型応急住宅の建設が必要と見込まれるときは、建設型応急住宅の建設予定地を選定し、建設用地使用に係る諸手続（土地の使用許可申請等）を行う	建築班 住宅班	72時間 ～		
2-3	道から実施設計図書を取得し、着工日等を確認する	建築班	2週間 ～	道	
2-4	建設型応急住宅の建設に係る工程管理（地縄張り、中間確認、完成検査立会い）を行う	建築班	1か月 ～		

第2章 各業務の実施項目
第15節 建物対策

3 借り上げ型応急住宅の確保					
3-1	市営住宅の被害状況を確認するとともに、提供可能な空き室数を把握する	住宅班	72時間 ～		
3-2	必要に応じて、道に道営住宅の提供可能戸数、民間賃貸住宅の借り上げ可能戸数を確認する	住宅班	72時間 ～	道	
3-3	被害状況をもとに、災害公営住宅の必要戸数を算定する	住宅班	1か月 ～		
3-4	災害公営住宅の必要戸数を道に報告するとともに、整備主体を確認する	住宅班	1か月 ～	道	
3-5	災害公営住宅を市が整備する場合、整備計画を作成する	住宅班	1か月 ～		
3-6	整備計画に基づき、災害公営住宅を整備する	住宅班	1か月 ～		
4 入居者の選定					
4-1	申込者に対し、審査、抽選等を行い、建設型応急住宅の入居者を決定する	住宅班	2週間 ～		
4-2	入居予定者リストを作成し、道（建築住宅課）に提示する	住宅班	2週間 ～	道	
5 応急仮設住宅の管理					
5-1	入居者と契約を交わし、鍵の引渡しを行う	住宅班	1か月 ～		
5-2	営繕を要する事象が発生したときは、適宜対応する等、維持管理・営繕業務を実施する	住宅班	1か月 ～		

第4 被災住宅の修理

▶本編：P応-80

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 被災住宅の修理					
1-1	災害救助法の適用と道知事から当該救助の委任の有無を本部に確認する	建築班 住宅班	2週間～		
1-2	災害救助法が適用され、道より事務委任されたとき、被災住宅の応急修理に関する申込受付体制を確立する	建築班 住宅班	2週間～		
1-3	被災住宅の応急修理に関する申込等の受付窓口を開設する	建築班 住宅班	2週間～		
1-4	被災住宅の応急修理の窓口開設に関して広報する	建築班 住宅班	2週間～		
1-5	被災住宅の応急修理の申込受けや相談・苦情等の受けを実施する	建築班 住宅班	2週間～		
1-6	被災住宅の応急修理の需要を整理する	建築班 住宅班	2週間～		
1-7	被災住宅の応急修理に関する実施計画を作成する	建築班 住宅班	2週間～		
1-8	必要に応じて、道や他自治体、建築関係協力団体等に協力を要請する	建築班 住宅班	2週間～		
1-9	被災住宅の応急修理に関する工事を発注する	建築班 住宅班	2週間～		
1-10	被災住宅の応急修理に関する工事の請負契約を締結する	建築班 住宅班	2週間～		
1-11	被災住宅の応急修理に関する工事監理を実施する	建築班 住宅班	2週間～		
1-12	被災住宅の応急修理の実施結果を整理する	建築班 住宅班	2週間～		
1-13	被災住宅の応急修理の実施結果を本部に報告する	土木建築庶務班	2週間～		

第16節 災害廃棄物処理・防疫

第1 被災者等の保健衛生

▶本編：P応-81

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 衛生活動					
1-1	衛生管理、消毒、手洗、食中毒の防止に関する情報を広報する	環境班	24時間～		
1-2	避難所、社会福祉施設等で食中毒が発生した場合は、保健所に通報する	環境班	24時間～	保健所	
1-3	保健所が実施する立入り検査、二次感染予防の啓発等に協力する	環境班	24時間～	保健所	
1-4	消防本部や医療機関と連絡調整し、食中毒患者数等を把握し、本部に報告する	環境班	24時間～	医療機関	
1-5	必要に応じて、検病検査や健康診断を実施する	環境班	24時間～		
2 保健活動					
2-1	保健所の協力を要請し、巡回健康相談、食事の提供支援等の実施方針を立案する	第1救援班	24時間～	保健所	
2-2	保健所、医師会に依頼して、巡回健康相談、食事の提供支援等を実施する保健師、管理栄養士、医師等を確保する	第1救援班	24時間～	保健所、医師会	
2-3	活動班編成、巡回方法、巡回場所、巡回地域の優先順位等を決定する	第1救援班	24時間～		
2-4	巡回相談、食事の提供支援等に必要な車両、資機材等を調達する	第1救援班	24時間～		
2-5	活動班を動員して、避難所、社会福祉施設等の巡回健康相談、食事の提供支援等を実施する	第1救援班	24時間～		
2-6	活動班が実施した被災者の健康維持に係る活動の記録を整理する	第1救援班	24時間～		
2-7	被災者の健康維持に係る活動記録を本部に報告する	第1救援班	24時間～		

第2 被災地の防疫活動

▶本編：P応-82

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 体制の構築					
1-1	防疫活動を必要とする地域を把握し、人員及び車両、防疫用資器材及び防疫用薬剤等の必要量を算出する	環境班	24時間～		
1-2	道の指導に基づき、必要量に応じた防疫組織を編成する	環境班	24時間～	保健所	
1-3	消毒方法、消毒薬剤等の配布方法、配布場所、消毒地域の優先順位等を決定する	環境班	24時間～		
1-4	防疫活動に必要な人員及び車両の手配、防疫用資器材及び防疫用薬剤等を確保する	環境班	24時間～		
1-5	必要な人員及び車両、防疫用資器材及び防疫用薬剤等が不足するときは、道に調達のあつせんを要請する	環境班	24時間～	保健所	
2 消毒等の実施					
2-1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律や災害防疫実施要綱に基づき、家屋、道路等の消毒やねずみ、害虫等の駆除等の災害防疫活動を実施する	環境班	72時間～	保健所	
2-2	家屋、道路等の消毒やねずみ、害虫等の駆除等の防疫活動記録を作成する	環境班	1週間～		
2-3	家屋、道路等の消毒やねずみ、害虫等の駆除等の防疫活動結果について、統括班を通じて、本部に報告する	環境班	1週間～		
2-4	家屋、道路等の消毒やねずみ、害虫等の駆除等の防疫活動記録を道に提出する	環境班	1週間～	保健所	
3 感染症対策					
3-1	感染症患者が発生した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「予防接種法」に基づき、必要な防疫措置を実施する	第1救援班	24時間～		
3-2	市のみでは十分な防疫活動が実施できないときは、道に支援を要請する	第1救援班	24時間～		
4 水質・大気汚染等の監視					
4-1	被災地及び避難所周辺の水質・大気汚染等をモニタリングするための資機材や体制を整備する	環境班	24時間～		

第2章 各業務の実施項目
第16節 災害廃棄物処理・防疫

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
4-2	被災地及び避難所周辺の水質・大気汚染等をモニタリングする	環境班	24時間～		
4-3	モニタリング結果をとりまとめ、本部に報告する	環境班	24時間～		
4-4	水質・大気汚染等が観測された場合は、その場所や注意事項等を取りまとめ、周知を行う	環境班 秘書広聴広報班	24時間～		
4-5	水質・大気汚染等が観測された場合は、その解消に向けた対応を検討の上、体制を整備する	環境班	24時間～		
5 死亡獣畜の処理					
5-1	畜舎の倒壊又は余震等により倒壊のおそれがあり適正な飼育が困難であるときは、家畜の管理者に対し安全な場所に家畜を避難させるように指導する	第2産業班	直後～		
5-2	死亡獣畜を把握したときは、所有者が化製場又は死亡獣畜取扱場で処理するよう指導する	第2産業班 環境班	24時間～		
5-3	やむを得ない場合は、化製場法に基づき、死亡獣畜取扱場外処理許可申請書を道知事に提出する	第2産業班 環境班	24時間～	道	
5-4	死亡家禽については、保健所の指導のもと所有者の農地等で消毒した後に埋却し、処理の場所について届け出る	第2産業班 環境班	24時間～	保健所	
5-5	処理需要が高まった場合は、特別版を編成し、処理に当たる	第2産業班 環境班	24時間～		
5-6	家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒を行う	第2産業班 環境班	24時間～		
6 飼養動物の取扱い					
6-1	飼い主不明又は負傷した飼養動物（犬、猫等）の発生状況を把握する	環境班	24時間～		
6-2	道、動物愛護団体、ボランティア等に依頼して、必要に応じた活動体制を確立する	環境班	24時間～	道、動物愛護団体、ボランティア	
6-3	動物等の捕獲に必要な人員及び車両、資機材等を調達する	環境班	24時間～		
6-4	動物等の保護に必要な人員及び車両の手配、捕獲用資機材等を調達する	環境班	24時間～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
6-5	動物等の収容場所を確保する	環境班	24時間 ～		
6-6	道、動物愛護団体、ボランティア等に依頼して、飼養動物の保護・収容活動を実施する	環境班	24時間 ～	道、動物愛護団体、ボランティア	
6-7	広域的な応援要請が必要なときは、本部を通じて道に依頼する	環境班	24時間 ～	道	
6-8	飼養動物の保護・収容活動記録を作成し、本部に報告する	環境班	24時間 ～		
7 放浪動物の捕獲					
7-1	人間に危害を及ぼすおそれのある動物の逸走が確認されたとき、道、警察署等に連絡する	環境班	24時間 ～	道、警察署	
7-2	動物の逸走した地域への注意喚起を行う	環境班	24時間 ～		
7-3	動物等の捕獲に必要な人員及び車両、資機材等を調達する	環境班	24時間 ～		
7-4	道、警察署等の関係者と連携して、危険動物を捕獲するとともに、収容場所を確保する	環境班	24時間 ～	道、警察署	

第3 し尿の処理

▶本編：P応-83

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 仮設トイレの設置					
1-1	ライフラインの被災状況、指定避難所の避難者数を把握する	清掃班	直後～		
1-2	し尿発生量推計値から必要な仮設トイレの設置基数を算出し、必要数を確保するとともに設置場所を決定する	建築班	24時間～		
1-3	仮設トイレ、資機材等の運搬・設置に関する業務発注を行う	建築班	24時間～		
1-4	仮設トイレが不足すると見込まれるときは、道（環境整備課）への応援要請を本部に依頼する	建築班	24時間～	道	
1-5	仮設トイレを設置する施設の責任者等にトイレの衛生管理について協力を依頼する	建築班	24時間～		
1-6	仮設トイレのし尿汲み取りについて業者と契約する	清掃班	24時間～		
1-7	仮設トイレの設置状況を整理する	建築班 清掃班	24時間～		
1-8	仮設トイレの設置状況を本部に報告する	清掃班	24時間～		
2 し尿の収集・処理					
2-1	災害廃棄物処理計画に定めた組織体制、指揮命令系統、情報収集、連絡体制を確立する	清掃班	24時間～		
2-2	し尿・雑排水等処理施設（西町下水処理センター内）の被災状況を確認する	清掃班	24時間～		
2-3	し尿の収集運搬、処理委託事業者から収集運搬車両の被災状況を確認する	清掃班	24時間～		
2-4	し尿の発生量をもとに、収集処理計画を作成し、し尿の収集運搬体制（人員、車両、ルート）を整備する	清掃班	24時間～		
2-5	市のみで対応できないとき等、必要に応じて、道への応援要請を本部に依頼する	清掃班	24時間～	道	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-6	し尿の収集運搬業務を発注する	清掃班	72時間 ～		
2-7	発注業務を進捗管理し、し尿の処理実施状況を把握する	清掃班	72時間 ～		
2-8	し尿の処理実施結果を整理する	清掃班	72時間 ～		
2-9	し尿の処理実施結果について、本部に報告する	清掃班	72時間 ～		

第4 生活ごみの処理

▶本編：P応-83

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 処理施設被害状況等の把握					
1-1	避難所の開設状況や避難者数から、し尿や避難所から生じる生活ごみ等の発生量を把握する	清掃班	72時間 ～		
2 生活ごみの処理					
2-1	沼ノ端クリーンセンター、廃棄物埋立処分場、沼ノ端第2埋立処分場の被災状況を確認する	清掃班	72時間 ～		
2-2	生活ごみの収集運搬、処理委託事業者から収集運搬車両の被災状況を確認する	清掃班	72時間 ～		
2-3	平時の体制により収集運搬及び処理を行う	清掃班	72時間 ～		

第5 災害廃棄物処理の計画・実施

▶本編：P応-84

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 処理施設被害状況等の把握、災害廃棄物処理実行計画の策定					
1-1	家屋の被災状況等の情報を収集し、災害廃棄物の発生量を推計する	清掃班	直後～		
1-2	一次仮置場等の開設の要否及び分別区分等を決定し、災害廃棄物処理実行計画を策定する	清掃班	直後～		
1-3	直営で仮置場の設置運営を行う際には、人員及び資機材の確保を行い、設営する	清掃班	直後～		
1-4	仮置場の設置運営業務について、対応の可否について、協定締結事業者に協議確認を行う	清掃班	直後～	協定締結事業者	
1-5	災害廃棄物の中間処理及び収集運搬について、協定締結事業者に対応の可否の確認を行う	清掃班	24時間～	協定締結事業者	
1-6	必要に応じて、道へ支援要請を行う	清掃班	72時間～	道	
2 仮置場の開設					
2-1	一次仮置場を設置する	清掃班	72時間～		
2-2	仮置場における火災を未然に防止するため、専門家（技術者・有識者、消防機関等）の意見をもとに適切な対応を行う	清掃班	72時間～		
2-3	市民・ボランティアへの周知を行う	清掃班 秘書広聴広報班	72時間～		
3 災害廃棄物の処理					
3-1	災害廃棄物の中間処理を行う二次仮置場を確保する	清掃班	72時間～		
3-2	必要に応じて、道へ支援要請を行う	清掃班	72時間～	道	
3-3	一次仮置場における分別業務や一次仮置場から二次仮置場までの運搬業務を発注する	清掃班	72時間～		

第2章 各業務の実施項目
第16節 災害廃棄物処理・防疫

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-4	平時のごみの分別区分を参考に、処理業者等の関係者と協議して分別品目を決定する	清掃班	72時間 ～		
3-5	業者に発注した分別業務や運搬業務を進捗管理し、災害廃棄物の処理実施状況を把握する	清掃班	1週間 ～		
3-6	仮置場等において、可能な範囲で大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行う	清掃班	2週間 ～		
3-7	仮置場等において悪臭や害虫が発生したときは、消臭剤や脱臭剤、殺虫剤の散布、シートによる被覆等の対応を検討する	清掃班	2週間 ～		
3-8	必要に応じて、環境モニタリング結果を市民等へ広報する	清掃班	2週間 ～		
3-9	災害廃棄物の処理状況を整理する	清掃班	1か月 ～		
3-10	災害廃棄物の処理状況について、本部に報告する	清掃班	1か月 ～		

※全体を通じて、災害廃棄物等に関する協定締結事業者や、一般廃棄物処理に係る相互支援等実施に関する協定（登別市・白老町）、衛生施設組合と協働し、業務に当たる。

※その他、詳細事項は、苫小牧市災害廃棄物処理計画等により活動を行う。

第17節 災害ボランティアの活用

▶本編：P応-85

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害ボランティアセンターの設置・運営					
1-1	市社会福祉協議会から災害ボランティアの申出状況を把握する	第1庶務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
1-2	収集した被害情報、災害ボランティアの申出状況を参考に、市社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置要否について協議する	第1庶務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
1-3	災害ボランティアセンターの設置が必要と判断したときは、本部にその旨を具申する	第1庶務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
1-4	本部の決定を受け、災害ボランティアセンター設置場所、設置時期等を確認する	第1庶務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
1-5	市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請する	第1庶務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
1-6	市民活動センターに災害ボランティアセンターの会場を設営する	第1庶務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
1-7	災害ボランティアセンターの運営に必要なスタッフを確保する	第1庶務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
1-8	災害ボランティアセンターの運営に必要な資機材（専用電話回線、パソコン等）を確保する	第1庶務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
1-9	災害ボランティアセンターの開設を確認し、本部に報告する	第1庶務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
1-10	災害ボランティアセンターの開設について、市民に広報する	第1庶務班 秘書広聴広報班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
2 ボランティアの活動連絡					

第2章 各業務の実施項目
第17節 災害ボランティアの活用

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
2-1	災害ボランティアセンターの代表者と、毎日1回、ボランティアの活動内容等について打ち合わせを行う	第1 救援 対策部各班 第2 救援 対策部各班 医療対策班 物資食糧対策部各班	72時間～	市社会福祉協議会	
3 ボランティアの受入れ					
3-1	本部と連絡調整し、市全体のボランティアのニーズを把握する	第1庶務班	72時間～	市社会福祉協議会	
3-2	市社会福祉協議会から災害ボランティアの受付状況を把握する	第1庶務班	72時間～	市社会福祉協議会	
3-3	災害ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入れ体制等を確認する	第1庶務班	72時間～	市社会福祉協議会	
3-4	市ホームページ、SNS、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、災害ボランティアを募集する	第1 庶務班 秘書広聴広報班	72時間～	市社会福祉協議会	
3-5	専門ボランティアの派遣が必要なときは、本部を通じて道に派遣要請を依頼する	第1庶務班	72時間～	市社会福祉協議会	
4 ボランティア活動拠点の提供					
4-1	市社会福祉協議会から災害ボランティアセンター運営状況を把握する	第1庶務班	72時間～	市社会福祉協議会	
4-2	災害ボランティアセンターの運営に必要な資機材や拠点が不足する場合は、本部に調整を依頼する	第1庶務班	72時間～	市社会福祉協議会	
4-3	必要に応じて、道災害ボランティアセンター、ボランティア団体等に協力を依頼する	第1庶務班	72時間～	道社会福祉協議会	

第18節 要配慮者への対応

第1 要配慮者の安否確認・避難支援

▶本編：P応-86

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 要配慮者（障がい者）の安否確認					
1-1	施設と連絡調整等をし、施設を利用・入所している障がい者、施設職員等の安全確保状況を把握する	第1救援班	直後～		
1-2	施設を利用・入所している障がい者、施設職員等の被害情報や他の施設に搬送された者等の情報を整理する	第1救援班	直後～		
1-3	施設を利用・入所している障がい者、施設職員等の人的被害に関する情報整理結果を本部に報告する	第1救援班	直後～		
2 要配慮者（高齢者）の安否確認					
2-1	施設と連絡調整等をし、施設を利用・入所している高齢者、施設職員等の安全確保状況を把握する	第1救援班	直後～		
2-2	施設を利用・入所している高齢者、施設職員等の被害情報や他の施設に搬送された者等の情報を整理する	第1救援班	直後～		
2-3	施設を利用・入所している高齢者、施設職員等の人的被害に関する情報整理結果を本部に報告する	第1救援班	直後～		
3 要配慮者（保育児童）の安否確認					
3-1	施設と連絡調整等をし、保育児童、施設職員等の安全確保状況を把握する	第2救援班	直後～		
3-2	保育児童、施設職員等の被害情報や他の施設に搬送された者等の情報を整理する	第2救援班	直後～		
3-3	保育児童、施設職員等の人的被害に関する情報整理結果を本部に報告する	第2救援班	直後～		
4 要配慮者（妊産婦、乳幼児）の安否確認					
4-1	把握可能な範囲で、妊産婦、乳幼児等の安全確保状況を把握する	第1救援班	直後～		
4-2	妊産婦、乳幼児等の被害情報や他の施設に搬送された者等の情報を整理する	第1救援班	直後～		
4-3	妊産婦、乳幼児等の人的被害に関する情報整理結果を本部に報告する	第1救援班	直後～		

第2章 各業務の実施項目
第18節 要配慮者への対応

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
5 要配慮者（医療的ケア児等）の安否確認					
5-1	把握可能な範囲で、医療的ケア児等の安全確保状況を把握する	第2救援班	直後～		
5-2	医療的ケア児等の被害情報や他の施設に搬送された者等の情報を整理する	第2救援班	直後～		
5-3	医療的ケア児等の人的被害に関する情報整理結果を本部に報告する	第2救援班	直後～		
6 避難行動要支援者の安否確認、避難支援					
6-1	関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認体制を確保する	第1救援対策部各班 第2救援対策部各班	直後～	警察署、市社会福祉協議会、消防団、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉施設	
6-2	避難行動要支援者名簿を活用して避難行動要支援者の安否を確認する	第1救援対策部各班 第2救援対策部各班	直後～		
6-3	病気、負傷等により、医療機関、福祉施設等への移送が必要な避難行動要支援者がいるときは、適宜施設へ移送する	第1救援対策部各班 第2救援対策部各班	直後～		
6-4	危険な区域に避難行動要支援者が残留するときは、安全な場所へ移動を促し、必要に応じて、移送する	第1救援対策部各班 第2救援対策部各班	直後～		
6-5	安否が確認できない避難行動要支援者を検索する	第1救援対策部各班 第2救援対策部各班	直後～	警察署	
6-6	避難行動要支援者の安否情報を整理する	第1救援対策部各班 第2救援対策部各班	直後～		
6-7	避難行動要支援者の安否情報の整理結果を災害対策本部に報告する	第1救援対策部各班 第2救援対策部各班	直後～		

第2 避難所の要配慮者の援護

▶本編：P応-87

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 要配慮者の把握					
1-1	避難行動要支援者名簿や個別避難計画を避難対策部に引き継ぐ	第1 救 援 対 策部各班 第2 救 援 対 策部各班 災害総括班	24時間 ～		
1-2	避難所等に避難している要配慮者数等を把握する	避難対策班	24時間 ～		
1-3	要配慮者の人的、物的支援ニーズの情報をとりまとめ、本部に報告する	避難庶務班	24時間 ～		
1-4	要配慮者のニーズを踏まえ、避難生活上必要となる人材、物資を確保する	第1 救 援 対 策部各班 第2 救 援 対 策部各班	24時間 ～	医師会、薬 剤師会、社 会 福 祉 施 設	
1-5	避難所における段差の解消、簡易ベッドの確保、要配慮者向けトイレの確保等を行う	避難対策班	24時間 ～		
1-6	必要に応じて、要配慮者の生活スペースを設ける	避難対策班	24時間 ～		
1-7	障がい者がいる場合、障がい特性に応じた情報伝達を実施する	避難対策班	24時間 ～		
1-8	特別な医療を必要とする要配慮者が指定避難所にいる場合、かつ指定避難所での対応が困難な場合、医療機関へ移送する	避難対策班 第1 救 援 対 策部各班 第2 救 援 対 策部各班 医療対策班	24時間 ～	保健所	
2 要配慮者専用施設等への移送					
2-1	指定避難所のほかに要配慮者専用スペースが必要と判断した場合は、福祉避難所の開設を検討する	避難対策班 第1 救 援 班 第2 救 援 班	24時間 ～		
2-2	福祉避難所を開設してもスペースが不足する場合は、社会福祉施設の空間提供を施設管理者に依頼する	第1 救 援 班 第2 救 援 班	24時間 ～		

第2章 各業務の実施項目
第18節 要配慮者への対応

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
2-3	福祉避難所、要配慮者専用施設等へ避難する者のスクリーニングを実施する	避難対策班 第1救援班 第2救援班	24時間 ～		
2-4	災害ボランティア等の協力を得て、福祉避難所、緊要配慮者専用施設等での対応が必要な要配慮者を搬送する	避難対策班 第1救援班 第2救援班	24時間 ～	市社会福祉協議会	
3 福祉避難所の開設、運営					
3-1	福祉避難所の開設が必要なときは、福祉避難所の開設可否を確認し、開設場所を決定し、施設管理者に通知する	第1救援班 第2救援班	24時間 ～	市社会福祉協議会、災害ボランティア	
3-2	福祉避難所の開設を確認し、本部に報告する	第1庶務班 第2庶務班	24時間 ～		
3-3	福祉避難所の開設状況を、医師会、介護・障がい事業所、地域包括支援センター等の支援機関に連絡する	第1救援班 第2救援班	24時間 ～	医師会、支援機関	
3-4	福祉避難所の開設について、市民に広報する	第1救援班 第2救援班 秘書広聴広報班	24時間 ～		
3-5	開設された福祉避難所に避難した避難者及び家族の避難者名簿を作成する	第1救援班 第2救援班	24時間 ～	市社会福祉協議会、災害ボランティア	
3-6	開設された福祉避難所より、避難者の数、支援のニーズ、必要物資等の情報を定期的に把握する	第1救援班 第2救援班	24時間 ～	市社会福祉協議会、災害ボランティア	
3-7	支援のニーズを踏まえ、開設した福祉避難所の運営に必要な人材（福祉避難所相談員）、物資、資機材等を確保する	第1救援班 第2救援班	24時間 ～	市社会福祉協議会、災害ボランティア	
3-8	開設した福祉避難所の運営に関する人材（福祉避難所相談員）、物資、資機材等が不足するときは、道に応援を要請する	第1救援班 第2救援班	24時間 ～	道	
3-9	福祉避難所避難者の健康維持に努め、必要に応じて、緊急入所施設、緊急ショートステイ、医療機関等への搬送を依頼する	第1救援班 第2救援班	24時間 ～	市社会福祉協議会、災害ボランティア	
3-10	福祉避難所の統廃合を検討する	第1救援班 第2救援班	1週間 ～	市社会福祉協議会、災害ボランティア	

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
3-11	本部による福祉避難所統廃合の決定を受け、残留避難者の受入れ先の調整を行う	第1救援班 第2救援班	1週間 ～	市社会福祉協議会、 災害ボランティア	
3-12	避難している要配慮者及びその家族に福祉避難所の統廃合について説明する	第1救援班 第2救援班	1週間 ～	市社会福祉協議会、 災害ボランティア	
3-13	必要に応じて、避難者を受入れ先へ搬送する	第1救援班 第2救援班	1週間 ～		
3-14	運営スタッフと協力し、後片付けを行い、施設の原状を回復する	第1救援班 第2救援班	1週間 ～	市社会福祉協議会、 災害ボランティア	
3-15	福祉避難所運営に関する記録等を整理する	第1救援班 第2救援班	1週間 ～	市社会福祉協議会、 災害ボランティア	
3-16	福祉避難所の閉鎖完了について、本部に報告する	第1庶務班 第2庶務班	1週間 ～		

※詳細事項は、福祉避難所の設置及び運営に関するマニュアル等に基づく。

第3 巡回ケア・広報・相談窓口の設置

▶本編：P応-88

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 巡回ケア					
1-1	市社会福祉協議会、災害ボランティア、福祉事業者等と連携し、巡回相談体制を確立する	第1 救援対策部各班 第2 救援対策部各班	24時間～	市社会福祉協議会、災害ボランティア、福祉事業者	
1-2	必要に応じて、本部に職員派遣等を要請し、巡回相談体制を確立する	第1 救援対策部各班 第2 救援対策部各班	24時間～	市社会福祉協議会、災害ボランティア、福祉事業者	
1-3	避難所外避難者のうち、支援が必要となる要配慮者等を把握する	第1 救援対策部各班 第2 救援対策部各班	24時間～		
1-4	巡回相談チームを派遣する避難所、在宅避難者等を決定する	第1 救援対策部各班 第2 救援対策部各班	24時間～		
1-5	避難所、在宅要配慮者等に巡回相談チームを派遣する等、要配慮者の実態調査を行うとともに、必要な支援（健康診断、健康相談、生活介助等）を行う	第1 救援対策部各班 第2 救援対策部各班	24時間～	市社会福祉協議会、災害ボランティア、福祉事業者	
1-6	巡回相談チームからの報告をもとに、要配慮者の人的、物的支援ニーズを整理する	第1 救援対策部各班 第2 救援対策部各班	24時間～	市社会福祉協議会、災害ボランティア、福祉事業者	
2 広報					
2-1	障がい者や外国人等に配慮した方法で、要配慮者への支援活動の概要を広報する	第1 救援対策部各班 第2 救援対策部各班	72時間～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3 相談窓口の設置					
3-1	相談窓口の開設の必要性及び開設場所を検討する	秘書広聴広報班 第1救援対策部各班 第2救援対策部各班	72時間 ～		
3-2	関係機関と連携し、生活相談窓口、外国人向け相談窓口等を開設する	秘書広聴広報班 第1救援対策部各班 第2救援対策部各班	72時間 ～	市社会福祉協議会、 カウンセラー、災害ボランティア	

第4 要配慮者への福祉仮設住宅の供給及びケア対策

▶本編：P応-88

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 福祉仮設住宅の供給計画					
1-1	応急仮設住宅への入居優先度や基準を検討する	第1 救援対策部各班 第2 救援対策部各班 住宅班	1週間 ～		
1-2	福祉仮設住宅の必要性和需要量を把握する	第1 救援対策部各班 第2 救援対策部各班	1週間 ～		
1-3	以降の対応は、マニュアル編第15節第3「住宅の整備」に準ずる	建築班 住宅班	1週間 ～		
2 福祉仮設住宅の要配慮者向けケア対策					
2-1	福祉仮設住宅団地内集会施設等に「スタッフ詰所」を設置し、必要な支援を行う	第1 救援対策部各班 第2 救援対策部各班 医療対策班	1週間 ～	災害ボランティア	
2-2	応急仮設住宅、福祉仮設住宅の入居者のうち、配慮が必要な者に対し、健康チェックや心のケア対策を行う	第1 救援対策部各班 第2 救援対策部各班 医療対策班	1週間 ～	災害ボランティア	

第19節 公共機関・施設の応急対策

第1 上水道の応急・復旧対策

▶本編：P応-89

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 上水道施設の応急対策					
1-1	下水道、電力、通信等関係機関と協力体制を確立し、道路等占用施設の被害状況の情報交換を行う	水道班	直後～	下水道、電力、通信等関係機関、道路管理者等	
1-2	水道施設、管理施設、断水地域・戸数等の緊急調査体制を確立する	水道班	直後～	道等	
1-3	水道施設、管理施設、断水地域・戸数、道路被害状況等の被害調査を行い、被害状況を把握する	水道班	直後～	道等	
1-4	水道施設等の被害調査結果を整理する	水道班	直後～	道等	
1-5	水道施設等の被害調査結果について、本部に報告する	水道班	直後～	本部及び道	
1-6	給水停止又は断水のおそれが生じたときは、市民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する	上下水道庶務班 秘書広聴広報班	直後～		
1-7	被害調査結果等をもとに、応急復旧の方針を決定する	水道班	24時間～		
2 上水道施設の復旧対策					
2-1	応急復旧方針に従い、要員配置、資機材調達、作業日程等の情報を加味した復旧計画を作成する	水道班	24時間～		
2-2	復旧計画に従い、応急復旧工事に投入可能な車両や人員を確保する	水道班	24時間～	建設協会、管工事組合	
2-3	必要に応じて、道、協定締結自治体等に応援を要請し、応急復旧体制を確保する	水道班	24時間～	道、協定締結自治体	
2-4	断水地域や復旧見込み等について、市民に広報する	上下水道庶務班 秘書広聴広報班	24時間～		

第2章 各業務の実施項目
 第19節 公共機関・施設の応急対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
2-5	復旧計画に従い、工事業者等へ水道施設の応急復旧工事業務を発注する	水道班	24時間 ～	工事業者	
2-6	地下埋設管の復旧については、道路管理者、警察署、地下埋設施設の管理者等と協議を実施する	水道班	24時間 ～	道路管理者、警察署、地下埋設施設の管理者	
2-7	発注業務を進捗管理し、水道施設の応急復旧工事の実施状況を把握する	水道班	24時間 ～		
2-8	必要に応じて、仮設配水管、消火栓を設置する	水道班	24時間 ～	消防本部	
2-9	水道施設の応急復旧状況を整理する	水道班	24時間 ～		
2-10	水道施設の応急復旧状況について、本部に報告する	水道班	72時間 ～	本部及び道	
2-11	水道施設の応急復旧にかかった費用を精算する	水道班	2週間 ～		

※全体を通じて日本水道協会と協働し、業務を実施する。

第2 下水道の応急・復旧対策

▶本編：P応-90

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 下水道施設の応急対策					
1-1	上水道、電力、通信等関係機関、道路管理者等と協力体制を確立し、道路等占用施設の被害状況の情報交換を行う	下水道班	直後～	上水道、電力、通信等関係機関、道路管理者等	
1-2	マンホール、管渠等の下水道関係施設の緊急調査体制を確立する	下水道班	直後～	道等	
1-3	下水道関係施設の被害調査を行い、被害状況を詳細に把握する	下水道班	直後～	道等	
1-4	マンホールからの溢水があるときは、必要に応じて、バキュームカーでの排出措置を講ずる	下水道班	直後～	清掃業者	
1-5	下水道施設等の被害調査結果を整理する	下水道班	直後～		
1-6	下水道施設等の被害調査結果を本部及び道に報告する	下水道班	直後～	本部及び道	
1-7	被害調査結果等をもとに、管路破断箇所、機能低下区域等を特定し、応急復旧の方針を決定する	下水道班	24時間～		
2 下水道施設の復旧対策					
2-1	応急復旧方針に従い、要員配置、資機材調達、作業日程等の情報を加味した復旧計画を作成する	下水道班	24時間～		
2-2	復旧計画に従い、応急復旧工事に投入可能な車両や人員を確保する	下水道班	24時間～	建設協会、管工事組合	
2-3	必要に応じて、道、協定締結自治体等に応援を要請し、応急復旧体制を確保する	下水道班	直後～	道、協定締結自治体	
2-4	下水道の被害影響範囲区域について、市民に広報する	上下水道庶務班 秘書広聴広報班	24時間～		
2-5	復旧計画に従い、工事業者等へ下水道施設の応急復旧工事業務を発注する	下水道班	24時間～	工事業者	

第2章 各業務の実施項目
 第19節 公共機関・施設の応急対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-6	地下埋設管の復旧については、道路管理者、警察署、地下埋設施設の管理者等と協議を実施する	下水道班	24時間 ～	道路管理者、警察署、地下埋設施設の管理者	
2-7	発注業務を進捗管理し、下水道施設の応急復旧工事の実施状況を把握する	下水道班	24時間 ～		
2-8	下水道施設の復旧状況を整理する	下水道班	24時間 ～		
2-9	下水道施設の復旧状況について、本部に報告する	下水道班	72時間 ～	本部及び道	
2-10	下水道施設の応急復旧にかかった費用を精算する	下水道班	2週間 ～		

※全体を通じて北海道下水道災害対策会議、日本下水道協会と協働し、業務を実施する。

第3 電気・通信・ガス・鉄道等施設の応急・復旧対策

▶本編：P応-90

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 電気・通信・ガス・鉄道等施設の応急・復旧対策					
1-1	各事業者と連絡調整し、連絡担当者を相互に決める	災害総括班	直後～	北海道電力ネットワーク、NTT、苫小牧ガス	
1-2	各事業者から被害状況、施設の復旧見込みを把握する	災害総括班	直後～	北海道電力ネットワーク、NTT、苫小牧ガス	
1-3	各事業者の被害、復旧見込み等の概況をとりまとめる	災害総括班	直後～	北海道電力ネットワーク、NTT、苫小牧ガス	
1-4	各事業者の被害、復旧見込み等について、市民に広報する	災害総括班 秘書広聴広報班	直後～	北海道電力ネットワーク、NTT、苫小牧ガス	
1-5	各事業者の施設の復旧状況を把握する	災害総括班	24時間～	北海道電力ネットワーク、NTT、苫小牧ガス	
1-6	各事業者の施設の復旧状況等を取りまとめる	災害総括班	24時間～	北海道電力ネットワーク、NTT、苫小牧ガス	
1-7	各事業者の施設の復旧状況等について、市民に広報する	災害総括班	24時間～	北海道電力ネットワーク、NTT、苫小牧ガス	

第4 道路・橋りょうの応急・復旧対策

▶本編：P応-91

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 道路施設の応急・復旧対策					
1-1	災害による落石、土砂崩壊等により被害を受けた道路・橋りょう、交通安全施設等の被害概況を把握する	土木班	直後～	建設コンサルタント事業者等	
1-2	道路・橋りょう、交通安全施設等の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する	土木班	直後～	建設コンサルタント事業者等	
1-3	道路・橋りょう、交通安全施設等の緊急点検調査を実施し、二次災害等の危険度を評価する	土木班	直後～	建設コンサルタント事業者等	
1-4	道路・橋りょう、交通安全施設等の緊急点検調査実施結果を整理する	土木班	直後～	建設コンサルタント事業者等	
1-5	道路・橋りょう、交通安全施設等の緊急点検調査実施結果を本部に報告する	土木班	直後～		
1-6	道路・橋りょうの被災状況を道へ報告する	土木班	24時間～	道、国(報告・共有等)	
1-7	道路・橋りょう、交通安全施設等に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難及び立入り制限等の措置を講ずる	土木班	直後～	建設コンサルタント事業者等	
1-8	道路・橋りょう、交通安全施設等に関し、道路障害物の除去、応急補修等の啓開作業を行うとともに、仮復旧等施設に応じた応急措置を講ずる	土木班	24時間～	国(報告・共有等)、建設協会等	
1-9	必要に応じて、道路啓開作業により収集された路上障害物の仮置場を確保する	土木班	24時間～		
1-10	道路・橋りょう、交通安全施設等に関し、必要に応じて、道等への応援要請を本部に依頼する	土木班	直後～		
1-11	道路・橋りょう、交通安全施設等に関し、実施した応急措置をとりまとめ、本部に報告する	土木班	24時間～		
1-12	道路・橋りょう、交通安全施設等に関し、実施した対応状況を道へ報告する	土木班	直後～	道、国(報告・共有等)	

第5 河川・海岸・指定地の応急・復旧対策

▶本編：P応-92

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 河川・指定地の応急・復旧対策					
1-1	河川管理施設、海岸管理施設、砂防設備(以下「河川管理施設等」という)の被害概況を把握する	土木班 産業庶務班	直後～	建設コンサルタント事業者、苫小牧港管理組合等	
1-2	河川管理施設等の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する	土木班 産業庶務班	直後～	建設協会、苫小牧港管理組合等	
1-3	河川管理施設等の緊急点検調査を実施し、二次災害等危険度を評価する	土木班 産業庶務班	直後～	建設コンサルタント事業者、苫小牧港管理組合等	
1-4	河川管理施設等の緊急点検調査実施結果を整理する	土木班 産業庶務班	直後～		
1-5	河川管理施設等の緊急点検調査実施結果を本部に報告する	土木班 産業庶務班	直後～		
1-6	河川管理施設等の被災状況を道へ報告する	土木班 産業庶務班	24時間～	道、国(報告・共有等)	
1-7	河川管理施設等に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難及び立入り制限等の措置を講ずる	土木班 産業庶務班	直後～	建設協会、苫小牧港管理組合等	
1-8	河川管理施設等に関し、障害物の除去、仮復旧等施設に応じた二次災害防止措置を講ずる	土木班 産業庶務班	24時間～	建設協会、苫小牧港管理組合等	
1-9	河川管理施設等の二次災害防止措置に関し、必要に応じて、本部に道等への応援要請を依頼する	土木班 産業庶務班	直後～		
1-10	河川管理施設等に関し、実施した二次災害防止措置を整理する	土木班 産業庶務班	24時間～	建設コンサルタント事業者、苫小牧港管理組合等	
1-11	河川管理施設等に関し、実施した二次災害防止措置を本部に報告する	土木班 産業庶務班	24時間～		
1-12	河川管理施設等に関し、実施した対応状況を道へ報告する	土木班 産業庶務班	直後～	道、国(報告・共有等)	

第6 その他の公共施設の応急・復旧対策

▶本編：P応-92

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 その他の公共施設の応急・復旧対策					
1-1	公共施設の施設管理者と連絡調整し、災害による公共施設の被害概況を把握する	施設を所管する各班	直後～		
1-2	必要に応じて、道（各事業担当課）、地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等に協力を要請し、被災建築物の応急危険度判定調査実施体制を確立する	建築班	直後～	道、地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等	
1-3	被災建築物応急危険度判定調査を実施し、避難の要否、継続使用に関する保守及び構造補強等の要否を判定する	建築班	直後～		
1-4	被災建築物応急危険度判定調査結果を整理する	施設を所管する各班	直後～		
1-5	公共施設の施設利用可否等を本部に報告する	施設を所管する各班	直後～		
1-6	公共施設に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難及び立入り制限等の措置を講ずる	施設を所管する各班	24時間～		
1-7	継続使用が可能な施設について、必要に応じた補修等の応急措置を講ずる	施設を所管する各班	24時間～		
1-8	被災した公共施設の応急措置に関し、必要に応じて、本部に道等への応援要請を依頼する	施設を所管する各班	24時間～	道	
1-9	市庁舎の被害が著しく執務に支障があるときは、仮設庁舎を確保する	施設を所管する各班	24時間～		
1-10	被災した公共施設に関し、実施した応急措置を整理する	施設を所管する各班	24時間～		
1-11	被災した公共施設に関し、実施した応急措置を本部に報告する	施設を所管する各班	24時間～		

第20節 応急教育活動

第1 学校の災害直後の措置

▶本編：P応-93

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 校舎等の緊急点検					
1-1	必要に応じて、学校等の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する	教育庶務班	直後～	学校長	
1-2	学校の緊急点検を実施し、二次災害等危険度を評価する	教育庶務班	直後～	学校長	参考20-1 参考20-2 参考20-3
1-3	学校の緊急点検調査実施結果を整理する	教育庶務班	直後～		
1-4	学校の緊急点検調査実施結果について、本部に報告する	教育庶務班	直後～		
2 児童・生徒、教職員の安否確認					
2-1	各学校が定めた学校防災計画に基づく報告等により、児童・生徒及び教職員等の安否状況を把握する	学校班	直後～	学校長	参考20-1 参考20-2 参考20-3
2-2	学校ごとの児童・生徒及び教職員等の安否情報を整理する	学校班	直後～		
2-3	学校ごとの児童・生徒及び教職員等の安否情報の整理結果について、本部に報告する	学校班	直後～		
2-4	安否不明な児童・生徒及び教職員等は、消防団、自主防災組織、警察署等と連携して、搜索する	学校班	直後～	消防団、自主防災組織、警察署	

参考20-1 災害が発生した場合の学校の措置（勤務時間内）

学校長	<ul style="list-style-type: none"> ○状況に応じ緊急避難の指示を行う。 ○児童・生徒・教職員の安否をまとめる。 ○児童、生徒を保護者に引き渡す、又は、教員の引率により、集団下校させる。 ○災害の規模、校舎等の被害状況を把握する。
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の安否を確認し、学校長に報告する。 ○応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

参考20-2 災害が発生した場合の学校の措置（勤務時間外）

学校長	<ul style="list-style-type: none"> ○参集した教職員の所属、職、氏名を確認する。 ○児童・生徒・教職員の安否をまとめる。
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○勤務時間外に災害が発生した場合は、所属の学校に参集する。 ○児童・生徒の安否を確認し、学校長に報告する。

参考20-3 市から災害に関する情報の連絡を受けた場合の学校の措置

学校長	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に関する情報を、速やかに教職員に伝達する。 ○ラジオ、テレビ、防災行政無線等で被害状況等の災害情報を収集する。 ○児童・生徒への伝達には、混乱防止の配慮をする。 ○状況に応じ児童・生徒の集団下校、休校等適切に措置する。
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○気象状況その他の災害に関する情報に注意する。 ○災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力して応急教育体制に備える。

参考20-4 その他の留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ・施設内における児童・生徒の救護は原則として、当該学校医、歯科医、養護教諭等が当たる。重傷者がいる場合は、医療機関に搬送する。 ・学校給食については、原則として一時中止するが、できるかぎり給食を継続できるように応急措置に努め、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定する。
--

第2 応急教育の実施

▶本編：P応-94

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 施設・職員等の確保					
1-1	児童・生徒や教職員の被災状況、インフラの復旧状況、避難所利用状況から、学校教育再開が困難な施設を把握する	学校班	72時間～	学校長	参考20-5
1-2	避難所に利用されている施設で学校教育を再開するときは、避難者の立入り禁止区域を設定する等、避難者と児童・生徒との住み分けを行う	学校班	72時間～	学校長	
1-3	学校再開、応急教育計画の検討に関して、必要に応じて、連絡協議会を設置する等、実施体制を確立する	学校班	72時間～	学校長	
1-4	学校教育再開が困難な施設があるときは、隣接する所管施設の利用や二部授業等の調整を行う	学校班	1週間～	学校長	
1-5	市内に適当な施設がないとき等、必要に応じて、応急仮校舎の建設、道へのあつせん要請あるいは応急仮設住宅の早期建設要望等を行う	学校班	1週間～	道、学校長	
1-6	教職員等が不足するときは、学校間における教職員の応援、道への協力要請（北海道災害時学校支援チームの派遣、被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）の活用）、民間教育機関の協力支援、臨時の学級編成等の調整を行う	学校班	1週間～	道、学校長	
2 応急教育の実施					
2-1	応急教育の実施について、児童・生徒、保護者に周知する	学校班 秘書広聴広報班	1週間～	学校長	参考20-6
3 学用品の調達及び給与					
3-1	学校長等と連絡調整し、教科書・学用品等を喪失又は損傷した就学上支障のある児童・生徒等の数を把握する	学校班	1週間～	学校長	
3-2	教科書・学用品等の必要数を学校別にとりまとめ、道に報告し、供給を受ける	学校班	1週間～	道	
3-3	供給を受けた教科書・学用品等について、学校を通じて、就学上支障のある児童・生徒に支給する	学校班	1週間～	学校長	
3-4	必要に応じて、就学援助費の支給、児童・生徒の心のケア対策、転出・転入の手続等、児童・生徒等の援助を行う	学校班	1週間～	道	

参考20-5 応急教育の実施場所の例

災害の程度	応急教育の実施場所
校舎の一部が被害を受けた場合	○特別教室 ○屋内体育館 ○2部授業を実施する
校舎の全部が被害を受けた場合	○公民館等の公共施設、隣接学校の校舎
特定の地域について、大きな被害を受けた場合	○避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設 ○応急仮設校舎の設置

参考20-6 応急教育の実施内容の例

健康・衛生に関する指導	○飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○衣類、寝具の衛生指導 ○住居、便所等の衛生指導 ○入浴等身体の衛生指導
その他の生活指導等	○児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。 ○児童・生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。
学習に関する教育	○教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。 ○健康指導、生活指導、安全教育に直接・間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。

第3 避難所開設への支援

▶本編：P応-94

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 避難所開設への支援					
1-1	学校が指定避難所として開設されたときは、施設管理者に避難所運営委員会の立ち上げに関する協力を依頼する	教育庶務班	24時間 ～	自主防災 組織	
1-2	各避難所の運営に必要な人材、資機材・物資等を整理する	教育庶務班	24時間 ～		
1-3	各避難所の運営に必要な人材、資機材・物資等を本部に報告する	教育庶務班	24時間 ～		

第4 保育園の災害直後の措置

▶本編：P応-95

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 園舎等の緊急点検					
1-1	保育園の緊急点検調査に必要な人員、資 機材を確保する	第2救援班	直後～	保育園長	
1-2	保育園の緊急点検を実施し、二次災害等 危険度を評価する	第2救援班	直後～	保育園長	
1-3	保育園の緊急点検調査実施結果を整理す る	第2救援班	直後～		
1-4	保育園の緊急点検調査実施結果につい て、本部に報告する	第2救援班	直後～		
2 園児、職員の安否確認					
2-1	園児及び職員等の安否状況を把握する	第2救援班	直後～	保育園長	
2-2	保育園ごとの園児及び職員等の安否情報 を整理する	第2救援班	直後～		
2-3	保育園ごとの園児及び職員等の安否情報 の整理結果について、本部に報告する	第2救援班	直後～		
2-4	安否不明な園児及び職員等は、消防団、 自主防災組織、警察署等と連携して、捜 索する	第2救援班	直後～	消防団、自 主防災組 織、警察署	

第5 応急保育の実施

▶本編：P応-95

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 応急保育の実施					
1-1	保育園長と連絡調整し、園児や職員の被災状況、園舎のインフラの復旧状況、避難所の利用状況から、保育再開が困難な施設を把握する	第2救援班	72時間 ～	保育園長	
1-2	保育再開が困難な施設があるときは、他の施設の利用等に関する調整を行う	第2救援班	72時間 ～	保育園長	
1-3	長期にわたり、園舎が使用不能で他の施設の確保が困難なときは、当該保育園長に自宅待機等の措置を指示する	第2救援班	72時間 ～	保育園長	
1-4	必要に応じて、保育再開の見通し、状況の推移等について、保育園長を通じて保護者に連絡する	第2救援班	72時間 ～	保育園長	

第21節 農林漁業対策

第1 農林漁業の被害の調査

▶本編：P応-96

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 農林漁業の被害の調査					
1-1	所管する農林漁業用施設等の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する	土木班 第2産業班	72時間 ～	苫小牧港 管理組合	
1-2	所管する農林漁業用施設等の緊急点検調査を実施し、二次災害等危険度を評価する	土木班 第2産業班	72時間 ～	苫小牧港 管理組合	
1-3	所管する農林漁業用施設等の緊急点検調査実施結果を整理する	土木班 第2産業班	72時間 ～	苫小牧港 管理組合	
1-4	所管する農林漁業用施設等の緊急点検調査実施結果を本部に報告する	土木班 第2産業班	72時間 ～	苫小牧港 管理組合	

第2 飼料の確保

▶本編：P応-96

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1-1	不足する家畜飼料の不足量を把握する	第2産業班	72時間 ～		
1-2	必要に応じて、道に 応急飼料のあっせん を要請する	第2産業班	72時間 ～	道	参考21-1

参考21-1 道への要請文書に記載する内容

- 飼料(再播用飼料作物種子を含む)
 - ・家畜の種類及び頭羽数
 - ・飼料の種類及び数量(再播用種子については、種類、品質、数量)
 - ・購入予算額
 - ・農家戸数等の参考となる事項
- 転飼
 - ・家畜の種類及び頭数
 - ・転飼希望期間
 - ・管理方法(預託、附添等)
 - ・転飼予算額
 - ・農家戸数等の参考となる事項

第3 農林漁業施設の防疫

▶本編：P応-96

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 農林漁業施設の防疫活動					
1-1	必要な農林漁業施設の防疫活動を把握する	土木班 第2産業班	24時間 ～		
1-2	農林漁業施設の防疫活動に必要な人員、資機材を確保する	土木班 第2産業班	24時間 ～		
1-3	必要に応じて、道に応援を要請する	土木班 第2産業班	24時間 ～	道	
1-4	農林漁業施設の防疫活動を実施する	土木班 第2産業班	24時間 ～		
2 死亡獣畜の処理					
2-1	マニュアル編第16節第2の5「死亡獣畜の処理」に準ずる	第2産業班			

第2.2節 大規模事故災害対策

▶本編：P応-97

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害対策本部の設置					
1-1	災害情報や被災状況を把握し、必要な配備体制を検討する	災害総括班	直後～		
1-2	動員が必要な部班に参集を指示する	災害総括班	直後～		
1-3	必要に応じて、現地に現地事故対策本部を設置する	災害総括班	直後～		
2 緊急避難					
2-1	大火、ガス・化学物質の漏えい等の場合、警察署と協力して住民に避難を指示する	消防部各班	直後～	警察署	
3 応急活動					
3-1	関係機関と連携し、各機関の防災計画に基づき、応急活動を行う	各部班	直後～	警察署、海上保安署	
3-2	<ul style="list-style-type: none"> ・道・自衛隊・ボランティアへの応援要請…第6節、第17節を参照 ・傷病者の救出・搬送…第7節を参照 ・災害現場における応急医療…第8節を参照 ・遺体の安置…第10節を参照 ・乗客等の避難誘導…第11節を参照 ・避難所の開設・運営…第11節を参照 ・避難者への食料、必需品の供給…第11節を参照 ・被災者の他地区への移送…第11節を参照 ・他地区からの被災者の受入れ協力…第11節を参照 ・現場の警戒…第13節を参照 				

第23節 災害救助法の適用

第1 災害救助法の適用手続

▶本編：P応-99

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害救助法の適用手続					
1-1	119番通報等で消防統括本部が把握している一次的な地域の人的被害、住宅被害概況を確認する	災害総括班	直後～		
1-2	市民からの情報提供や道との連絡調整等により覚知した人的被害、住宅被害概況を本部に報告する	災害総括班	直後～	道	
1-3	被害概況の調査結果をもとに、災害救助法の適用基準に該当する、又は該当する見込みがあるか判断する	災害総括班	直後～		
1-4	災害救助法の適用の必要があると認めるときは、道知事に報告し、災害救助法の適用を申請する	災害総括班	直後～	道	
1-5	道が被災する等、被害状況の報告が一時的に不可能なときは、災害救助法による応急救助に直ちに着手することを各班に伝達する	災害総括班	直後～		

第2 救助の実施

▶本編：P応-101

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 救助の実施					
1-1	災害救助法が適用されたときは、災害救助法の適用について各班に周知する	災害総括班	24時間 ～		
1-2	各班の救助実施状況を把握し、実施内容をとりまとめる	連絡記録班	24時間 ～		参考23-1
1-3	救助期間の延長が必要なときは、道知事にその旨を要請する	災害総括班	1週間 ～	道	
1-4	各班がそれぞれ実施した救助事務の実施記録（災害救助法様式）を作成する	連絡記録班	2週間 ～		
1-5	救助事務の実施記録（災害救助法様式）をとりまとめ、救助にかかった費用等を道本部に報告する	災害総括班 連絡記録班	2週間 ～		

参考23-1 災害救助法による救助項目と救助期間

	救助項目	救助期間
1	避難所の設置	7日以内
2	応急仮設住宅の供与	着工：20日以内
3	炊き出しその他による食品の供与	7日以内
4	飲料水の供給	7日以内
5	被服、寝具その他生活必需品の供与・貸与	10日以内
6	医療・助産	医療：14日以内 助産：7日以内
7	福祉サービスの提供	7日以内
8	被災者の救出	3日以内
9	住宅の応急修理 (住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	10日以内
	住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	3か月以内 国の災害対策本部が設置された場合：6か月以内
10	学用品の給与	教科書：1か月以内 文房具及び通学用品：15日以内
11	埋葬	10日以内
12	死体の搜索	10日以内
13	死体の処理	10日以内
14	障害物の除去	10日以内

※実施期間は災害発生の日から起算する。

第24節 市民生活の安定のための緊急措置

第1 り災証明書の発行

▶本編：P復-1

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 り災証明書発行窓口の開設					
1-1	り災証明書の発行業務の実施体制を確立する	広報調査庶務班	72時間～		
1-2	り災証明書の発行業務に必要な調査員・備品を確保する	広報調査庶務班	72時間～		
1-3	り災証明書の発行窓口を開設し、市民に広報する	広報調査庶務班 秘書広聴広報班	72時間～		
1-4	り災証明書発行窓口においてり災証明書発行申請を受け付ける	広報調査庶務班	72時間～		
2 被害認定調査の実施					
2-1	被害の概要を把握し、り災証明書の発行に係る被害認定調査の実施体制を確立する	建築班	72時間(目安)～	危機管理室	
2-2	住民基本台帳・課税台帳等の既存データを準備する	広報調査庶務班	72時間(目安)～	窓口サービス課、資産税課、ICT推進室	
2-3	必要に応じて、航空写真、ドローン撮影画像、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を収集する	建築班	72時間(目安)～	危機管理室	
2-4	り災証明書の発行に係る住家の被害認定調査を実施する	建築班	72時間(目安)～	他自治体職員(家屋評価等従事者)等	
2-5	り災証明書の発行に係る住家の被害認定調査の実施結果を整理する	建築班	72時間(目安)～	他自治体職員(家屋評価等従事者)等	
3 り災者台帳等の作成					
3-1	被災者の援護に関する情報を入手し、り災証明書の交付状況をもとに、り災者台帳等を作成する	広報調査庶務班	1週間～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-2	市内で保有していない情報等があるときは、他の市町村等に情報提供を依頼し、り災者台帳等に記載・記録する	広報調査庶務班	1週間 ～	他市町村	
3-3	り災者台帳等を用いて、関係部署間で被災者の情報を共有する	広報調査庶務班	1週間 ～		
3-4	外部が行う被災者援護を効率的に行うため、必要に応じて、申請に基づき台帳情報を外部に提供する	広報調査庶務班	1週間 ～		
4 り災証明書の発行					
4-1	住家の被害認定調査結果と照合し、り災証明書を1世帯に1通発行する	広報調査庶務班	1週間 ～	他自治体職員（家屋評価等従事者）等	
4-2	被害家屋が多く、市単独では円滑なり災証明の発行業務が困難なときは、道等に応援職員の派遣を要請する	広報調査庶務班	1週間 ～	道	
4-3	災害時の混乱により発行が困難、判定結果に不服があるとき等は、必要に応じて、被害家屋の再調査を行う	広報調査庶務班	1週間 ～		

第2 生活資金等の支給・貸付、税の減免

▶本編：P復-2

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 窓口の開設					
1-1	法令及び条例の規定に基づく、生活再建に係る資金の支給・貸付、災害時の税金や保険料等の減額・免除・猶予に関する条件や手続を把握する	第1庶務班	72時間 ～		
1-2	生活再建に係る資金等の支給・貸付、災害時の税金や保険料等の減額・免除・猶予に関する相談体制を確立する	第1庶務班	72時間 ～		
1-3	法令及び条例の規定に基づく、生活再建に係る資金等の支給・貸付、災害時の税金や保険料等の減額・免除・猶予に関する広報資料を作成する	第1庶務班	72時間 ～		
1-4	生活再建に係る資金等の支給・貸付、災害時の税金や保険料等の減額・免除・猶予に関する相談窓口を開設する	第1庶務班	1週間 ～		
2 相談への対応					
2-1	相談窓口において、各種相談、申請を受け付ける	第1庶務班	1週間 ～		
2-2	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続を行う	第1庶務班	1週間 ～		
2-3	各種相談、申請情報を整理する	第1庶務班	2週間 ～		

第3 生活再建支援

▶本編：P復-2

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 職業のあっせん					
1-1	企業や労働者の被災状況を把握し、災害による離職者の情報を把握する	第1産業班	1週間 ～	道、北海道労働局、苫小牧労働基準監督署	
1-2	雇用の確保対策が必要なときは、道に災害による離職者の状況を報告し、国の対策等を要望する	第1産業班	1週間 ～	道、北海道労働局、苫小牧労働基準監督署	
1-3	道、北海道労働局、苫小牧労働基準監督署等が就職の支援対策を実施するときは、その内容を把握し、情報を整理する	第1産業班	2週間 ～	道、北海道労働局、苫小牧労働基準監督署	
1-4	道、北海道労働局、苫小牧労働基準監督署等と連携して、被災事業主、被災求職者等に提供する	第1産業班	2週間 ～	道、北海道労働局、苫小牧労働基準監督署	
2 災害相談の実施					
2-1	生活再建に係る相談窓口を開設する	秘書広聴広報班	1週間 ～	災害ボランティア	
2-2	相談窓口において、各種相談を受付ける	秘書広聴広報班	1週間 ～		
2-3	相談内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続を行う	秘書広聴広報班	1週間 ～		
2-4	各種相談を整理する	秘書広聴広報班	2週間 ～		

第4 農林漁業、中小企業への支援

▶本編：P復-3

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 農林漁業関係者への支援					
1-1	道、北海道農業共済組合、とまこまい広域農業協同組合、日本政策金融公庫等と連携して、農林水産業の緊急支援資金に関する制度利用条件や手続を把握する	土木班 第2産業班	1週間 ～	道、北海道農業共済組合、とまこまい広域農業協同組合、日本政策金融公庫	
1-2	農林漁業の緊急支援資金に係る相談体制を確立し、相談窓口を開設する	土木班 第2産業班	1週間 ～		
1-3	農林漁業の緊急支援資金に関する広報資料を作成する	土木班 第2産業班	1週間 ～		
1-4	被災者の相談に統一的に対応するために、関係機関や道と協議し、相談・指導内容について協議を行う	土木班 第2産業班	1週間 ～	道、北海道農業共済組合、とまこまい広域農業協同組合、日本政策金融公庫	
1-5	相談窓口において、各種相談、申請を受け、内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続を行う	土木班 第2産業班	1週間 ～		
1-6	相談、申請情報を一元的に管理する	土木班 第2産業班	2週間 ～		
2 中小企業への支援					
2-1	道、苫小牧商工会議所、日本政策金融公庫等と連携して、商工業者の再建資金に関する制度利用条件や手続を把握する	輸送班	1週間 ～	道、苫小牧商工会議所、日本政策金融公庫	
2-2	商工業者の再建資金に係る相談体制を確立し、相談窓口を開設する	輸送班	1週間 ～	道、苫小牧商工会議所、日本政策金融公庫	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-3	商工業者の再建資金に関する広報資料を作成する	輸送班	1週間 ～	道、苫小牧商工会議所、日本政策金融公庫	
2-4	被災者の相談に統一的に対応するために、関係機関や道と協議し、相談・指導内容について協議を行う	輸送班	1週間 ～	道、苫小牧商工会議所、日本政策金融公庫	
2-5	相談窓口において、各種相談、申請を受け付け、内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続を行う	輸送班	1週間 ～	道、苫小牧商工会議所、日本政策金融公庫	
2-6	相談、申請情報を一元的に管理する	輸送班	2週間 ～	道、苫小牧商工会議所、日本政策金融公庫	

第5 義援金の受入れ・配分

▶本編：P復-3

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 義援金の募集					
1-1	道、日本赤十字社、道共同募金会等の関係団体と協議会を結成する	財政・出納班 第1庶務班	72時間 ～	道、日本赤十字社、道共同募金会、道社会福祉協議会、市社会福祉協議会、道市長会	
1-2	協議会において決定される義援金の募集方法、募集期間、広報方法等を確認する	財政・出納班 第1庶務班	72時間 ～		
1-3	市社会福祉協議会と調整し、義援金の受付・保管、配分の実施体制を確立する	財政・出納班 第1庶務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
1-4	市社会福祉協議会と調整し、受付窓口や振込指定口座を開設する	財政・出納班 第1庶務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
1-5	義援金の募集に関する広報を実施する	財政・出納班 第1庶務班 秘書広聴広報班	72時間 ～		
1-6	必要に応じて、市社会福祉協議会と連携して、市独自の義援金の募集を実施する	財政・出納班 第1庶務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
2 義援金の受付け・保管					
2-1	義援金の提供を受け付けたときは、領収書を発行し、帳簿等を整備する	財政・出納班 第1庶務班	72時間 ～		
2-2	道が結成した協議会等へ引き継ぐまでは金融機関等へ預け入れる等確実な方法で受け付けた義援金を一時保管する	財政・出納班 第1庶務班	72時間 ～		
2-3	義援金の受付状況を整理する	財政・出納班 第1庶務班	1か月 ～		
2-4	本部・協議会に義援金の受付状況を報告する	財政・出納班 第1庶務班	1か月 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3 義援金の配分					
3-1	協議会で決定された配分方針を確認する	財政・出納班 第1庶務班	1か月 ～		
3-2	本部が把握する被災者状況を確認する	財政・出納班 第1庶務班	1か月 ～		
3-3	協議会で決定した配分方針に従い、市に 配分された義援金を被災者へ配分する	財政・出納班 第1庶務班	1か月 ～		
3-4	義援金の収納額や用途を整理する	財政・出納班 第1庶務班	1か月 ～		
3-5	義援金の収納額や用途の整理結果につい て、市民に広報する	財政・出納班 第1庶務班 秘書広聴広報班	1か月 ～		